

平成 31 年 1 月 18 日  
木津川下流河川保全利用委員会  
資料 2

## 平成 30 年度 審議対象案件の占用施設説明書

## 目 次

34. 川口市民公園（八幡市） .....	1
33. 木津川河川敷運動広場（久御山町） .....	24
35. 京都府木津川運動広場（京都府） .....	47
31. 城陽市立木津川河川敷 運動広場（城陽市） .....	69
36. 田辺木津川運動公園（京田辺市） .....	169

## 34. 川口市民公園 (旧八幡市立運動広場)

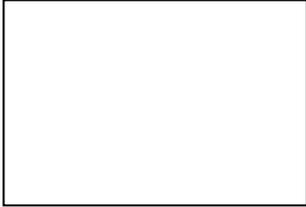
記入者：八幡市役所道路河川課 木花

ランク：A

番号	34. 川口市民公園 (旧八幡市立運動広場)	占用 目的	運動場	許可受者	八幡市	場所	左岸 2.8k+12m～3.0k+149.5m 左岸 2.4k+161m～2.6k+62m
----	---------------------------	----------	-----	------	-----	----	--

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	 
現在の 利用形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>野球場 2 面 (兼サッカー場)</li> <li>ソフトボール場 2 面</li> </ul>	都市計画 の有無	都市計画決定無し (都市公園として位置付け)
占用面積	29,649.86 m <sup>2</sup>	付帯施設等	便所 1 基 事務所 1 基 物置 1 基 ベンチ 12 基 看板 6 箇所 バックネット 4 箇所 サッカーゴール 2 対
許可の経緯	<当初許可> S56.10.16 <許可期限> H32.3.31	利用者数	平成 25 年度 4,237 人 平成 26 年度 3,702 人 平成 27 年度 6,645 人 平成 28 年度 6,173 人 平成 29 年度 3,621 人 ※実際の利用人数を現地にてカウント、集計。
堤内地・ 堤外地	堤内地 ○ 堤防 ○ 堤外地		
周辺の 土地利用の 状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤内地は、第一種中高層住居専用地域 (中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域) となっており、市街地を形成している。</li> <li>占用地付近の堤外地は、上下流とも自然の形態である。</li> </ul>		
関連諸計画 における 占用地の 位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 5 次八幡市総合計画では、市民生活に定着した河川公園の自然と調和した整備の促進をはかる地域と位置づけている。</li> <li>八幡市都市計画マスタープランでは、「市民レクリエーション拠点」として位置づけている。</li> <li>地域防災計画では、緊急時に大型ヘリコプターが離着陸できる指定地として位置づけている。</li> <li>八幡市みどりの基本計画では、「みどりの拠点」として位置づけている。</li> </ul>		
その他 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和 59 年 7 月、運動施設のある公園が不足し、野球場等の市民の要求が充足できない状況にあり、堤内地における用地の確保も困難であったことを受け、占用許可申請を行ったもの。</li> <li>平成 16 年 10 月台風 23 号、平成 21 年 10 月台風 18 号、平成 23 年 9 月台風 12 号、平成 25 年 9 月台風 18 号、平成 26 年 8 月台風 11 号、平成 29 年 10 月台風 21 号で冠水被害。</li> </ul>		

ランク：A

番号	34. 川口市民公園 (旧八幡市立運動広場)	占用 目的	運動場	許可受者	八幡市	場所	左岸 2.8k+12m～3.0k+149.5m 左岸 2.4k+161m～2.6k+62m
----	---------------------------	----------	-----	------	-----	----	--

## 2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該施設は、年間 5,000 人程度（過去 5 年平均）の利用者があり、市民の交流の拠点として、地域住民に親しまれながら、身近な運動広場として、益々重要になっており、今後も必要不可欠なため、引続き施設を維持することが必要である。</li> <li>一人当たりの公園面積 現状：7.67m<sup>2</sup>/人（平成 30 年 4 月 1 日現在、街区公園以上の面積） ※公園整備目標なし</li> <li>各種計画にて、「市民レクリエーション拠点」、「みどりの拠点」、「緊急時のヘリ離発着地点」と重要な位置付けをしている。</li> <li>当該施設は恒久的な占用である。</li> </ul>	
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理主体は、公益財団法人八幡市公園施設事業団（指定管理者）である。</li> <li>利用規則を設けている。 (利用に当たっての注意事項、禁止事項を施設内に掲示。)</li> <li>主な管理内容（管理規則等で規定）は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の予約受付（先着順）を実施している。</li> <li>天気予報により洪水が予測される場合は、便所、物置、バックネット等の付帯施設を占用地外に移動させている。</li> <li>洪水時の撤去訓練を年 1 回（出水期前）実施している。</li> <li>その他：施設点検、除草作業、清掃作業、グラウンド維持作業（適宜実施）</li> </ul> </li> </ul>	
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>ソフトボールチーム、サッカーチーム等の複数の団体が、年間を通じて利用している。</li> <li>市役所職員、自治会団体等の合同の防災訓練にも使用している。</li> <li>車両駐車については、管理人が常駐し管理を行っている（占用区域内への駐車）。また、乗り合い等で乗り入れ台数を減らす指導を行っている。</li> <li>平成 24 年に市内河川敷公園のグラウンド機能の入れ替えを行い、利用者による上流部の不法占用の解消に努めた。</li> </ul>	
前回審議の 意見と対応	前回審議の意見	前回審議意見の対応
	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発広報を実施する際には、希少種や外来種に関する説明等、市民の環境理解を進めるよう配慮されたい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「八幡のまちの小さな仲間たち 2016」という市内の生物生態調査報告書でも希少種や外来種の説明をしている。</li> </ul>
環境保全 に向けて 申請者の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>八幡市内の生物生態調査報告書「八幡のまちの小さな仲間たち 2016」を活用した自然環境学習などの実施を検討している。</li> <li>平成 21 年度に占用施設の入口及び水辺付近に生息する生物の案内看板を設置しており、今後も利用者の自然環境意識の向上に努める。</li> <li>平成 29 年度に自然観察ハイクという三川合流域の自然を紹介するイベントを行った。</li> </ul>	
その他		

ランク：A

番号	34. 川口市民公園 (旧八幡市立運動広場)	占用 目的	運動場	許可受者	八幡市	場所	左岸 2.8k+12m～3.0k+149.5m 左岸 2.4k+161m～2.6k+62m
----	---------------------------	----------	-----	------	-----	----	--

### 3. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の 自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 占有地は運動広場として整備されている。</li> <li>・ 滞筋が大きく蛇行している区間である。</li> <li>・ 水際は自然河岸で、上流部分の前面に大規模な砂州が形成されている。</li> <li>・ 砂州には大規模なオギ群落があるが、外来種のセイタカアワダチソウも広く見られる。</li> <li>・ 水際には自然裸地が広く見られる。</li> <li>・ 下流部分はヤナギなどが見られる自然河岸である。対岸には、自然裸地が広く形成されている。</li> <li>・ 対岸砂州にはツルヨシ、セイタカヨシ、ヤナギなどが見られる。</li> <li>・ オオヨシキリなどのヨシ類の群落に依存する鳥類が見られる。</li> <li>・ 堤防天端は自転車道として整備されている。</li> <li>・ 背後地は新興住宅地で、現在も宅地化が進んでいる。</li> </ul>
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 占有地周辺の低水路内には、蛇行した滞筋を中心に、砂河川である木津川特有の大規模な河原が形成されていることから、河原やヨシ原で生息・繁殖する鳥類にとって貴重な場所である。</li> <li>・ 重要な種として鳥類ではオオヨシキリ等が確認されている。</li> </ul>
<p>水際の 状況</p>	<p>水域までの 距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水域までの距離：10～100m</li> <li>・ 下流部分の河岸は自然河岸であるが、流水に洗われた状態で急峻で、前面の水域は深い。</li> <li>・ 上流部分も自然河岸で、砂州が形成され、高水敷から砂州に入る道路も見られる。</li> <li>・ 高水敷の端部には柵（一部板状）が設置されている。</li> </ul>
	<p>水面との 高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約 6m</li> </ul>
<p>環境面から見た 望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下流部分は水際が急峻かつ前面が深い流れで危険であることから水際の利用の場合には、安全性確保が必要である。</li> <li>・ 上流部分は砂州に近づきやすい環境であるが、車の乗り入れなどの制限が望まれる。</li> <li>・ 砂州部が重要と考えられることから、特に、春～秋にかけての生物の繁殖期には生物の忌避行動につながるような行為（多くの人が集まる、大きな音が出るなど）は避けた方がよい。</li> <li>・ 昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る。</li> <li>・ 法面に貴重な植物等が生育している可能性があるため、除草等については別途出張所等と調整を行う。</li> <li>・ 利用範囲の認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。</li> <li>・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用地及び周辺での利用のあり方や環境保全への意識向上を図る。</li> <li>・ 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。</li> <li>・ 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。</li> </ul>

ランク：A

番号	34. 川口市民公園 (旧八幡市立運動広場)	占用 目的	運動場	許可受者	八幡市	場所	左岸 2.8k+12m～3.0k+149.5m 左岸 2.4k+161m～2.6k+62m
----	---------------------------	----------	-----	------	-----	----	--

**4. 占用許可期間の更新についての意見**

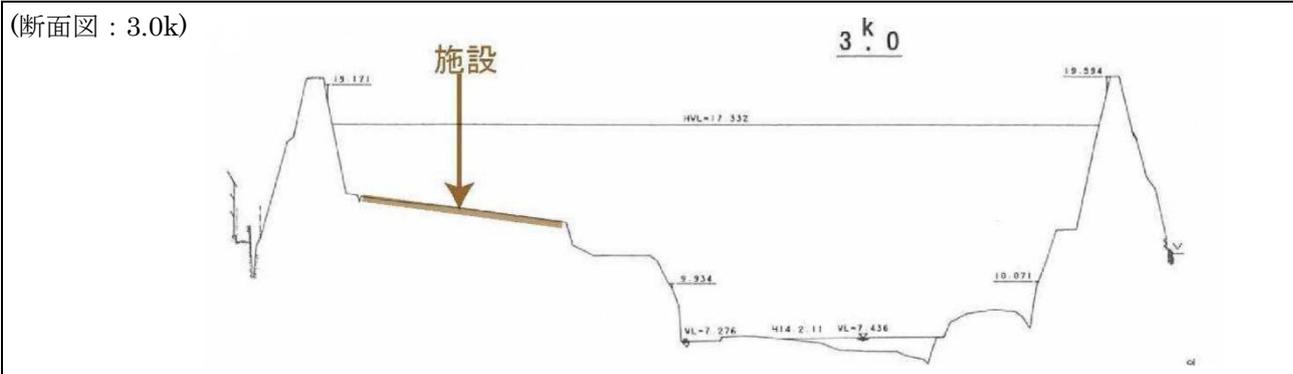
(委員会作成)

ランク：A

番号	34. 川口市民公園 (旧八幡市立運動広場)	占用 目的	運動場	許可受者	八幡市	場所	左岸 2.8k+12m～3.0k+149.5m 左岸 2.4k+161m～2.6k+62m
----	---------------------------	----------	-----	------	-----	----	--

5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(写真撮影者：占用者)



(H30.9.6 事務局撮影)

ランク：A

番号	34. 川口市民公園 (旧八幡市立運動広場)	占用 目的	運動場	許可受者	八幡市	場所	左岸 2.8k+12m～3.0k+149.5m 左岸 2.4k+161m～2.6k+62m
----	---------------------------	----------	-----	------	-----	----	--

(写真撮影者：委員会事務局)



(H30.9.6 事務局撮影)

## 【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)

●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:34.川口市民公園)

記入者:木花大地(八幡市役所道路河川課)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			第5次八幡市総合計画では、市民生活に定着した河川公園の自然と調和した整備の促進をはかる地域として位置づけている。 八幡市都市計画マスタープランでは、「市民レクリエーション拠点」として位置づけている。 八幡市どりの基本計画では、「みどりの拠点」として位置づけている。			○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			八幡市地域防災計画では、緊急時に大型ヘリコプターが離陸できる指定地として位置づけている。大型機が離陸できる所は、市内で3箇所のみである。 市画は無い。 市内地は、第一種中高層住居専用地域であり、市官地を形成しているため、代替施設の設置は無い。 その他の既存施設においても、利用予約を多数受け付けているため、当該グラウンドの代替施設としての利用は無い。			○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			市画は無い。			○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水際部の占用面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 ・河川敷内で場所移動等			市画は無い。 現在、ソフトボールチーム、サッカーチーム等が年間を通して継続的に利用しているため、現状のグラウンドを縮小することは無い。 毎年経費に河川敷水による冠水被害を受けられているため、可能ならば冠水頻度を減らす。			○:ある △:検討中 ×:ない	
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す			八幡市環境保全課、八幡市教育委員会などと連携し、自然環境学習などの実施を検討している。			○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			平成21年に自然環境啓発センターを設置しており、利用者に川辺環境への配慮を呼びかけているが、今後は自然環境学習の推進、草花内訳調査などにより川らしい利用を推進する。			○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			年間予約は年に2回抽選を行い、窓口での通常予約は先着順での受付を行っている。また、宮都府の公共施設案内予約システムにより、インターネット上で広く一般の方からの利用を受け付けている。			○:公平に利用できる △:公平に利用できない場合がある ×:特定の者が利用	
8		利用状況は占用目的に合致しているか			当該施設は「運動場」として占用許可を受けており、野球場、ソフトボール場、サッカーコートとして利用している。			○:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか			河川レジャーなどと連携した、自然環境学習などの実施を検討している。			○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			「八幡のまちの小さな仲間たち」という市内の生物多様性調査報告書により、野鳥、昆虫等の生息を把握している。 河川敷内については四角野原へ、野鳥方面については南から北へ向けて見守りしているため、比較的東側、北側が見守りやすい。 平成16年10月台風23号、平成21年10月台風18号、平成23年9月台風12号、平成25年9月台風18号、平成26年8月台風11号、平成29年10月台風21号で冠水被害			○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか						○:把握している △:調査中 ×:連携していない	

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)

記入者:木花大地(八幡市役所道路河川課)

●河川保全利用手チェックリスト(占用地 名称:34.川口市民公園)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
12		施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等			・占用箇所と隣接している河川は自然河川であり、ヤナギやオオモミなどが自生している。従来の自然環境を破壊することなく、環境に配慮して施設利用を行っている。			○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
13		管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の高鳥時期の利用制限等			・定期的清掃、除草を行い、自然環境の保全に努めている。 ・平成21年に自然環境啓発看板を設置しており、自然環境学習における活用を検討している。			○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
14		施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	啓発広報を実施する際には、希少種や外来種に関する情報発信、注意喚起は行っているか、市民の環境理解を進めるよう配慮されたい	「八幡のまちの小さな仲間たち2016」という市内の生物多様性調査報告書でも希少種や外来種の説明をしている。現地に自然啓発看板の設置をすするなど、利用者への自然保護啓発に努めている。	・自然啓発看板設置により、周辺の自然環境への配慮を呼びかけている。			○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
15		占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか			・関係部局と連携を取り、生物多様性調査報告書、自然啓発看板などを活用した自然学習会の開催を検討している。			○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか			・設置されていない。			○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	
17		占用区域外を使用していないか (例)トイレ、遺棄入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等			・占用区域外は使用していない。			○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
18		占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか			・グラウンド利用時はボールが飛び交うため、水辺へのアクセスの支障となる場合がある。 ・水辺へのアクセス路が無い。			○:支障はない △:支障になる場合がある ×:支障がある	
19		地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等			・迷惑な利用はない。			○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20		利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか			・管理運営規則を定めている。 ・利用ルールを定めている。			○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
21		管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか			・使用後の清掃、ゴミの持ち帰り等の指運は行っているが、管理運営規則・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する明確な項目は無いため、見直しを検討している。 【管理運営規則】 【利用ルール】 ・施設利用手続き時に説明を行っている。			○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	
22		管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか			・指定管理委託の仕様書に記載。 【利用ルール】 ・施設利用手続き時に説明を行っている。 ・現地看板にて利用ルールを周知している。			○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	

## 【参考資料】河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

平成 27 年度  
木津川下流保全利用委員会

平成 27 年 12 月 16 日

## 2) 平成27年度 審議対象案件

### 2-1) 川口市民公園 (八幡市)

審議事項の2番目、平成27年度審議対象案件の1つ目、川口市民公園 (八幡市)、これをよろしくお願ひします。

○司会 (高橋) それでは、占用者の方は前の席にお移りください。

審議の順番をご説明させていただきます。

案件の順番といたしましては、議事次第にございますような順番でございます。5件でございます。

初めに、事務局から審議対象案件の概要と前回審議の意見等につきまして簡単に説明させていただきます。その後、チェックリストを中心にしまして、各占用者様からご説明をいただきたいと思ひます。

全体の審議時間がトータルで2時間ということでございますので、できるだけポイントを押さえた簡単な説明に心がけていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局から1番目の案件、川口市民公園につきまして簡単に概要を説明させていただきます。

○事務局 (峠) 審議資料2ですけれども、2ページをご参照ください。

34番の川口市民公園でございます。占用目的は運動場となっております。

場所につきましては、左岸側の2.8キロぐらいのところでございます。

1番の施設の概要ですけれども、上から2つ目、現在の利用形態でございますが、野球場が2面、ソフトボール場が2面ございます。その下、占用面積でございますが、2.9万平米程度となっております。

利用者数でございますが、平成26年度ですと3,700人程度が利用されているというところでございます。

次に、4ページに飛んでいただきまして、地域の状況ということで、3番の表の一番上になります。「占用地及び周辺の自然環境」というところでございますけれども、かいつまみますと、上から6個目、下流部につきましては、ヤナギなどが見られる自然河岸となっております。対岸には自然裸地が広がっているという状況にあります。さらにその2つ下、地域にはオオヨシキリなどのヨシ類の群落に依存する鳥類が生息しているという環境でございます。

このような中でということで、3ページに戻っていただきまして、下から3つ目の「前回審議の意見と対応」というところでございます。前回の審議でございますけれども、ご意見を3ついただいております。土砂を持ち込まずに災害復旧を実施するなど、昨年度の指摘事項をほぼ100%改善されている点は評価できる。市民が主体となった清掃活動や自然環境学習への資料や情報提供など、積極的に支援されたい。3つ目の意見としては、河川敷グラウンドとしてふさわしい利用に関する利用者の意識の向上にも努力されたい。このような3つのご意見をいただいているという状況にあります。

以上になります。

○村上委員長 占有者の方、お願いします。

○占有者（八幡市） 八幡市役所の東でございます。よろしくお願いいたします。

前回審議でいただいております意見と対応についてでございます。

前回のご意見で、土砂を持ち込まずに災害復旧するなどということで評価をいただいているんですけども、残念ながら26年度にまた冠水がありまして、芝が生えていないところを中心に土が流れてしまいました。それについては、どうしても中での処理ということができませんでしたので、客土をすることによってその復旧を行ったところでございます。

復旧につきましては、また流れるということを少しでも減らすために、野芝の播種をしまして、それであるべく草地の部分を増やして、万が一災害が起こったときでも流出量を防ぐというような対策を講じているところでございます。

次に、市民が主体となった清掃活動の件でございますけれども、今、八幡市、かなり古い本なんですけれども、「八幡のまちの小さな仲間たち」という格好で本を作成しております。これについては、作成してから相当の年月がたっておりまして、これが1993年（平成5年）の発行になっているんですけども、平成26年度と平成27年度でこれの改訂というか、更新版を今発注・制作をしている最中でございます。またこれの新しい版ができますと、それを使っての学習会なんかも企画する計画も今進めているところでございますが、まだ具体のものもできておりませんので、案は進んでおりません。

それとあと、背割堤のところの三川の合流部で毎年夏に七夕まつりを8月の2週目ぐらいにやっているんですけども、そこで河川レンジャーの方のお力をかりまして、いろいろブースを出すんですけども、そのブースの一つに河川レンジャーさん、国交省さんのブースを設けていただいて、そこに水槽を持ってきて生き物を来場者に見てもらおうとか、パンフレットを配布するとかというようなPR活動は毎年やってきているところでございます。七夕まつりにつきましては、今年第7回目ということで、私の記憶によりますと、ここ4回、5回ぐらい、河川レンジャーさんが毎年出していただいているというような状況でございます。

それと、先ほど申しました本につきましては、21ページにその本のコピーをつけております。

3点目の河川敷グラウンドとしてふさわしい利用に関するという件につきましては、看板の設置と、それと占有の範囲がどこまでかということを利用者に明確にわかっているようにというようなことで、平成28年度に向けた予算要求、まだ要求の段階ですけども、境界が一般の方にもわかるように、ここが占有範囲内ですというようにわかる杭の設置。それと、20ページになりますけれども、既存の看板を新しいものに更新するなり、設置を追加するなりというような予算措置をして、自然啓発の意識向上なんかも努めていきたいというぐあいに考えているところでございます。

以上でございます。

○村上委員長 委員の方、どうぞ。

○久保田委員 よくされているんじゃないかなというふうに思いますけれども、グラウンドの土の面を少なくして芝生の面を増やすということで、土砂の流出を防ぐというよう

な対策が進んでいるということですが、この辺は利用者の方々の理解というのは大丈夫ですかね。ぜひ進んでほしいなと思うんですけども。

○占用者（八幡市） 基本的に野球、ソフトボールで、内野部分にまで芝生を生やすというのは、利用者にとってはイレギュラーとかいろいろ発生しますので、実際あんまり人気ないです。蒔かんといってくれと。ですから、今あるところで、蒔けるところで蒔くというような対応になっています。

○宗田委員 土砂を客土したというお話ですが、幾らぐらいかかりましたか。

○占用者（八幡市） 260立米を入れまして、播種とかいろんな工事もありますけれども、全体で240万円で発注をしたものでございます。

○宗田委員 冠水の頻度という問題もありますが、二、三年に一度240万円かかるというふうに考えると、内野でイレギュラーのボールのはね方がする、しないのために240万円を八幡市民全員が負担するということの妥当性に関しては、市役所としてどうお考えですか。

○占用者（八幡市） なかなか難しいですけども、毎回河川の冠水については、災害扱いみたいな格好になっています。補助金もいただいています。

○宗田委員 そういう話であれば、補助金も国民の税金ということになりますから、そこは慎重に対応していただいたほうがいいと思うんですね。

○占用者（八幡市） 利用については、八幡市内にそのようなグラウンドをとるスペースがありませんので、市としては、そのグラウンドはやはりずっとこのまま持続したいというのがありますので、基本的にはやむなしというような判断を……

○宗田委員 240万はやむなしと。

○占用者（八幡市） はい。

○宗田委員 それは市民の皆さんには十分伝わっていることですかね。

○占用者（八幡市） 今回の復旧工事について、これが是か非かみたいなことでの市民に対するPRはできてないですけども、一応議会制をとってますので、議会のほうにも報告をし、今年の被害の状況がどうであったのかというようなことも報告しておりますので、そういう意味から一定の理解はいただいているというぐあいに判断はしております。

○宗田委員 それは公式のお立場でしょうけれども、ただ、こういうことが一個一個明らかになってくると、本当に妥当な公金の支出であるかどうかということに関しては、いろいろ厳しい目も出てくると思うんですね。だから、八幡市さんが今でも十分財政の豊かな自治体だということは今のお話でよく理解できましたが、本当に適正な支出であるかどうかということです。

非常に大勢の方が野球をされるところなのではないと言えそうなんですけど、今そういうことが許されないようなことはたくさんありますので、必要だとわかっているけど削らなければいけないような予算というのはいっぱいあるわけですよ。その中で、国の補助金を使って復旧していることを、利用者の方にもちゃんとお伝えするべきだと思うんですね。既得権のようにグラウンドだから使いたいというつもりでおられる。河川法も変わりましたし、国の財政状況も変わってる中で、本当は対話をすべきことではないかと思うんですね。

すみません、もうこれ以上言いません。

○村上委員長 僕の気になるのは、表土が流出したから入れたというんですが、国交省はそれを認めたというんですが、河川の中に土を入れること自身は基本的にはだめですね。そうすると、どこまでだったら許したのかという、その辺のことはどうなってるんですか。

○河川管理者（増田） 村上委員長がおっしゃったように、河川法27条で、川の中に土を入れるというのは基本的にはだめですよということになっています。ただ、今回、こういった占用地を利用するという目的で、管理者がしっかりしているところの占用地である程度の原状復旧、それ以上になったらアウトですけれども、必要最小限の原状復旧という話になりましたら、その状況とかを個別に、いついつこういうことをするからねというのを届けていただいたら、それだけは認めると。認めるというか、それだけはやむを得ないと形になっておるとというのが現状でございます。

○村上委員長 だから、260立方メートルというのが妥当かどうか。要するに僕が前に気にしていたのは、地盤高が高くなっているのはおかしいだろうと。だから、地盤高は維持しないといけないでしょうという話をしたわけですね。それは明らかに持ち込みになりますから。その後、結局、それはもう辻本先生の分野ですけれども、河川の流量が減りますね、それだけ。それは治水上非常に困ったことになりますから、その部分に関してそういうことが起こってないということが保証されないといけないですね。そうすると、その許可の基準というものをある程度持たないといけないですね。

その辺のところは、前は地盤高が上がっていくことに関しては全然議論にならなかった。僕が初めて、何かベンチが全部埋まってしまうんじゃないかということを出して、そういうこともあるんだと言い出したんですけどね。だから、その辺のところは、原状復旧という言葉によってどこまでかというのは、やっぱりきっちりしておかないとあかんと思います。そうせんと、それは河川法違反ですからね。

○河川管理者（増田） 従前、先生がおっしゃったみたいに、復旧で立派になり過ぎておるというのはありました。それで、それはもうのけろとかいう話も出てきました。それからあと、実際復旧にすごい金をかけてやるんだということになるんだとしたら、これは占有者の方には申しわけないけれども、可能性としてもう利用できなくなったね、縁が切れたねという話にもなるかというレベルのものだったら、そこまではよう直させませんとかいうのも可能性はあります。

人力とか、変な話ですけど、トラックとかを入れて小まめにやりますということになるんだとしたら、基本的にはある土を使ってくださいと。それで土がどうしてもなかったら、必要最小限度、従前の写真なり、そのレベルにするんですよというところを見て、後でうちの巡視が見て立派になり過ぎておったらあかんよとか、広がっておるんじゃないかとかいうのは、見させてもらっておるとというのが現状でございます。

○村上委員長 だから、平成24年度の申請のときはそういうことを言ったものだから、ちゃんとそれでやりはって、うまいこといったなと思ったら、今度はぼんと入ってるというね、これはちょっと逆行しとるわけですね。

そういう意味では、その点に関しては、もう少し入れるときのことを、その点は全然僕、報告を受けていなかったんですが、やっぱりそういうことも保全利用委員会の審議

事項だと思うんですよ。だから、そういうことがあるときには、やっぱり一言声をかけてもらったほうがいいと思うんですけどね。そうしないと、何か実質が決まっておって、いつの間にか後追いをしているという話になるのは困ると思いますね。

- 辻本委員 今の話ですけれども、結局、占有者と河川管理者がお互いどんなところを分担してチェックしているのかということなんでしょうね。いわゆる出水の後、地形の変化がどんなふうになったかというのは、やはり河川管理者のほうできっちり把握される話と、占有者のほうで施設としての不具合がどんなものかという調査なり申し出がきっちり合っているのかどうかというものを両方で準備してもらって、それをやっぱり委員会とかで見ておくということが大事なんでしょうね。感覚だけで、大体削れているんだからという話でなくて。

それから、やはり量が問題なんでしょうから、量もきっちり測量とともに明示されておいたほうが、問題なくやれるんじゃないですかね。

- 村上委員長 これね、ここに限ったことでなしに、いろんな災害が起こった災害復旧に対してどうするかというのは一般原則を含んでいるので、そこで気にしているんですけどね。だから、やっぱりそのことに対しては、一定の基準でちゃんとやっていますよということを示さないと問題が起こると思う。

それでこの前言ったことは、過剰に直しとるやないかという話があって、それが対岸の人と災害を受けるほうにとっては、自分とは災害を受けておるのに、相手は高くしていきよるといって、非常に欲求不満が起こってくるというので問題が起こったわけですね。その辺のことは、やはり僕は河川は考えるべきだと思うんですよ。それは河川管理者が考えないと考えられることではないと思いますので、そういう点で、僕はこの前からかなり気にしていたわけです。

これはちょっと、全体の利用委員会の中でもそういうことは何かルールをつくって、内規的なものをつくってもらったら一番いいと思いますね。だから、災害復旧に関する内規的なものですね。どうするかということは、そちらでつくっておいたほうが、どこの河川でも起こることやと思うんです。そういうお願いをして……。

- 辻本委員 占有の場合、一番最初のときは、基盤整備は河川管理者がやっているんですか。

- 河川管理者（増田） 占有は、基本的には現状有姿でそのまま使ってくれというのが占有ですので、あえて手をつけなければならないというんだったら、環境面とかを考えてどこまでどうするというのは全部許可行為で、申請を受けて、申請者、占有者にやってもらうという形になっております。

- 辻本委員 高水敷整正を治水整備の中でやられるようなときには、基盤整備を河川管理者がやって、基盤整備した上でそれを占有させるというふうな、基盤整備については河川管理者になっているところも結構ありますね、新しく河川断面を計画どおり整備していくようなときには。このときには、そういうことはしていなくて、現状のまま占有してくださいという話なんですね。

- 河川管理者（増田） そうですね。平面的に使えるところがあるんだったら、占有としてのエリアは受けるんですけども、その利用目的とかそういうので何か手をつけなければならないということになるんだったら、どの方向に何が来るんですか、を全部図化

して、それをいついつするんですよというのを全部、24条、26条の申請という形でチェックさせてもらうというふうになっています。

- 辻本委員 そうすると、河川敷の整備まで河川管理としてやって占有させているやつとは話が違うわけですね。そうすると、そのときの災害復旧というのは、どういう災害復旧になるんですか。いわゆる災害確認と災害復旧のルールはどんなふうになっているんですか。

基盤整備をきちっと河川管理者がやっていると、その部分はいわゆる河川災害でとっていくわけですね。基盤が高水敷の断面をきっちり決めているときには、今のように自然の河岸ですよというふうな形の中で占有しているときに、災害復旧というのは、河川の中での災害復旧になるんですか。

- 河川管理者（増田） 基本的には、高水敷というのはもう水が乗るところですという認識にうちは立っていますので、占有者の方もそれはわかっててやっていらっしゃることなので、その後占有を継続をするのか、それともちょっとでもやっぱり使うんだという意思を確認した上で、占有者のほうから、地元のご意向とかも含めてこうするんだという方針を立ててもらおうということで、うちのほうから直しますとか、直さないといけないという形ではなくて、さてどうしますかという問いかけになっております。

- 久保田委員 ということは、土砂がなくなったら、そこに何ぼ埋めようかということについては、占有された方が基本的には今判断しているということになっているんですか。

- 河川管理者（増田） それを占有申請とかで受けて、それがレイアウトも含めてどうなのかというのを見させていただくということになっております。

- 辻本委員 じゃあ、極端に占有しているところに堆積したときには、それを削りなさいとは言わないわけですか。それも自然現象ですよ。今のは浸食だけが問題になっているけれども、占有地にどかっと土砂がたまったときには、疎通能力が減りますよね。だから、それは河川管理上問題がある話になってきますね。

- 河川管理者（増田） 治水上の問題ということで、別途見る面がありましたら、そのときには、占有者に言った上で、直轄で動くというのも十分あります。それはもう状況に応じてということになります。ただ、もこもこしているとかいうぐらいの話になりましたら、さてどうしますかという話は占有者で考えてくださいと。

- 久保田委員 この場所じゃなくて、先日、久御山町さんの運動広場——久御山町さんですか、それとも京都府さんですかね、そのときにベンチが大分埋まっていて、土が大分底にたまって満遍なくレベルが上がっているような気がしたんですけども、そういうことについては、対策としては特に今のところしていないという感じなんですか。それとも、あれ、たまたまベンチが埋まったんですかね。

- 辻本委員 埋まって、それをきれいにならして、高め高めになっていくというふうなことに対してどうかです。

- 久保田委員 だんだんできてくる印象を受けましたね。ベンチがほとんど埋まっているような状況だったんです。

- 辻本委員 浸食だけじゃなくて、堆積する場合もあって、そのときにならして使いますと言われたときに、現地盤が上がっていつているわけでしょう。だから、掘れたから埋めますという話と、たまったからならしますという話のところは、ちょっとやっぱり河

川管理者の目で見えておく必要はあるんでしょうね。

- 村上委員長 そうですね。
- 宗田委員 それに、言わせていただくと、高水敷に土がさらわれるたびに250万円を国庫から出すということを考えると、本当にこの河川を占用していただくことは妥当なのかという、そこまでの公益性はあるのかということは、納税者としては感じるんじゃないかと思うんですけどね。
- 河川管理者（寺内） ちなみに、災害復旧につきましては、例えば250万、240万かかったうちの満額が国費にはなっていません。災害査定官というものが我々から派遣されまして、最悪出ないという場合ももちろんあります。割合は我々はちょっとわかりかねますけれども、例えば240万のうちの10分の1とか、3分の1とかいう率になっておりますので、そこだけちょっと参考の情報でお知りおきいただければと思います。
- 宗田委員 そもそも、市町村の河川敷、高水敷にグラウンドがなかったら、災害は起こりにくいですよ。
- 村上委員長 災害と言わないですね。
- 宗田委員 河川敷に水がつくのは当たり前なことであって、普通のグラウンドが災害に遭う頻度と比べたら、それは本当に災害なのかというところが、一国民としては、その制度はともかく疑問だと思うんですね。  
当然低コストだし、八幡市に限らず、多くの自治体がグラウンドを整備するには多大な資金が要ると。それが不足しているので、河川敷をとりあえず使うということはわかるんだけど、いつまで復旧に250万とか、それは4回あれば1,000万円になるしという話になるわけですけど、そこまでかけるんだったら、最初から災害を受けないグラウンドをつくってもらほうがいいのかもしいかなという議論は当然出てくると思うんですね。  
だから、こういうときに、国民の納税者の視点でどう見ているかということも重要な視点だと思います。それはこの河川占用の議論とはちょっと外れますので、これでやめますが、一納税者として疑問が湧いているので申し上げているということです。
- 辻本委員 河川占用の議論としては、治水上問題のある箇所の災害復旧と、占用している占有が不自由になったために河川管理という視点で災害復旧に上乘せしていくということを同一で見ていいのかという話は、占有の問題にかかわってくる話でしょうね。
- 村上委員長 そうですね。それは分けたほうがいいですね。
- 河川管理者（松原） 通常であれば、もし土ががぶったということになりましたら、その状態でまだ使いたいという占有者がいらっしゃれば、当然占有者のほうでどけるという話になってますのでね。
- 辻本委員 その話はそれで済む話ですね。基盤までやられたときに、基盤の問題が河川災害なのか。
- 河川管理者（松原） そこまでいったときには、ちよつとうちのほうも入ると。
- 辻本委員 そういう問題のあるようなときには、やっぱり問題視して資料は残しておかないと。
- 宗田委員 整理するために言うと、この委員会は長年やっぴまして、河川敷の野球は草野球でいいじゃないかという議論をさんざんしてきたわけですよ。それが環境にも

調和する河川敷のあり方ではないかという議論をずっとしてくる中で、いや、内野だけは芝生を植えませんという、その点だけなんです。ほかは草を植えていただいているだけです。だから、今後徐々に河川占有のあり方も検討されていく中で、やがて内野にも芝生を植えてもらえれば、これ以上のことは起こらないわけで、内野グラウンドは裸地でなきゃいけないという立場の方がおられるんだろうと思うんですが、その方と今後同意妥協点を見出していくかということだろうと思う。

納税者の視点とか言うとおおげさになりますけど、ポイントはそこに、内野グラウンドが芝生を張るか張らないかということを確認しておきたいと思います。

- 村上委員長 だから、もしそういうことになったら、占用地のもっと比高の高いところ、氾濫が起ころんところへ持っていくというのがやっぱり一つの考え方。余りたびたび起これると、それは無駄です。まさに無駄なことなので、氾濫場所というのは自然環境がいいところだと。だから、そういうところはなるべく人が使うんじゃなしに、自然に任せて、河川の攪乱が少ないところに持って行って、そうすると、今の問題も、別に土を盛ってやることもないですし、そういうふうにしたらどうですかと、この前からずっと言っているんですよ。周辺のいいところがあったら、そっちへ持っていきなさいと、そのほうがよっぽど合理的ですよ。自然環境に与える影響も少ないし、それから使用に対しての維持コストも少ないでしょう。それは納税者の観点としても非常に合っているのと違うかという話を、だから、僕はそういう項目をチェックリストに入れてくれという話で、どこかにそういうところがないかということを検討するということを入れていくわけですね。その辺のところ、きょうの話の一つのポイントやと思います。

それであとは、この前行ったときに、看板なんかは建てましたけれども、少し環境学習みたいなものも意識した形でやろうとした面で、その辺は僕は評価していいと思うんです。やはり河川にあるグラウンドという性格をちゃんと踏まえたものにしてほしいというのが、一番大きな視点やと思うんです。

- 久保田委員 生き物とか、草とか、そういったものの案内看板でわかりやすいのがあったので、今回回ったところでは、八幡市さんだけがそんなふういきちんとと言ったら変ですけども、ちゃんとされているなあと思ったので、この調子で環境に対する啓発などを進めていただけたらありがたいなと思っています。

- 村上委員長 理想を言ったら、個別の指標をちょっと言ったんですけども、このあたりはこういう群落やとか、その中で言ったほうがいいんですけどね。例えばヨシ群落があって、ヨシというのはこうですよ。ヨシとオギとセイタカヨシとツルヨシを区別できる人はほとんどいないんですよ。だから、1種類だけじゃなしに、その辺のやつを紹介してもらったらおもしろいと思うんですけどね。

ヨシとオギは特に間違いはありますよ。今見たら、オギはもうスキみたいに真っ白になってますし、ヨシは茶色ですから、ぱっと見たらわかるんですけど、そういうことも含めて書いてもらったら。この前見たら、書くのならこういうことを書いてほしいなというのがあって、僕から見たら、せっかく看板をつくるのもったいないなと思って見たんですけどね。つくるときに多少でも聞いてもらったら、手伝いますから。なるべく市民に対してわかりやすい看板にしたほうがいいと思うので、そういう点ではもう少

し勉強が要るなあと思って見ていました。

でも、最初の一步が非常に重要なので、つくられたことは非常にいいことやなど、僕は評価してます。

ほかにございますか。

○久保田委員 利用者数がこの2年間ちょっと減っているのは、やっぱり災害の影響があったということですね。わかりました。

○村上委員長 かなり影響してますね。1万ぐらいはコンスタントにあったんですが、3,000から4,000に落ちてますからね。

そうしますと、この件はこれで結構でございます。

○占用者（八幡市） ありがとうございます。

## 2-2) 木津川河川敷運動広場（久御山町）

## 2-3) 京都府木津川運動広場（京都府）

○村上委員長 2番目の木津川河川敷運動広場と3番の京都府市木津川運動広場を一緒にやったほうがスムーズだと思いますので、そうしましょう。

○司会（高橋） そうしましたら、2番目と3番目の審議を一緒にするというございますので、久御山町様と京都府様、同時に前に移動していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（峠） そうしましたら、資料の34ページをご参照ください。まず、上のほうに記載がありますけれども、33番、木津川河川敷運動広場ということになっております。場所につきましては、右岸側の3.8キロ周辺となっております。

現在の利用形態でございますけれども、野球場が1面、球技場が2面、自由広場が2面となっております。その占用面積につきましては、約4万平米となっております。

利用者数でございますけれども、平成26年度は約1万3,000人というふうになってございます。

続きまして、地域の状況ということで、36ページでございます。占用地及び周辺の自然環境でございますが、下流部の水際は、砂州や湿生の草地となっているほか、ヤナギ類などの河畔林が帯状に見られる状況です。それから、地域にはオオヨシキリなどのヨシ類の群落に依存する鳥類が見られる、そのような地域となっております。

前回の意見ということで、35ページの真ん中辺をご参照いただきまして、ご意見を4ついただいている状況です。

1つ目が、チラシの配布等、環境啓発の取り組みを始めていることは評価できるのでその内容等について質を高めるように配慮されたい。2つ目に、自然観察教室のチラシ等には担当者名を記載し、開催に当たっては責任を持って実施されたい。3つ目、ヌートリアなどの外来種に関する知識など、スポーツを目的として占用地を利用している人にも河川環境に興味を持たせるような取り組みを進められたい。4つ目が、上記の取り組みに当たっては、河川レンジャー等と連携されたいというふうにご意見をいただいている次第です。以上です。

○村上委員長 説明するときに、38ページみたいな利用状況と40ページの航空写真、

■過年度審議結果のレビュー

平成16年 委員会

- ✓「都市計画マスタープラン」では河川の自然環境を重視した公園と位置付けられているが、「みどりの基本計画」ではスポーツ施設の充実を図る、というように読み取れる。整合が図られていないのではないか
- ⇒ 両計画の作成時期がずれているため、表現の不整合がある。基本的にグラウンドとしての位置づけであり、平成17年度以降の都市計画見直しにおいて整合を図りたい
- ✓冠水頻度の少ないところをグラウンドとして活用し、冠水しやすい水辺は親水機能を持たせる、というような発想が重要だと思う
- ✓施設の面積が大きいこともあり、占用地のうち水辺に近い部分を自然に返してはどうか
- ⇒ 当該施設は市北部の交流拠点の中心となっており、人と自然の共存する地区として位置付けていきたい
- ✓川でなければならぬ利用を優先し、その他は堤内地で、という基本原則に沿った形を踏襲すると、水辺は親水機能を持った場に変えていってもらいたい
- ✓スポーツ利用を完全に否定するわけではないが、市内にはほかにもたくさん公園が整備されている。スポーツ施設としての機能は堤内側に重点を置き、当該公園は川の自然環境に親しむ場として位置づけられるとわかりやすいと思う
- ⇒ 施設ごとに使用可能スポーツの種類が限られる。硬式野球は市内の球場では実施できず、河川敷でやらせていただきたい
- ✓整備計画原案において「基本的に縮小ないし廃止」ということが決まっているので、河川敷公園をスポーツ利用していく方向性は問題がある。生物の利用に配慮し、水辺を返還してもらいたい

■過年度審議結果のレビュー

平成17年(第1回) 委員会

- ✓当該箇所は木津川の最下流に位置し、過去に河床低下も生じている。水量も多く流速も早いため、水に入って親しむような活動は不可能ではないか
- ✓木津川は生物多様性の意味でかなり優れた場所といえる。単なる利用空間としてではなく、自然教育の場としても活用できるポテンシャルを有している
- ⇒ 水辺プラザの整備を行い、カヌーのような水面利用ができるような方策について模索していきたい。自然教育は、既往調査結果等も生かし、啓発に取り組んでいきたい
- ✓「水と緑のネットワーク」、「水辺の整備」、「親水目的に活用する」などの記載があるが、具体的にどのような取り組みを考えているか
- ⇒ 流れ橋付近の水辺プラザ整備(国交省)との連携や、周辺の府管理河川での親水空間整備等とのネットワーク等を検討中である
- ✓訪問者が川に関心を持ってもらうような取り組みを展開していただきたい
- ✓今回の更新にあたって、面積縮小の方向性を出していただきたい。今後縮小を進めるためには利用者の意識が非常に重要。木津川の河川空間に位置していること自体が教育的にも意味があるということを理解してもらうことが重要
- ⇒ 利用区域から低水護岸までの20mの緑地帯(600㎡)の占用を縮小する方向としたい

平成17年(第2回) 委員会

- ✓スポーツ利用する市民以外の市民が、当該占用地を利用できない、というような状況が生じていないかどうか検証する必要がある。偏った利用は是正すべき
- ✓野球場としての需要量を把握する必要がある。野球練習時の騒音が原因で、市街地での活動には苦情が出るので河川敷を利用したい、というのは建設的でない
- ⇒ 小学校の校庭解放などの対応を進めているが、学校再編なども含め、市内の様々な施設の適正規模を検討している。次回の総合計画で整理したい
- ✓環境に対する市民意識の啓発、環境学習の取り組みを進めていく必要がある。環境学習については河川レンジャーとの連携などを図り、利活用の具体化を検討されたい

■過年度審議結果のレビュー

平成17年(第3回)  
委員会

(過年度指摘への回答)

- ⇒ 占用地におけるスポーツ以外の環境教育の場としての利用については、市内の関係各課、教育委、市民団体等の協力を得ながら検討を進めている
- ✓ 自然環境学習の場として整備を進めていく方向で具体化していったほしい。河川空間のなかでしかできない利用を活かす、といった方向性を出されたい
- ✓ 上位計画の「グラウンドとしての機能充実」という表現については再考されるのか
- ⇒ 計画に記載されているが具体の予算措置はない。次回更新時に訂正する予定
- ✓ 石清水八幡宮という重要な社寺があり、京都府民にとって非常に大きな財産、文化遺産を有しているということを勘案すれば、この区域の河川環境を保全する意義は大きい
- ✓ 市民の社会教育、生涯教育という観点でも、河川空間の利用を前向きに考えてほしい
- ⇒ 三川合流点を重要な拠点として考えている
- ✓ グラウンド利用以外にも、スポーツを楽しみながら水辺での自然環境教育も進めていく、という方向にシフトしていくことが重要
- ⇒ スポーツ少年団の指導者に、施設利用の際は周辺の生物を観察することを促すような指導を進めており、これらの取り組みについてほかにもPRしていきたい

平成19年 委員会

- ✓ 新たな施設拡充を行わず、環境の保全・再生に一層配慮すること
- ✓ 関係機関と連携のうえ、人と川とのつながりを重視した取り組みを行うこと
- ✓ 川らしい自然環境を保全再生する観点から、将来の施設のあり方を検討すること
- ⇒ 安全に水辺に降りられるような構造、整備ができれば、自然環境学習に活用しやすくなると考えている

■過年度審議結果のレビュー

平成21年 委員会

- ✓ 新たな施設の拡充を行わず、河川環境の保全再生に一層配慮されたい
- ✓ 占用区域外を駐車場として利用しているところは、利用実態を把握して適正な台数を定め、駐車場を占用範囲内に収めるようにされたい
- ✓ 自然を知ってもらうことが自然に親しむきっかけとなる。訪問者に木津川の自然環境を認識してもらうため、河川レンジャーの協力を得ながら教科書、ガイドブック、小冊子等でのようなきっかけを与えていただきたい
- ⇒ 「八幡の小さな仲間たち」という冊子を自然環境教育で活用しているが、内容のリバイスが必要となっている。また、水生生物紹介の看板を公園内に設置した

平成24年 委員会

(前回指摘への対応)

- ⇒ 駐車スペースについて、乗り合いを推奨するなどして台数の縮減を図ったが是正の方向性が見られず、近隣小学校跡地の利活用について検討を進めている
- ✓ 土砂を持ち込まずに災害復旧を実施するなど、過年度指摘事項をほぼ100%実施されており評価に値する
- ⇒ 平成24年度は浸水被害が軽微であったため土砂の持ち込みを行わずに復旧することができた。浸水深が大きいと土砂流出が激しくなるため、土砂流失対策として野芝の播種を実施している

平成27年 委員会

- ✓ 啓発広報を実施する際には、希少種や外来種に関する説明等、市民の環境理解を進めるよう配慮されたい

### 33. 木津川河川敷運動広場

記入者：今道

(事業建設部 都市整備課 都市整備係)

ランク：A

番号	33. 木津川河川敷運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	久御山町	場所	右岸 3.8k-40m~3.8k+150m 4.2k-137m~4.2k+80m
----	----------------	------	------	------	------	----	---

1. 施設の概要 (占用者作成)

位置図		現況写真	 (写真撮影者：占用者)
現在の利用形態	野球場(1面)・球技場(2面) 自由広場(2面)	都市計画の有無	無し
占用面積	40,150.38 m <sup>2</sup>	付帯施設等	可搬式便所 3基・サッカーゴール(可搬式) 12基・バックネット(取外式) 1基等
許可の経緯	<当初許可> S57.12.13 <許可期限> H32.3.31	利用者数	平成 25 年度 14,285 人 平成 26 年度 12,907 人 平成 27 年度 10,852 人 平成 28 年度 11,077 人 平成 29 年度 6,624 人
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地		
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>久御山町にあっては都市化が進む中で、農地の保全に努め都市近郊に特徴的な野菜生産が盛んに営まれており、耕作放棄等による広大な未利用地は確認できない。</li> <li>H29 国土地理院資料：久御山町面積 13.86k m<sup>2</sup>、農地 5.888k m<sup>2</sup> (H27 国勢調査：15,805 人)</li> <li>久御山町は国道 1 号、第 2 京阪道路、京滋バイパス等の主要道路でネットワークされており、その利便性から商工業への土地利用も多い。</li> <li>上記のとおり、京都府内でも比較的狭隘な久御山町で、グラウンドを確保できるほどの一体地となった遊休地の確保は困難な状況である。</li> </ul>		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>「久御山町第 5 次総合計画」及び「久御山町都市計画マスタープラン」では本広場を公園・緑地ゾーンに位置づけている。</li> <li>地域防災計画における位置づけはない。風水害時には冠水となるため避難地としては不適。</li> </ul>		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和 40・50 年代に住宅地開発が進み、人口が著しく増加したものの、運動施設は町所有グラウンド 1 面及び学校体育施設しかなく、利用希望者に応えられない状態となっていた。</li> <li>使用されなくなった牧草採取地の当該地について、久御山町長が運動広場としての占用許可申請を行い、昭和 57 年 12 月に占用許可を得て、野球場 1 面及び自由広場 1 面を整備。</li> <li>その後、昭和 59 年に球技場 2 面・自由広場 1 面を、平成 2 年には多目的広場 1 面・ソフトボール場 1 面・自由広場 1 面を各々申請・占用許可を受け、新設した。</li> <li>平成 7 年 5 月の大雨で全面冠水し、多目的広場及びソフトボール場が被害を受け、利用ができなかったため、この部分を返還し、野球場 1 面・球技場 2 面・自由広場 2 面の占用申請を行い、平成 20 年 5 月 15 日に許可を受けた。</li> <li>復旧については、隣接する京都府野球場の復旧と連携しての作業となる。</li> <li>平成 28 年度には台風 16 号の影響で冠水したため、流出分の 57 立米の土を補充し、約 1 ヶ月、130 万円かけて復旧工事を行った。また、平成 29 年度には台風 5 号、21 号の影響で冠水したため、120 立米の土を補充し、約 1 ヶ月、300 万円かけて復旧工事を行った。</li> </ul>		

ランク：A

番号	33. 木津川河川 敷運動広場	占用 目的	運動広場	許可受者	久御山町	場所	右岸 3.8k-40m～3.8k+150m 4.2k-137m～4.2k+80m
----	--------------------	----------	------	------	------	----	---

## 2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本運動広場は設置後多くの利用があり、町内におけるスポーツ人口の増加もあって占用の拡大も行ってきた。</li> <li>・現在においてもスポーツ振興の拠点として大会等も開催され、消防訓練の場としても利用されるなど、当広場の果たす役割は重要でかつ必要不可欠なものである。利用者の数値的な目標は設定していない。</li> <li>・野球、サッカー他で使用。サッカーは毎月のように大会がある。</li> </ul>						
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理主体 : 施設管理及び貸出業務は(公財)久御山町文化スポーツ事業団に委託。</li> <li>・管理規則の有無 : 有 (施設の設置及び管理に関する条例の他、管理運営要領・施設点検整備要領有り)。</li> <li>・管理内容 : 上記委託業者による芝刈りは年 10 回程度、専門業者による周辺草刈りを年 3 回程度実施。草刈りに際し、除草剤は使っていない。洪水時にはサッカーゴール・移動式トイレ・バックネット・看板を役場駐車場へ移動する。また、毎年、出水期を前に撤去訓練等を実施している。</li> </ul>						
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用規則の有無 : 有 (施設の設置及び管理に関する条例の施行規則)。休日には入口ゲートを施錠しているので進入はない。</li> <li>・排他独占利用の有無 : 無。</li> <li>・申請内容と異なる利用等 : 無。</li> </ul>						
前回審議の 意見と対応	前回審議の意見			前回審議意見の対応			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2つの自治体が、隣接する同一箇所を占有する必要性を明確にされたい</li> </ul>			<p>木津川河川敷運動広場において、京都府が占有している部分については、「広く府内在住者の利便性の向上を図る」、「少年の使用を優先」と位置付け、使用料を免除するなど、久御山町の運動広場と性格を異にしている点があり、そのため、利用者の大多数が久御山町外の方が占めている。</p> <p>また、運動広場開設時において、京都府南部における人口あたりの公園面積が京都府全体の平均をかなり下回っており、都市公園に位置づけられないながらも、京都府としての一定の責をはたしていくとの当初の考えがあり、その意味からも、今後も京都府の責により占有許可を得ていくのが妥当としている。</p>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の河岸侵食に備え、占有箇所の移転や利用形態の変更など、利用者の安全に配慮した対策をとっていただきたい</li> </ul>			<p>自然災害による河岸の浸食から、利用者の安全を守っていくためには、河岸からの十分な離隔距離を確保する中で運動広場として提供していくべきであり、現状を確認した上で、占有面積の縮小など必要に応じて対応していきたい。</p>			
環境保全 に向けて 申請者の 取り組み	長期的展望			: 利用者数の増加を見せている中で一部返還も行いつつ、自然との共生を図っていく。			
	利用者への環境保全の周知			: 受付時の周知として、ゴミを出さない、グラウンド以外に立入らない等啓発を行っている。			
	環境イベント等			: (公財)久御山町文化スポーツ事業団が主催し、町内在住の小学生などを対象とした教室を春から秋にかけて実施している。			
その他	その他			: 利用者が清掃活動等を行っている。			
	特になし						

番号	33. 木津川河川敷運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	久御山町	場所	右岸 3.8k-40m～3.8k+150m 4.2k-137m～4.2k+80m
----	----------------	------	------	------	------	----	---

### 3. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の自然環境		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 占有地は運動広場として整備されている。下流部分は草地の状態である。</li> <li>・ 下流部の水際は、砂州や湿生の草地となっているほか、ヤナギ類などの河畔林が帯状にみられる。</li> <li>・ 周辺の草地には、オギやチガヤ、クズのほか、外来種のセイタカアワダチソウも少なくない。占用地の周囲には、チガヤ草地が目立つ。</li> <li>・ 上流側は前面から上流にかけて砂州が形成され、セイタカヨシなどが見られる。</li> <li>・ 占有地の対岸は水際に河原裸地が形成されており、背後にはセイタカヨシ、ヤナギなどが見られる大規模な砂州が広がっている。</li> <li>・ オオヨシキリなどのヨシ類の群落に依存する鳥類が見られる。</li> <li>・ 背後地は、上流部の国道1号沿いは住宅地や工場であるが、下流部周辺はほとんどが農地である。</li> </ul>
自然環境上重要な場所		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 占有地の対岸には、砂河川である木津川特有の大規模な河原が形成されていることから、河原やヨシ原で生息・繁殖する鳥類にとって貴重な場所である。</li> <li>・ 占用地の下流部分の草地状態の区域は、オギ群落なども見られ、鳥類にとって重要な場所である。</li> <li>・ 重要な種として鳥類ではオオヨシキリ等が確認されている。</li> </ul>
水際の状況	水域までの距離	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水域までの距離：10～20m</li> <li>・ 下流部分の河岸は自然河岸であるが、流水に洗われた状態で急峻で、前面の水域は深い。</li> <li>・ 上流部分も自然河岸で、砂州が形成されている。</li> <li>・ 高水敷の端部には柵が設置されている。</li> </ul>
	水面との高低差	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約5m</li> <li>・ 冠水実績：近年では、平成23年から平成26年まで毎年洪水で冠水している。</li> </ul>
環境面から見た望ましい利用方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央部から下流部は水際が急峻かつ前面が深い流れで危険であることから、水際の利用の場合には、安全性確保が必要である。</li> <li>・ 河川内を利用する生物への影響を緩和するため、バッファゾーンとなる河畔林などではできるだけ保全することが望まれる。</li> <li>・ 砂州部の環境が重要と考えられることから、特に、春～秋にかけての生物の繁殖期には生物の忌避行動につながるような行為（多くの人が集まる、大きな音が出るなど）は避けた方がよい。</li> <li>・ 昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る。</li> <li>・ 法面に貴重な植物等が生育している可能性があるため、除草等については別途出張所等と調整を行う。</li> <li>・ 利用範囲の認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。</li> <li>・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用地及び周辺での利用のあり方や環境保全への意識向上を図る。</li> <li>・ 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。</li> </ul>

ランク：A

番号	33. 木津川河川 敷運動広場	占用 目的	運動広場	許可受者	久御山町	場所	右岸 3.8k-40m～3.8k+150m 4.2k-137m～4.2k+80m
----	--------------------	----------	------	------	------	----	---

**4. 占用許可期間の更新についての意見**

(委員会作成)

ランク：A

番号	33. 木津川河川敷運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	久御山町	場所	右岸 3.8k-40m～3.8k+150m 4.2k-137m～4.2k+80m
----	----------------	------	------	------	------	----	---

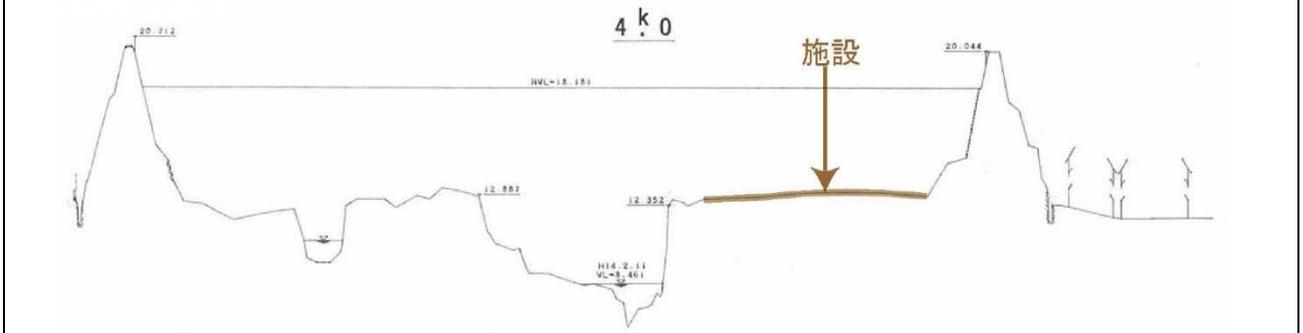
### 5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(写真撮影者：占用者)

(平面図)



(断面図：4.0k)



① トイレ



平成 30 年 5 月 28 日撮影

② 水際の状況



平成 30 年 11 月 12 日撮影

ランク：A

番号	33. 木津川河川敷運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	久御山町	場所	右岸 3.8k-40m～3.8k+150m 4.2k-137m～4.2k+80m
----	----------------	------	------	------	------	----	---

(写真撮影者：委員会事務局)

③ 占用に関する看板



平成30年10月11日撮影

④ 上流側より球技場



平成30年10月11日撮影

⑤ 上流側より全景



平成30年10月11日撮影

⑥ 府占用区域と町占用区域の境界



平成30年10月11日撮影

⑦ サッカーゴール



平成30年10月11日撮影

⑧ 球技場全景



平成30年10月11日撮影

・利用実態に係る図面



・利用者数の把握方法

予約する際に必要な利用人数を集計している。

・連絡調整を行った機関について

社会教育課 : 占用地の運用について確認

(公財)久御山町文化スポーツ事業団 : 占用施設の使用人数の確認  
自然観察プログラムについて確認

建設総務係 : 自然観察プログラムについて確認

工事管理係 : 復旧工事内容について確認

## 【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)

記入者: 今道(事業建設部 都市整備課 都市計画係)

●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称: 33.木津川河川敷運動広場)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			久御山町第5回総合計画及び都市計画マスタープランにて以下のように位置付けている。「アベニール・リネージュ」の場を確保するため、引き続き木津川河川敷運動広場の活用を進めよう。」		○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			京都府が球技場をクワターへのリハの発着場として指定している。		○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			具体的な計画はないが、別事業に関連しての検討は始めている。		○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水際の占有面積を縮小 ・クワターを親水公園に変更 ・河川敷内で場所移動 等	今後の河岸侵食に備え、占用箇所の移転や利用形態の変更など、利用者の安全に配慮した対策をとっていただきたい	自然災害による河川の遡進から、利用者からの安全を守っていくためには、河川からの十分な避難距離を確保する中で運動広場として提供していくべきであり、現状を確認した上で、占用面積の縮小など必要に応じて対応していきたい。	自然災害による河川の遡進から、利用者からの安全を守っていくためには、河川からの十分な避難距離を確保する中で運動広場として提供していくべきであり、現状を確認した上で、占用面積の縮小など必要に応じて対応していきたい。		○:ある △:検討中 ×:ない	
5	検討体制	占用施設の代替地や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す			市内にて検討を始めているが、まだまだ具体性に乏しい。		○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか	2つの自治体が、隣接する同一箇所を占有する必要性を明確にされた	京都府が占有している部分については、「広く府内在住者の利便性の向上を図る」、「少年の使用を優先」と位置付け、使用料を免除しており、利用者の大多数が久御山町外の方が占めている。	京都府が占有している部分については「広く府内在住者の利便性の向上を図る」、「少年の使用を優先」と位置付け、使用料を免除しており、利用者の大多数が久御山町外の方が占めている。		○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			利用申請をすれば誰もが利用可能。		○:公平に利用できる △:公平に利用できない ×:特定の者が利用	
8		利用状況は占用目的に合致しているか			運動広場としての利用がされている。		○:合致している △:合致していない ×:合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか			できていない。		○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			占用地の下部部分の湿地状態の区域は、オゼビネなどが見られ、ヤマガラスなどの小型鳥類にとって重要な場所となっている。		○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか			占用地においては、冠水記録がある。		○:把握している △:調査中 ×:連携していない	

Aランク案件の子チェックリストの様式(2/2)  
 ●河川保全利用子チェックリスト(占用地 名称:33.木津川河川敷運動広場)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
12	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際に緩衝緑地を設置等				占用区域と河川流水部との間には緑地帯があり、葦や柳などが茂っている。				○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
13	管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等				水際の人工的な改良はしておらず、占用区域では除草等の管理を専門業者により3回/年実施している。				○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
14	施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起を行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等				自然環境を周知するためのチラシを作成し、配布している。看板設置などを行っているが、実理には至っていない。				○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
15	占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか		河川空間を利用した自然観察プログラムなどの参加者教育や、参加者の感想などについても把握されたい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木津川観察教室 H28.H29.H30年1回開催 参加人数計 25名</li> <li>・木津川クリーン大作戦 H28 参加人数 74名</li> </ul> 感想等:「河川レジャーからの木津川やゴミ問題の現状についての解説がわかりやすかった」今後もこのような活動があれば参加したいなどの意見を頂いている。	年に数回、木津川観察会等の活動を実施している。(公財)久御山町文化スポーツ事業団)				○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
16	不許可の工作物は設置されていないか				設置されていない。				○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	
17	占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等				使用していない。				○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
18	占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか				支障となっていない。				○:支障はない △:支障になる場合がある ×:支障がある	
19	地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等				利用申請時に指導もしており、迷惑となる利用は見受けられない。				○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか				定めている。				○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
21	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか				定めていないが、利用者に啓発チラシを配布している。				○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	
22	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか				周知している。				○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	

## 【参考資料】河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

平成 27 年度  
木津川下流保全利用委員会

平成 27 年 12 月 16 日

し勉強が要るなあと思って見ていました。

でも、最初の一步が非常に重要なので、つくられたことは非常にいいことやなど、僕は評価してます。

ほかにございますか。

○久保田委員 利用者数がこの2年間ちょっと減っているのは、やっぱり災害の影響があったということですね。わかりました。

○村上委員長 かなり影響してますね。1万ぐらいはコンスタントにあったんですが、3,000から4,000に落ちてますからね。

そうしますと、この件はこれで結構でございます。

○占用者（八幡市） ありがとうございます。

## 2-2) 木津川河川敷運動広場（久御山町）

## 2-3) 京都府木津川運動広場（京都府）

○村上委員長 2番目の木津川河川敷運動広場と3番の京都府市木津川運動広場を一緒にやったほうがスムーズだと思いますので、そうしましょう。

○司会（高橋） そうしましたら、2番目と3番目の審議を一緒にするというございますので、久御山町様と京都府様、同時に前に移動していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（峠） そうしましたら、資料の34ページをご参照ください。まず、上のほうに記載がありますけれども、33番、木津川河川敷運動広場ということになっております。場所につきましては、右岸側の3.8キロ周辺となっております。

現在の利用形態でございますけれども、野球場が1面、球技場が2面、自由広場が2面となっております。その占用面積につきましては、約4万平米となっております。

利用者数でございますけれども、平成26年度は約1万3,000人というふうになってございます。

続きまして、地域の状況ということで、36ページでございます。占用地及び周辺の自然環境でございますが、下流部の水際は、砂州や湿生の草地となっているほか、ヤナギ類などの河畔林が帯状に見られる状況です。それから、地域にはオオヨシキリなどのヨシ類の群落に依存する鳥類が見られる、そのような地域となっております。

前回の意見ということで、35ページの真ん中辺をご参照いただきまして、ご意見を4ついただいている状況です。

1つ目が、チラシの配布等、環境啓発の取り組みを始めていることは評価できるのでその内容等について質を高めるように配慮されたい。2つ目に、自然観察教室のチラシ等には担当者名を記載し、開催に当たっては責任を持って実施されたい。3つ目、ヌートリアなどの外来種に関する知識など、スポーツを目的として占用地を利用している人にも河川環境に興味を持たせるような取り組みを進められたい。4つ目が、上記の取り組みに当たっては、河川レンジャー等と連携されたいというふうにご意見をいただいている次第です。以上です。

○村上委員長 説明するときに、38ページみたいな利用状況と40ページの航空写真、

これを最初にちょっと見てもらって説明していただいたほうが、現場がよくわかるんです。これはわざわざ利用状況に関する図をつくってもらっているの、やはり入れてもらったほうがわかりやすいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○事務局（峠） わかりました。

場所はほぼ同じところですが、続きまして、70ページをご参照いただいて、京都府木津川運動広場となっております。

場所は、同様に右岸の3.8キロ程度になっています。

現在の利用形態でございますが、野球場が1面、それから占有面積は約1.4万平米。利用者数につきましては、約3,000人となっております。

場所等につきましては、74ページ、75ページに地域の状況がございます。

以上でございます。

○村上委員長 そしたら、占有者の方、お願いします。

○占有者（久御山町） 久御山町の池田でございます。よろしくお願ひいたします。

前回ご審議をいただいたご意見の中で、まず1番目の、チラシの配布等、環境啓発の取り組みを始めていることについては評価できるので、その内容等について質を高めるように配慮されたいといった件でございます。

管理を任せております久御山町文化スポーツ事業団が主催をいたしまして、町内在住の小学生などを対象にいたしまして、木津川観察教室などを実施してございまして、また自然との共存、環境保全を図るべく、環境啓発のチラシ等の配布を行ってきたところでございます。今後も関係機関と連携を深めまして、利用者を初め広く住民の方が興味を持っていただけるような観察教室などの取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

資料といたしまして、67ページ、68ページ等にそのときのチラシ等が載っておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

次に、自然観察教室のチラシ等に担当者名を明記し、開催に当たっては責任を持って実施されたいというご意見がございました。これにつきましては、先ほどありましたように、66、67ページの一番下段のほうに、問い合わせ先なり、責任者、担当者の名前を明記したところでございます。

次に、3点目、4点目、これをあわせてのことなんです、ヌートリアなどの外来種に関する知識など、スポーツを目的として占有地を利用している人にも河川環境に興味を持たせるような取り組みを進められたい。また、上記の取り組みに当たっては河川レンジャー等と連携をされたいといったご意見をいただいております。

これにつきましては、河川レンジャーさんとの連携というのは今のところちょっと難しいところではございますが、今後、各種団体が河川環境に興味を持っていただけるように河川レンジャーさんのご指導なり助言をいただく中で、啓発等に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○占有者（京都府・関口） 京都府山城北土木事務所の管理室の関口でございます。よろしくお願ひいたします。

京都府の状況につきましては、71ページが前回いただいたご意見と対応でございま

す。

74ページをお開きいただきまして、地図がございまして、真ん中の茶色に塗ってございまして部分が京都府の運動広場ということでございまして、その上流部と下流部につきまして久御山町さんの河川敷公園ということで、挟まれたような一体的な土地ということで利用させていただいているというところでございます。

71ページに戻っていただきまして、前回審議の意見と対応ということで、チラシの配布等の取り組みには評価をいただいております、その内容について質を高めるように配慮されたいということにつきまして、管理・運営につきましては、先ほど見ていただいたような地理の関係上、運営・管理につきまして久御山町さんのほうに京都府から委託をしております、基本的に久御山町さんと協力しながら河川敷の運動広場と一体的に対応をするということで、チラシ等の配布をさせていただいているところでございます。

次の自然観察教室のチラシ等には担当者を明記し、開催に当たっては責任を持って実施されたいということでございますが、久御山町文化スポーツ事業団さんが主催をされまして、木津川観察教室等を実施していただいております。その内容につきましては、先ほど説明がございましたように、チラシ等には連絡先とか担当者の名前を記入していただいているというところでございます。

ヌートリアなどの外来種に関する知識など、スポーツを目的として占用地を利用している人にも河川環境に興味を持たせるような取り組みを進められたい。また、取り組みに当たっては、河川レンジャーと連携されたいということにつきまして、管理運営につきまして、久御山町さんに委託をさせていただきますので、久御山町さんと協力しながら、関係機関等と連携をして実施をしてみたいというふうに考えております。

○村上委員長 そうしましたら、これに対する質問ないし意見を……。

これ、京都府が管轄する必要はどこにあるんですか。久御山町さんが全部とったら、全部管理されたんですか。なぜ京都府がそこに出てくるんですか。

○占用者（京都府・関口） 利用形態をみますと、久御山町以外の利用者が8割以上というような状況になっております、京都府の部分については、久御山町にお住まいの方の利用は少なく、それ以外の京都市内とか、そういうところの利用者が多いということで、その分については京都府のほうで提供しているというふうな考え方で、京都府が占有しているという形です。

○村上委員長 京都府のグラウンドだということで、久御山町以外の方の利用が盛んであると。そうしておいたほうがいいと。

○占用者（京都府・関口） そうですね。実際、8割以上が久御山町以外の方の利用というのが実態でございます。

○村上委員長 それで、その申し込みとか管理は久御山町がやっているんですか。

○占用者（京都府・関口） 一体的な場所でございますので、申し込みとかそういったことについては、久御山町さんのほうに委託をいただいております、そちらのほうでお世話になっております。

○村上委員長 そしたら、久御山町さんの管理しているところはどうなっていますか、利用者の分布は。久御山町以外の人と久御山町の人とに分けたら、どうなるんですか。要

するに、どういう人がそこを利用しているのかということ。なぜかという、こんな、一括で管轄したらしまいやないかと思うんですけどね。

○久保田委員 今、京都府さんの占有されているところの利用者の8割は久御山町以外だという説明ですね。久御山町さんの占有されているところは、どのくらいが町外でどのくらいが町内かというデータはあるんですか。

○占有者（久御山町） ちょっとそこまでのデータは持ち合わせておらないんですが、利用形態としましては、久御山のサッカーなり野球の団体もかなり利用はされておられるというところで、詳しいデータまでは今ちょっと持ち合わせはしておりません。

○村上委員長 次回からは、利用実態のこともちょっと知りたいですね。それで、京都府が単なる名義貸しなのか、それともちゃんと意味があるのかというのは、ちゃんとしておいたほうがいいと思うんですよ。だから、久御山町の名前になっていると使いにくいけれども、京都府のやったら使いやすいとか、そういうことがあるとすれば、それは意味があるんでしょうね。

○久保田委員 グラウンドじゃなくて、例えば公民館を使うとかいうときは、その市域もしくは町内の人でしたら半額だとか、そういう理由があると思うんですけども、このグラウンドについては、利用料なんかについては特に差をつけてないわけですね。

○占有者（久御山町） 町外の方については、町内の利用の方の2倍と言いますか、要は町内の方が利用される場合は半額と。

○久保田委員 そういうのをやっているんですか。

○占有者（久御山町） 内と外では、使用料は分けております。

○久保田委員 じゃあ、今データがないということであって、帰ればデータはあるということですね。

○村上委員長 そういうことですね。一応それはデータの上ではあるわけですね、町内、町外の別は。それは、きょうは無理でも、少しは用意しておいてもらったほうが、僕はいいと思いますね。

○辻本委員 ここの割合低くて、毎年のように冠水しているんだけど、先ほどのところのように、災害関連というのはないのかなど。グラウンドが掘れたり、それに対する災害対応の工事をやったり、もう一つ気になるのは、川崖というか、もうすぐ水際ですね。

○村上委員長 あそこは怖いんですよ。

○辻本委員 あその浸食が進んでないのかとか、これだけ浸水していて、そんなことは気にならないのか。その辺どうなんですかね。冠水する割には、あんまり変化はないんですか。

○村上委員長 いや、大分変わってますよ。僕が見たら、大分落ちてますね。

○辻本委員 崖が大分浸食してそうな感じが……。

○村上委員長 浸食が進みましたよ。

○占有者（久御山町） 直近では、24年に台風17号の関係で全面冠水をしております。25年度は台風18号で、これも全面冠水。26年度は台風11号による全面冠水。それによって、全部使えなくなったという被害状況でございます。

今のお話のように、水ベリといいますか川ベリにつきましては、気にはなっておると

- ころでございます。私どもとして、利用者に対する予防策としましては、区切りを……
- 辻本委員 陸側のほうでね。陸側のほうで一応境界面を置いて安全柵を……
  - 占用者(久御山町) 陸側のほうに安全を見て設けているというのと、月1回、業者に委託はしておるんですが、パトロールも実施する中で、そのあたり大きく変化があれば把握できるというような形で一定の対応はしておるところでございますが、なかなか中まで入ってという部分では、目視だけの話にもなろうかと思しますので、その辺はちょっと難しい部分もあろうかと思ます。
  - 辻本委員 グラウンド面自身の被害というのはないんですか、掘れたり堆積したりというのは。
  - 占用者(久御山町) 先ほど池田のほうから申しましたように、26年に台風17号の関係で冠水したときに、うちのほうも野球場のグラウンド面、そのときは土、クレイの部分が、全部クレイやったんですけども、その復旧もありますので、必要最小限に持っていける分は減らすという意味で、内野部分、そちらのほうに芝を張りまして、流出を極力しないようなことでの施工で対応はさせていただいたところです。
  - 辻本委員 それはそれでいいんだけども、その出水で掘れた分を補うようなことはされなかったんですね。
  - 占用者(久御山町) いや、しております。
  - 辻本委員 土を入れられたわけ……。
  - 占用者(久御山町) 土を必要最小限入れました。
  - 辻本委員 先ほどのところは何立米という話があったけれども。
  - 占用者(久御山町) 木津川出張所さんのほうとも協議させていただく中で、流された部分、草なり芝生の上に表土が堆積した部分は、できる限りもとに戻しなさいということで、取れる範囲は取りまして、もとに戻しての利用というような形もさせていただいたところなんです。
  - 辻本委員 持ち込まずに、切り盛りで大体いけたわけ……。
  - 占用者(久御山町) いや、やはりすき取るにしましても、やはり全部が全部の量が戻りませんので、ある程度は入れさせていただいたという形にはなるんですけど。
  - 村上委員長 このところには入ってないんですけども、たしかそういうことは書くようにというのがあったと思うんですけどね。チェックリストのほうには必ず書いてくれと言ったんだけども、施設の現状のところ、自然的状況やったか、どっちか忘れちゃったけれども、何年度に冠水した、それで災害復旧したとか、そういうものは必ず書いてくださいということになっていると思いますが、これ、触れてませんね。
  - 宗田委員 34ページの一番下の特記事項のところはその記述はあるんですが、何立米土を入れたまでは書いてないし、必要最小限客土されて土を入れ、なおかつおたくは内野にも芝を張ったんですね。
  - 村上委員長 そうそう、それは見ました。
  - 占用者(久御山町) 内野部分に張りまして。ベース周りちょっとあれなんですけど、内野部分には張り芝はしました。
  - 村上委員長 芝を張ったから、持っていかれてないですね。
  - 占用者(久御山町) 今年の水出し時にも3回ほど浸かりはしたんですけども、張った

おかげもありまして、流されるということはありません。

- 村上委員長 それは見ました。
- 宗田委員 最低限カバーはし、芝生を張ったので、これ以上はもう客土しなくて済みそうですね。
- 占用者（久御山町） そうですね。
- 辻本委員 問題は、むしろ浸食のほうが進んでくるので、川崖が浸食するのを防止する、これをずっと使いたかったら、崖をかなり手当てしないといけないというような話が出てきたら本末転倒なことになりそうなんだけれども、いつごろまでもちそうなのかなという心配な、変化しそうなところですね。
- 久保田委員 多分、徐々に浸食が進むと思うんです。
- 辻本委員 進みますね。何か施設があれば、抑えたいところなんでしょうね、浸食防止をしたいと。
- 久保田委員 それと、資料75ページに写真が載っているんですけども、上から2番目の左側の写真を見ますと、ベンチがほとんど埋まってしまっているような状況で、これは多分、水がかかったときに土も持ってこられて、それで埋まったんじゃないかというふうに思うんですけども、こういうのを考えると、掘られたところに新しく土を持ってくる、外から持ってくるんじゃないかと、この中の土をならしてというようなことができれば、そのほうがいいんじゃないかというふうに思ったりするんですが。
- 宗田委員 それもある程度おやりになったということですね。
- 久保田委員 そういうことなんですかね。
- 占用者（久御山町） そうですね。取れる分では、ぐっとこうユンボとといいますか、あれでずっと押して……。
- 村上委員長 多少は下がったと思います。昔はもっと高かった。
- 宗田委員 だから、沈んでくるのもあるでしょう。ベンチがそこにあれば、そのベンチの足のところが掘られますからね。
- 村上委員長 でも、あのときには大分堆積してましたからね。  
だから、浸食に関する話は、どうなのですかね、グラウンドにしているところの浸食は、治水面で問題が起こりかけていますね。もう数メートルでどんと落ちてますね。特に水が流れるところは浸食されて大変ですけど、この辺の問題は難しいですね。こういう場所にはあんまりつくるべきではないと思ってんですけどね。危ないしね。
- 河川管理者（増田） 河川敷で言いましたら、やっぱり水が来て河岸が削られておるといふところになったら、そこをあえて復帰までして占用させるのかというのは、ちょっと別議論で絶対出てくると思います。そこで、それはもう占用者の方にはきつい話になるんですけども、先ほど申し上げたように、河川敷はこんなことになっておる、水が来ることが前提でやっておると。で、縁が切れたときが来たんだという話で判断する可能性がやっぱり出てくると思います。利用のためなのか、治水のためなのかということになったら、治水を犠牲にして利用を復活させるのかと云ったら、その勇氣はちょっと出てこないと思います。
- 宗田委員 それはそうでしょう。
- 河川管理者（増田） ただ、今現在ちょっとずつ浸食を小まめにどうする、ああすると

いうメンテナンスの話だったら別なんですけれども、状況がもうこれだと判断できる  
ときが来たときにはというのですね。それで、狭い面積でまだやりますということだっ  
たら、その変更とかはあるんですけれども、こうじゃないとできませんと言われたら、  
もうその条件は厳しいですというのを正直に言うしかないと思います。

○村上委員長 76ページの図を見ると、京都府の管轄している場所が特に水当たり部分  
になってましてね、それで狭い面積になっているわけですよ。そしたら、ちょっとずら  
してそのところへ持っていけば、広い河川敷があるわけですよ。だから、この辺のと  
ころは、僕は多少配置みたいなことも考えたほうが得だなと思っているんですけどね。

○河川管理者（増田） そこら辺を考えたら、チェックリスト、例えば49ページの4番  
なんですけれども、川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるかとい  
うところで、例えば河川敷内で水のかぶらないところにいつそのこと引っ越したらどう  
ですかとかいうのも、このチェックリストの中で何かお考えないですかと投げかけさせ  
てもらっているところではあるんです。

○村上委員長 だから、これを見ていたら、河川敷の広いところはそれなりに自然環境は  
おもしろいんですけれども、でも、しょっちゅう水をかぶるところは、ほっておいたら  
割と自然に戻っていくんですよ。そういう意味では、ちょっと移動することも考えたら  
どうかというのは、僕は思いますね。これだけ毎年やられて、そんなんやったら損やな  
いかと。そっちへ持っていったら、もっといい形で安定して使えるのではないかと、使  
う立場に立ったら、そう思いますよ。

○久保田委員 64ページに築造・復旧経費の一覧表というのがありますけれども、これ  
は久御山町さんの区域のものですかね。ちょっと状況が把握できてないんですけれども。

○占用者（久御山町） はい。

○久保田委員 これ、59年度からの復旧工事で、合計で1億4,500万円という数字  
になっているということなんですかね。

○村上委員長 ずっと継続すると、やっぱり大きいですね。だから、そういう意味では、  
僕らは割とまともなことを言っていて、やっぱり税金の使い方としてはまずいじゃな  
いですかと。これはやっぱり考えるべきことだと僕は思いますよ。

○宗田委員 ただ、移すとなると……

○村上委員長 費用が要ります。

○宗田委員 その上の築造工事のところを見ると、平成2年に多目的・ソフトボール場に  
7,200万円使っているの。

○村上委員長 だから、全部は無理としても、一部ひどい浸水部に当たるところは怖いな  
と思っていますから、それが起こったときには、それは考えないとしようがない。そこ  
はもう使用禁止ということになりますからね。だから、今のうちからそういうことを考  
えて手を打ったほうが、僕は賢いと思いますけどね。

○宗田委員 スポーツ施設は意外とお金がかかるということがよくわかりますよね。土を  
ならずだけでこれだけのお金が……。

○村上委員長 でも、多目的にすると多少ましやと思うんです。完全に裸地しなくても、  
芝張りでもいいですからね。そんなことはやっぱり一度検討してもらうことは必要やと思  
うんですよ。

○河川管理者（増田） 結果的に累積した数字、1億4,500万円というのも当初から計画しているものじゃなくて、毎年ちょっとずつやっていたらこうなったので、誰も想定はしていなかったと思うんですけども、この実態の中で、ちょっとずらしたら、こんなに金がかからんけどどうかとか、そこら辺ちょっと、あればまたいろいろとご相談なり、ご協議なりをさせていただくというのは可能だと思います。

○村上委員長 ほかにございますか。その問題はこれで終わったとして。

1つだけ気になるのは、チラシ等のところで、遊歩道を使われて観察教室がたびたび行われているのは非常に結構な話だと思うんですが、その参加人数とか、それに来た人は野球場を使っている人が来てるのかとか、その感想、それがどうやったとか、そういう内容についてもちょっと触れてほしいなど。せっかくやって、どのぐらいの人数が来て、どんな感想を持っているのかと、案内文だけじゃなしに、利用人数は何人とか、感想としてはこういうことになったとかいうふうな説明をもらおうと、ちょっとよくなると思うんです。そういうことは、住民に対しても意味があると思うんです。そういうことをしてほしい。

ここは結構な話なんだけど、もう一步進めたらどうだろうという話です。

ほかにございますか。

○久保田委員 ヌートリアなどという指摘を私どもでしているみたいなんですけれども、ここはいるんですかね。

○宗田委員 います、います。前回は聞いて、ヌートリアはいます、アライグマもいますというお答えだった。

○久保田委員 あれ、こちらの場所でしたか。

○宗田委員 そうそう。

○村上委員長 これだけ広いので、絶対います。

○宗田委員 いなくなってくればいいんですけど、まだいるでしょう、きっと。

○村上委員長 ほかになければ、この案件は終わりにしまして、城陽市立木津川河川敷運動広場、よろしくをお願いします。

○占用者（久御山町） ありがとうございます。

#### 2-4) 城陽市立木津川河川敷運動広場（城陽市）

○司会（高橋） それでは、4件目の占用案件でございます。城陽市立木津川河川敷運動広場についてご審議いただきます。

簡単に施設の内容をご説明いたします。

○事務局（峠） 92ページをご参照ください。

上に記載がございますが、占用目的ですが、運動広場となっております。場所につきましては、右岸側の8.8キロから9.6キロぐらいとなっております。

現在の利用状況でございますけれども、野球場が4面とテニスコートが8面、占用面積につきましては3.6万平米程度となっております。

地域の状況につきましては、96、97ページに平面図及び写真がございます。

94ページに、自然環境の状況という記載がございます、上から3つ目になります

■過年度審議結果のレビュー

平成16年 委員会

- ✓ 当該施設は水衝部にあり、出水規模によっては占用地が侵食・崩壊する恐れがある
- ✓ 冠水頻度の高い場所は運動施設には適さず、生物にとっては重要な生息場となり得るので、部分的でも占用を解除するという申し出は非常に結構なことである
- ✓ 河道側にある施設は崖地に近く危険である。施設配置の入れ替え等検討されたい
- ✓ 運動施設としての利用がなくなった際は、植生遷移を調査し把握することが重要
- ✓ 行政による調査だけでなく、NPOや市民との連携が重要

平成17年 委員会

- ✓ 返却される占用施設の今後の利活用の方向性について委員会で議論したい
- ✓ スポーツ利用についても、都市計画担当、教育委員会、環境担当などが協力し合い、幅広い議論を行ってほしい
- ⇒ 自然観察等について、社会教育分野で年間を通じ活動を展開している。河川敷でも野鳥の会に講師を依頼したり、野草摘みなどの活動を行っており、継続していきたい
- ✓ 占用地区縮小の方向性については、今後、考えていくということが良いか？
- ⇒ 報告性としては理解しているが、現実問題として厳しい面がある
- ✓ 当該地を将来に向けて自然環境教育の場として活用していくことを見据え、河川敷ならではの活用の具体について検討されたい
- ✓ 将来に向けての展望を持ち、自然とのふれあいの場としての活動の実践、あるいは堤内地での代替施設の確保等について検討されたい
- ⇒ 町内の地形的制約から、堤内側での新たなスポーツ施設の確保は困難である
- ⇒ 今回返却する区域以上に、段階的な返却を行っていくことも困難である
- ⇒ 財政的な問題から、施設の位置の入れ替え等を行うことも困難である
- ✓ 町として取り組みを行っていることについては理解できるが、占用施設をどのように利活用していくのか、返却する区域との兼ね合いも含め、将来的にどのようにしていくのかをきちんと検討されたい

■過年度審議結果のレビュー

平成19年 委員会

- ✓ 新たな施設拡充を行わず、河川環境の保全再生に配慮すること
- ⇒ 施設拡充は行っておらず、自然環境と広場が調和したものとなるよう管理している
- ✓ 関係機関と連携のうえ、自然教育の場としての活用や親水機能を持った施設とするなど川と人のつながりを重視した取り組みも行うこと
- ⇒ 水際部については人工的な改変や施設整備を行う予定はない
- ⇒ 親子科学教室や木津川観察教室など、水辺の生物について知ってもらう取り組みを継続して実施していく予定

平成21年 委員会

- ✓ 自然教育の場、親水機能の拡充など、人と川とのつながりを重視してほしい
- ✓ 訪れた子供たちを川から遠ざけるのではなく、上手に川と親しんでもらえるような取り組みを考えてほしい
- ⇒ 文化スポーツ事業団の主催による観察教室や自然探訪教室などを展開している
- ✓ 冠水の影響など、費用対効果を考慮した施設の適切な配置等を考えてほしい
- ⇒ 将来構想として代替地も検討していくが、現状では適地がなく、占用を継続したい
- ✓ 占用地下流の「淀生津」は水衝部であり、今後も住民が洪水に対する危機感を持っているということに配慮したうえで、利活用方法を考えていってほしい
- ✓ 河川公園が周辺の治水機能に支障を及ぼさないよう、十分に配慮してほしい
- ⇒ 施設拡充は行っておらず、自然環境と運動広場利用者の調和がとれる維持管理を行っている。現状の利用形態を継続したい

## ■過年度審議結果のレビュー

## 平成24年 委員会

- ✓ チラシの配布等、環境啓発の取り組みを始めていることは評価できるので、その内容等について質を高めるよう努められたい
  - ✓ 自然環境教室のチラシには担当者(責任者)の名前を明示するなど、開催にあたって責任を持って実施されたい
  - ✓ スポーツ目的の来訪者に対しても、ヌートリアなどの外来種に関する知識や河川環境に興味を持ってもらえるような取り組みを進められたい
- ⇒ 文化スポーツ事業団が主催して自然観察教室などを展開している

## 平成27年 委員会

- ✓ 2つの自治体が、隣接する同一箇所を占有する必要性を明確にされたい
- ✓ 今後の河岸侵食に備え、占有箇所の移転や利用形態の変更など、利用者の安全に配慮した対策をとっていただきたい
- ✓ 河川空間を利用した自然観察プログラムなどの参加者数や、参加者の感想などについても把握されたい

## 35.京都府木津川運動広場 (京都府)

京都府山城北土木事務所

記入者：施設保全室 三好副主査

番号	35. 京都府木津川 運動広場	占用 目的	運動広場	許可受者	京都府	場所	右岸 3.8k+160m～4.0k+90m
----	--------------------	----------	------	------	-----	----	-----------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	
現在の 利用形態	・野球場 1 面	都市計画 の有無	無し
占用面積	14,790.5 m <sup>2</sup>	付帯施設等	バックネット（軟式野球場外周部）1 基
許可の経緯	<当初許可> S57.12.13 <許可期限> H32.3.31	利用者数	平成 25 年度 7,515 人 平成 26 年度 5,780 人 平成 27 年度 9,150 人 平成 28 年度 6,570 人 平成 29 年度 3,800 人
堤内地・ 堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地		
周辺の 土地利用の 状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・久御山町にあっては都市化が進む中で、農地の保全に努め都市近郊に特徴的な野菜生産が盛んに営まれており、耕作放棄等による広大な未利用地は確認できない。</li> <li>・H28 京都府統計書：久御山町面積 13.86 k m<sup>2</sup>、農地 5,911 千 m<sup>2</sup>（H27 国勢調査：15,805 人）</li> <li>・久御山町は国道 1 号、第 2 京阪道路、京滋バイパス等の主要道路でネットワークされており、その利便性から商工業への土地利用も多い。</li> <li>・上記のとおり、京都府内でも比較的狭隘な久御山町で、グラウンドを確保できるほどの一体地となった遊休地の確保は困難な状況である。</li> <li>・占用地の上流側及び下流側は共に、久御山町による占用がなされており、本件占用地と一体となった運動広場としての活用がされている。</li> </ul>		
関連諸計画 における 占用地の 位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本広場は、「久御山町第 5 次総合計画（H28.3）」及び「久御山町都市計画マスタープラン」では、久御山町占用施設と共に、公園・緑地ゾーンに位置づけられている。</li> <li>・地域防災計画における位置づけはない。風水害時には冠水となるため避難地としては不適。</li> </ul>		
その他 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府南部地域の人口急増の中、地域住民の強いスポーツ施設拡充を求める声に応える久御山町の要望に対応するため、占用許可を受け、昭和 58 年 7 月 26 日から開設した。</li> <li>・久御山町が設置した隣接の野球場、サッカー場と一体的に利用され、本件施設の管理、利用調整も同町に委託している。</li> <li>・近年では、平成 22 年から平成 29 年間では、平成 22 年と 27 年を除き毎年洪水で冠水している。</li> <li>・平成 23 年においては台風 6 号、12 号の影響により冠水、一部表土の流出が生じ、8 月から年度末まで閉鎖された。</li> <li>・平成 28 年度には台風 16 号の影響で冠水たため、流出分の 31 立米の土を補充し、約 1 ヶ月、約 60 万円かけて復旧工事を行った。また、平成 29 年度には台風 5 号、21 号の影響で冠水したため、120 立米の土を補充し、約 1 ヶ月、330 万円かけて復旧工事を行った。</li> <li>・平成 29 年度の利用者数は、上記の影響で 8 月以降使用禁止とされたため、減少している。</li> <li>・復旧については、隣接する久御山町の野球場及び球技場の復旧と連携しての復旧作業となる。</li> </ul>		

番号	35. 京都府木津川運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	京都府	場所	右岸 3.8k+160m～4.0k+90m
----	----------------	------	------	------	-----	----	-----------------------

## 2. 施設の現状

(占有者作成)

占用の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 58 年の設置以来、本広場は多くの府民が利用し、1 府民当たりの都市公園面積が少ない府南部地域にあって、スポーツ振興の一翼を担っており、かつ緑に親しむ府民の憩いの場として広く利用されている。</li> <li>・利用者の数値的な目標は設定していないが、毎月のように大会がある。</li> </ul>	
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理主体及び管理規則の有無： 施設管理及び利用に係る調整は久御山町に委託し、隣接の同町河川敷運動広場と一体的な管理、運営を行っている。</li> <li>・管理内容：日常的な管理は久御山町が行っており、除草関係については同町関係団体が 10 回／年実施し、また 2 回／年程度は専門業者に除草させ、スポーツ利用者のみならず、一般利用者、地域住民も河川に親しめるよう河川環境の保全に努めている。(除草剤の散布は行わない。) 洪水時には久御山町と協同して、移動式トイレ・バックネット・看板を久御山町役場駐車場へ移動、サッカーゴールは法面上部へ移動する。また、年に一度、出水期を前に撤去訓練等を実施している</li> </ul>	
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用規則の有無 : 有 施設の管理等の受託者久御山町条例の「施設の設置及び管理に関する条例の施行規則」</li> <li>・排他独占利用の有無 : 無</li> <li>・申請内容と異なる利用等 : 有 例年、消防団、陸上自衛隊などにより水防、消防訓練等に利用</li> </ul>	
前回審議の意見と対応	前回審議の意見	前回審議意見の対応
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2つの自治体が、隣接する同一箇所を占有する必要性を明確にされたい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木津川河川敷運動広場において、京都府が占有している木津川運動広場については、府南部の西域部の貴重なオープンスペースとして「広く府内在住者の利便性の向上を図る」、「少年の使用を優先」と位置付け、使用料を免除するなど、久御山町の運動広場と性格を異にしている点があり、そのため、利用者の大多数が久御山町外の方が占めている。また、運動広場開設時において、京都府南部における人口あたりの公園面積が京都府全体の平均をかなり下回っており、都市公園に位置づけられないながらも、京都府としての一定の責をはたしていくとの当初の考えがあり、その意味からも、今後も京都府の責により占有許可を得ていくのが妥当としている。なお、管理運営を久御山町に委託していることから、町と協力しながら、関係機関等と連携していきたい。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の河岸侵食に備え、占有箇所の移転や利用形態の変更など、利用者の安全に配慮した対策をとっていただきたい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害による河岸の浸食から、利用者の安全を守っていくためには、河岸からの十分な離隔距離を確保する中で運動広場として提供していくべきであり、現状を確認した上で、占有面積の縮小など必要に応じて対応していきたい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川空間を利用した自然観察プログラムなどの参加者数や、参加者の感想などについても把握されたい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木津川観察教室 H28. H29. H30 年 1 回開催 参加人数計 25 名</li> <li>・木津川クリーン大作戦 H28 参加人数 74 名。</li> <li>・感想等には「河川レンジャーからの木津川やゴミ問題の現状についての解説がわかりやすかった」「今後もこのような活動があれば参加したい」などの意見を頂いている。</li> </ul>	

<p>環境保全 に向けて 申請者の 取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本府では、環境部を中心に自然観察会の実施など多様な自然環境保全に取り組んでいるところである。</li> <li>・また、土木事務所では、道路や河川等の整備において、環境との調和を視野に入れた取り組みを進めている。特に、河川整備では、間伐材等の自然素材を活用した水生生物にやさしい工法等、生態系に配慮した整備を行っている。</li> <li>・当該占用地における取り組みとしては、管理・運営を久御山町に委託しており、町と協力しながら、町の河川敷運動広場と一体的に対応することとしている。</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>

番号	35. 京都府木津川運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	京都府	場所	右岸 3.8k+160m～4.0k+90m
----	----------------	------	------	------	-----	----	-----------------------

### 3. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の自然環境		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 占有地は運動広場として整備されている。</li> <li>・ 上下流は木津川河川敷運動広場で、さらに下流部分は草地の状態である。</li> <li>・ 水際は砂州や湿生の草地となっているほか、ヤナギ類などの河畔林が帯状にみられる。占用地の周囲には、チガヤ草地が目立つ。</li> <li>・ 占有地の対岸は水際に河原裸地が形成されており、背後にはセイタカヨシ、ヤナギなどが見られる大規模な砂州が広がっている。</li> <li>・ オオヨシキリなどのヨシ類の群落に依存する鳥類が見られる。</li> </ul>
自然環境上重要な場所		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 占有地の対岸には、砂河川である木津川特有の大規模な河原が形成されていることから、河原やヨシ原で生息・繁殖する鳥類にとって貴重な場所である。</li> <li>・ 占用地の下流部分の草地状態の区域は、オギ群落なども見られ、鳥類にとって重要な場所である。</li> <li>・ 重要な種として鳥類ではオオヨシキリ等が確認されている。</li> </ul>
水際の状況	水域までの距離	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水域までの距離：10～20m</li> <li>・ 河岸は自然河岸であるが、流水に洗われた状態で急峻で、前面の水域は深い。</li> <li>・ 高水敷の端部には柵が設置されている。</li> </ul>
	水面との高低差	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約 5m</li> <li>・ 冠水実績：近年では、平成 23 年から平成 29 年間では、平成 27 年を除き毎年洪水で冠水している。</li> </ul>
環境面から見た望ましい利用方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水際が急峻かつ前面が深い流れで危険であることから、水際の利用の場合には、安全性確保が必要である。</li> <li>・ 対岸の砂州部が重要と考えられることから、特に、春～秋にかけての生物の繁殖期には生物の忌避行動につながるような行為（多くの人が集まる、大きな音が出るなど）は避けた方がよい。</li> <li>・ 昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る。</li> <li>・ 法面に貴重な植物等が生育している可能性があるため、除草等については別途出張所等と調整を行う。</li> <li>・ 利用範囲の認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。</li> <li>・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用地及び周辺での利用のあり方や環境保全への意識向上を図る。</li> <li>・ 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。</li> </ul>

ランク：A

番号	35. 京都府木津川 運動広場	占用 目的	運動広場	許可受者	京都府	場所	右岸 3.8k+160m～4.0k+90m
----	--------------------	----------	------	------	-----	----	-----------------------

**4. 占用許可期間の更新についての意見**

(委員会作成)

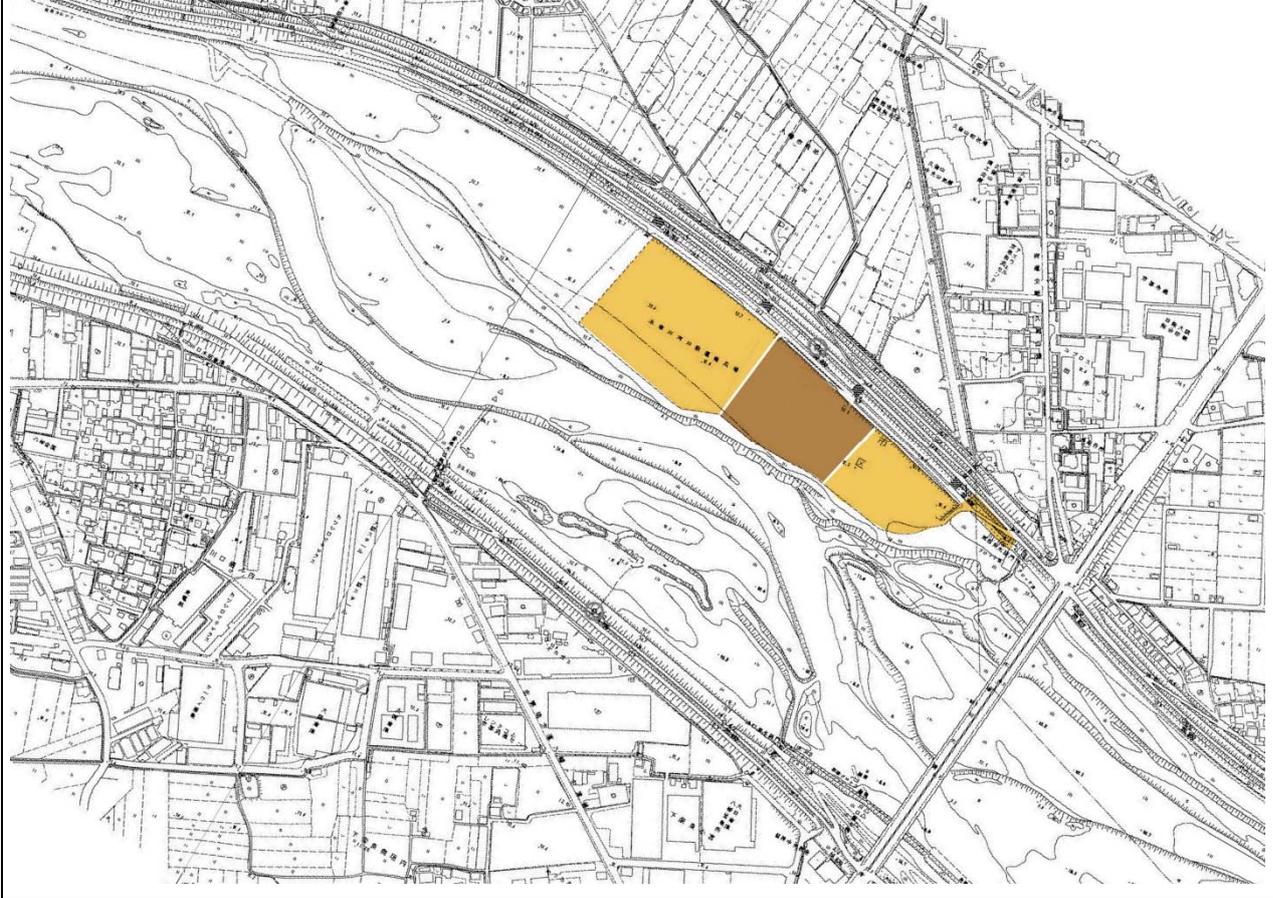
ランク：A

番号	35. 京都府木津川 運動広場	占用 目的	運動広場	許可受者	京都府	場所	右岸 3.8k+160m～4.0k+90m
----	--------------------	----------	------	------	-----	----	-----------------------

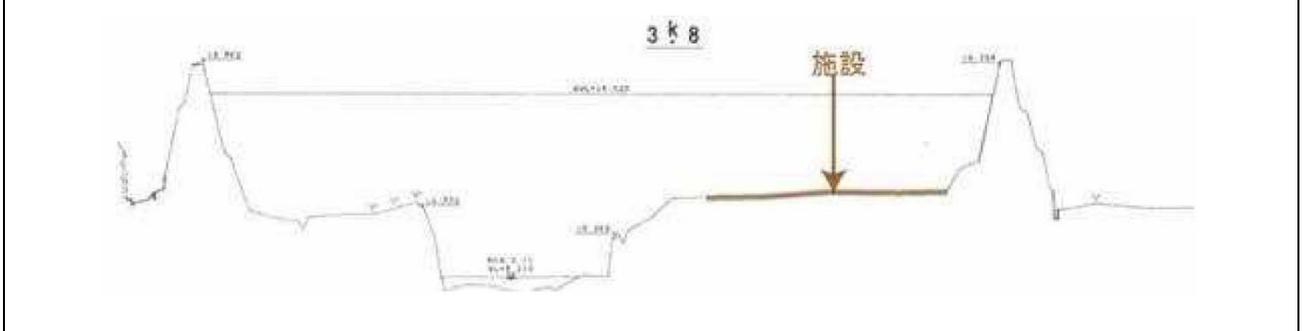
### 5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(写真撮影者：占用者)

(平面図)



(断面図：3.8k)



ランク：A

番号	35. 京都府木津川 運動広場	占用 目的	運動広場	許可受者	京都府	場所	右岸 3.8k+160m～4.0k+90m
----	--------------------	----------	------	------	-----	----	-----------------------

(写真撮影者：委員会事務局)



## 【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)

記入者:三好副主査(所属部署名:京都府山城北土木事務所)

●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:35.京都府木津川運動広場)

No	確認の観点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見		○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見		○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見		○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水陰部の占用面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 ・河川敷内で場所移動 等	今後の河岸侵食に備え、占用箇所の移転や利用形態の変更など、利用者の安全に配慮した対策をとっていただきたい	自然災害による河岸の浸食から、利用者の安全を守っていくためには、河岸からの十分な遮断距離を確保する中で運動広場として確保していくべきであり、現状を確認した上で、占用面積の縮小と必要に応じて対応していきたい。	現施設は自然環境への影響を配慮し、水陰部を除いては占用しているところであり、現在の利用状況では影響が少ないものと考えているが、河川区域の公園であり、利用者の安全配慮は防災訓練の実施など久御山町と連携して進めたい。			○:ある △:検討中 ×:ない		
5	検討体制	占用施設の代替地や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す			久御山町の広場と一体的に活用しているところであり、町の意向を尊重して対応したい。				○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか	2つの自治体が、隣接する同一箇所を占有する必要性を明確にされた	占用している木津川運動広場については、所管部の西縁部の貴重なオープンスペースとして広く府内在住者の利便性の向上を図る、「少年の使用を優先」と位置付け、使用料を免除するなど、久御山町の運動広場と性格を異にしていく旨があり、そのため、利用者の大多数が久御山町外の方から占めている。また、運動広場開設時において、京都府西部における人口密度の低い公園面積が専ら府全体の平均密度より下回っており、新市公園に位置づけられないながらも、京都府としての一石の重きはたしているとの当初の考えがあり、その意味からも、今後も京都府の責により占用許可を得ていくのが妥当としている。なお、管理運営を久御山町に委託していることから、町の協力しながら、関係機関等と連携していきたい。	水生等を記載したチラシをグラウンド利用者に配布し、豊か自然が育まれている場所であることを周知している。 京都府西部の西縁においては、貴重なオープンスペースであり、広く府内在住者の利便性向上を図るため府が占有していることあり、管理運営を委託している久御山町と協力しながら関係機関と連携したい。			○:合致する △:一部合致する ×:合致しない		
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			月ごとご利用を公募し、町の利用調整会議により公平な利用に努めている。				○:公平に利用できる △:公平に利用できない場合がある ×:特定の者が利用	
8		利用状況は占目的に合致しているか			運動広場として利用されている。なお、花火、ラジコン、ゴルフ等は禁止している				○:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか			特になし				○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			占用地の下流部分の草樹状態の区域は、オギ群落などが見られ、ヤマガラなどの小型鳥類にとって重要な場所となっている。				○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか			久御山町からの報告により把握している。				○:把握している △:調査中 ×:連携していない	

Aランク案件の子エッセリストの様式(2/2)  
 ●河川保全利用子エッセリスト(占用地 名称:35.京都府木津川運動広場)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
12		施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等	過年度意見		占用部分は生態系が維持されている連続する水際部を除いており、連続する水際部の緑地帯に、草、樹などが茂っている。	河川保全利用委員会の意見		○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
13		管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り戻し、野鳥の営業時間の制限等	過年度意見		水際への人工的な改良はしておらず、また、自然管理は久御山町に委託し、除草は専門業者により3回/年実施している。	河川保全利用委員会の意見		○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
14		施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	過年度意見		自然環境を周知するためのチラシを作成し、配布している。看板設置などを行っていない必要があると考えられているが、実施には至っていない。	河川保全利用委員会の意見		○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
15		占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか	過年度意見	木津川観察教室 H28:H30年/回 開催 参加人数計 25名 木津川クローン大作戦 H28 参加人数 74 名。 河川空間を利用した自然観察プログラムなどの参加者教育、参加者の感想などについても把握されたい	本府では、環境部を中心に自然観察会を実施しているところであるが、当該地域では(財)久御山町文化スポーツ事業団が木津川観察教室(25名参加)や木津川クローン大作戦(74名参加)の活動を行っている。	河川保全利用委員会の意見		○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか	過年度意見		設置していない	河川保全利用委員会の意見		○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	
17		占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等	過年度意見		使用していない	河川保全利用委員会の意見		○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
18		占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか	過年度意見		支障はない	河川保全利用委員会の意見		○:支障はない △:支障になる場合がある ×:支障がある	
19		地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等	過年度意見		利用申請時に指導しており、迷惑となる利用は変更は行われていない。	河川保全利用委員会の意見		○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20		利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか	過年度意見		久御山町施設と一体的に管理しているところであり、町のルールに準拠することとしている。	河川保全利用委員会の意見		○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
21		管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか	過年度意見		定めはないが、利用者に啓発チラシを配布している。	河川保全利用委員会の意見		○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	
22		管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか	過年度意見		利用時には申込時に周知している。	河川保全利用委員会の意見		○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	

## 【参考資料】 河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

平成 27 年度  
木津川下流保全利用委員会

平成 27 年 12 月 16 日

し勉強が要るなあと思って見ていました。

でも、最初の一步が非常に重要なので、つくられたことは非常にいいことやなど、僕は評価してます。

ほかにございますか。

○久保田委員 利用者数がこの2年間ちょっと減っているのは、やっぱり災害の影響があったということですね。わかりました。

○村上委員長 かなり影響してますね。1万ぐらいはコンスタントにあったんですが、3,000から4,000に落ちてますからね。

そうしますと、この件はこれで結構でございます。

○占用者（八幡市） ありがとうございます。

## 2-2) 木津川河川敷運動広場（久御山町）

## 2-3) 京都府木津川運動広場（京都府）

○村上委員長 2番目の木津川河川敷運動広場と3番の京都府市木津川運動広場を一緒にやったほうがスムーズだと思いますので、そうしましょう。

○司会（高橋） そうしましたら、2番目と3番目の審議を一緒にするというございますので、久御山町様と京都府様、同時に前に移動していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（峠） そうしましたら、資料の34ページをご参照ください。まず、上のほうに記載がありますけれども、33番、木津川河川敷運動広場ということになっております。場所につきましては、右岸側の3.8キロ周辺となっております。

現在の利用形態でございますけれども、野球場が1面、球技場が2面、自由広場が2面となっております。その占用面積につきましては、約4万平米となっております。

利用者数でございますけれども、平成26年度は約1万3,000人というふうになってございます。

続きまして、地域の状況ということで、36ページでございます。占用地及び周辺の自然環境でございますが、下流部の水際は、砂州や湿生の草地となっているほか、ヤナギ類などの河畔林が帯状に見られる状況です。それから、地域にはオオヨシキリなどのヨシ類の群落に依存する鳥類が見られる、そのような地域となっております。

前回の意見ということで、35ページの真ん中辺をご参照いただきまして、ご意見を4ついただいている状況です。

1つ目が、チラシの配布等、環境啓発の取り組みを始めていることは評価できるのでその内容等について質を高めるように配慮されたい。2つ目に、自然観察教室のチラシ等には担当者名を記載し、開催に当たっては責任を持って実施されたい。3つ目、ヌートリアなどの外来種に関する知識など、スポーツを目的として占用地を利用している人にも河川環境に興味を持たせるような取り組みを進められたい。4つ目が、上記の取り組みに当たっては、河川レンジャー等と連携されたいというふうにご意見をいただいている次第です。以上です。

○村上委員長 説明するときに、38ページみたいな利用状況と40ページの航空写真、

これを最初にちょっと見てもらって説明していただいたほうが、現場がよくわかるんです。これはわざわざ利用状況に関する図をつくってもらっているの、やはり入れてもらったほうがわかりやすいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○事務局（峠） わかりました。

場所はほぼ同じところですが、続きまして、70ページをご参照いただいて、京都府木津川運動広場となっております。

場所は、同様に右岸の3.8キロ程度になっています。

現在の利用形態でございますが、野球場が1面、それから占有面積は約1.4万平米。利用者数につきましては、約3,000人となっております。

場所等につきましては、74ページ、75ページに地域の状況がございます。

以上でございます。

○村上委員長 そしたら、占有者の方、お願いします。

○占有者（久御山町） 久御山町の池田でございます。よろしくお願いたします。

前回ご審議をいただいたご意見の中で、まず1番目の、チラシの配布等、環境啓発の取り組みを始めていることについては評価できるので、その内容等について質を高めるように配慮されたいといった件でございます。

管理を任せております久御山町文化スポーツ事業団が主催をいたしまして、町内在住の小学生などを対象にいたしまして、木津川観察教室などを実施してございまして、また自然との共存、環境保全を図るべく、環境啓発のチラシ等の配布を行ってきたところでございます。今後も関係機関と連携を深めまして、利用者を初め広く住民の方が興味を持っていただけるような観察教室などの取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

資料といたしまして、67ページ、68ページ等にそのときのチラシ等が載っておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

次に、自然観察教室のチラシ等に担当者名を明記し、開催に当たっては責任を持って実施されたいというご意見がございました。これにつきましては、先ほどありましたように、66、67ページの一番下段のほうに、問い合わせ先なり、責任者、担当者の名前を明記したところでございます。

次に、3点目、4点目、これをあわせてのことなんです、ヌートリアなどの外来種に関する知識など、スポーツを目的として占有地を利用している人にも河川環境に興味を持たせるような取り組みを進められたい。また、上記の取り組みに当たっては河川レンジャー等と連携をされたいといったご意見をいただいております。

これにつきましては、河川レンジャーさんとの連携というのは今のところちょっと難しいところではございますが、今後、各種団体が河川環境に興味を持っていただけるように河川レンジャーさんのご指導なり助言をいただく中で、啓発等に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○占有者（京都府・関口） 京都府山城北土木事務所の管理室の関口でございます。よろしくお願いたします。

京都府の状況につきましては、71ページが前回いただいたご意見と対応でございま

す。

74ページをお開きいただきまして、地図がございまして、真ん中の茶色に塗ってございまして部分が京都府の運動広場ということでございまして、その上流部と下流部につきまして久御山町さんの河川敷公園ということで、挟まれたような一体的な土地ということで利用させていただいているというところでございます。

71ページに戻っていただきまして、前回審議の意見と対応ということで、チラシの配布等の取り組みには評価をいただいております、その内容について質を高めるように配慮されたいということにつきまして、管理・運営につきましては、先ほど見ていただいたような地理の関係上、運営・管理につきまして久御山町さんのほうに京都府から委託をしております、基本的に久御山町さんと協力しながら河川敷の運動広場と一体的に対応をするということで、チラシ等の配布をさせていただいているところでございます。

次の自然観察教室のチラシ等には担当者を明記し、開催に当たっては責任を持って実施されたいということでございますが、久御山町文化スポーツ事業団さんが主催をされまして、木津川観察教室等を実施していただいております。その内容につきましては、先ほど説明がございましたように、チラシ等には連絡先とか担当者の名前を記入していただいているというところでございます。

ヌートリアなどの外来種に関する知識など、スポーツを目的として占用地を利用している人にも河川環境に興味を持たせるような取り組みを進められたい。また、取り組みに当たっては、河川レンジャーと連携されたいということにつきまして、管理運営につきまして、久御山町さんに委託をさせていただきますので、久御山町さんと協力しながら、関係機関等と連携をして実施をしてみたいというふうに考えております。

○村上委員長 そうしましたら、これに対する質問ないし意見を……。

これ、京都府が管轄する必要はどこにあるんですか。久御山町さんが全部とったら、全部管理されたんですか。なぜ京都府がそこに出てくるんですか。

○占用者（京都府・関口） 利用形態をみますと、久御山町以外の利用者が8割以上というような状況になっております、京都府の部分については、久御山町にお住まいの方の利用は少なく、それ以外の京都市内とか、そういうところの利用者が多いということで、その分については京都府のほうで提供しているというふうな考え方で、京都府が占有しているという形です。

○村上委員長 京都府のグラウンドだということで、久御山町以外の方の利用が盛んであると。そうしておいたほうがいいと。

○占用者（京都府・関口） そうですね。実際、8割以上が久御山町以外の方の利用というのが実態でございます。

○村上委員長 それで、その申し込みとか管理は久御山町がやっているんですか。

○占用者（京都府・関口） 一体的な場所でございますので、申し込みとかそういったことについては、久御山町さんのほうに委託をいただいております、そちらのほうでお世話になっております。

○村上委員長 そしたら、久御山町さんの管理しているところはどうなっていますか、利用者の分布は。久御山町以外の人と久御山町の人とに分けたら、どうなるんですか。要

するに、どういう人がそこを利用しているのかということ。なぜかという、こんな、一括で管轄したらしまいやないかと思うんですけどね。

○久保田委員 今、京都府さんの占有されているところの利用者の8割は久御山町以外だという説明ですね。久御山町さんの占有されているところは、どのくらいが町外でどのくらいが町内かというデータはあるんですか。

○占有者（久御山町） ちょっとそこまでのデータは持ち合わせておらないんですが、利用形態としましては、久御山のサッカーなり野球の団体もかなり利用はされておられるというところで、詳しいデータまでは今ちょっと持ち合わせはしておりません。

○村上委員長 次回からは、利用実態のこともちょっと知りたいですね。それで、京都府が単なる名義貸しなのか、それともちゃんと意味があるのかというのは、ちゃんとしておいたほうが良いと思うんですよ。だから、久御山町の名前になっていると使いにくいけれども、京都府のやったら使いやすいとか、そういうことがあるとすれば、それは意味があるんでしょうね。

○久保田委員 グラウンドじゃなくて、例えば公民館を使うとかいうときは、その市域もしくは町内の人でしたら半額だとか、そういう理由があると思うんですけども、このグラウンドについては、利用料なんかについては特に差をつけてないわけですね。

○占有者（久御山町） 町外の方については、町内の利用の方の2倍と言いますか、要は町内の方が利用される場合は半額と。

○久保田委員 そういうのをやっているんですか。

○占有者（久御山町） 内と外では、使用料は分けております。

○久保田委員 じゃあ、今データがないということであって、帰ればデータはあるということですね。

○村上委員長 そういうことですね。一応それはデータの上ではあるわけですね、町内、町外の別は。それは、きょうは無理でも、少しは用意しておいてもらったほうが、僕はいいと思いますね。

○辻本委員 ここの割合低くて、毎年のように冠水しているんだけど、先ほどのところのように、災害関連というのはないのかなど。グラウンドが掘れたり、それに対する災害対応の工事をやったり、もう一つ気になるのは、川崖というか、もうすぐ水際ですね。

○村上委員長 あそこは怖いんですよ。

○辻本委員 あその浸食が進んでないのかとか、これだけ浸水していて、そんなことは気にならないのか。その辺どうなんですかね。冠水する割には、あんまり変化はないんですか。

○村上委員長 いや、大分変わってますよ。僕が見たら、大分落ちてますね。

○辻本委員 崖が大分浸食してそうな感じが……。

○村上委員長 浸食が進みましたよ。

○占有者（久御山町） 直近では、24年に台風17号の関係で全面冠水をしております。25年度は台風18号で、これも全面冠水。26年度は台風11号による全面冠水。それによって、全部使えなくなったという被害状況でございます。

今のお話のように、水ベリといいますか川ベリにつきましては、気にはなっております

- ころでございます。私どもとして、利用者に対する予防策としましては、区切りを……
- 辻本委員 陸側のほうでね。陸側のほうで一応境界面を置いて安全柵を……
  - 占用者(久御山町) 陸側のほうに安全を見て設けているというのと、月1回、業者に委託はしておるんですが、パトロールも実施する中で、そのあたり大きく変化があれば把握できるというような形で一定の対応はしておるところでございますが、なかなか中まで入ってという部分では、目視だけの話にもなろうかと思しますので、その辺はちょっと難しい部分もあろうかと思ます。
  - 辻本委員 グラウンド面自身の被害というのはないんですか、掘れたり堆積したりというのは。
  - 占用者(久御山町) 先ほど池田のほうから申しましたように、26年に台風17号の関係で冠水したときに、うちのほうも野球場のグラウンド面、そのときは土、クレイの部分が、全部クレイやったんですけども、その復旧もありますので、必要最小限に持っていける分は減らすという意味で、内野部分、そちらのほうに芝を張りまして、流出を極力しないようなことでの施工で対応はさせていただいたところです。
  - 辻本委員 それはそれでいいんだけど、その出水で掘れた分を補うようなことはされなかったんですね。
  - 占用者(久御山町) いや、しております。
  - 辻本委員 土を入れられたわけ……。
  - 占用者(久御山町) 土を必要最小限入れました。
  - 辻本委員 先ほどのところは何立米という話があったけれども。
  - 占用者(久御山町) 木津川出張所さんのほうとも協議させていただく中で、流された部分、草なり芝生の上に表土が堆積した部分は、できる限りもとに戻しなさいということで、取れる範囲は取りまして、もとに戻しての利用というような形もさせていただいたところなんです。
  - 辻本委員 持ち込まずに、切り盛りで大体いけたわけ……。
  - 占用者(久御山町) いや、やはりすき取るにしましても、やはり全部が全部の量が戻りませんので、ある程度は入れさせていただいたという形にはなるんですけど。
  - 村上委員長 このところには入ってないんですけども、たしかそういうことは書くようにというのがあったと思うんですけどね。チェックリストのほうには必ず書いてくれと言ったんだけど、施設の現状のところ、自然的状況やったか、どっちか忘れちゃったけれども、何年度に冠水した、それで災害復旧したとか、そういうものは必ず書いてくださいということになっていると思いますが、これ、触れてませんね。
  - 宗田委員 34ページの一番下の特記事項のところはその記述はあるんですが、何立米土を入れたまでは書いてないし、必要最小限客土されて土を入れ、なおかつおたくは内野にも芝を張ったんですね。
  - 村上委員長 そうそう、それは見ました。
  - 占用者(久御山町) 内野部分に張りまして。ベース周りちょっとあれなんですけど、内野部分には張り芝はしました。
  - 村上委員長 芝を張ったから、持っていかれてないですね。
  - 占用者(久御山町) 今年の水出し時にも3回ほど浸かりはしたんですけども、張った

おかげもありまして、流されるということにはなかったです。

- 村上委員長 それは見ました。
- 宗田委員 最低限カバーはし、芝生を張ったので、これ以上はもう客土しなくて済みそうだといいことですね。
- 占用者（久御山町） そうですね。
- 辻本委員 問題は、むしろ浸食のほうが進んでくるので、川崖が浸食するのを防止する、これをずっと使いたかったら、崖をかなり手当てしないといけないというような話が出てきたら本末転倒なことになりそうなんだけれども、いつごろまでもちそうなのかなという心配な、変化しそうなところですね。
- 久保田委員 多分、徐々に浸食が進むと思うんです。
- 辻本委員 進みますね。何か施設があれば、抑えたいところなんでしょうね、浸食防止をしたいと。
- 久保田委員 それと、資料75ページに写真が載っているんですけども、上から2番目の左側の写真を見ますと、ベンチがほとんど埋まってしまっているような状況で、これは多分、水がかかったときに土も持ってこられて、それで埋まったんじゃないかというふうに思うんですけども、こういうのを考えると、掘られたところに新しく土を持ってくる、外から持ってくるんじゃないかと、この中の土をならしてというようなことができれば、そのほうがいいんじゃないかというふうに思ったりするんですが。
- 宗田委員 それもある程度おやりになったということですね。
- 久保田委員 そういうことなんですかね。
- 占用者（久御山町） そうですね。取れる分では、ぐっとこうユンボとといいますか、あれでずっと押して……。
- 村上委員長 多少は下がったと思います。昔はもっと高かった。
- 宗田委員 だから、沈んでくるのもあるでしょう。ベンチがそこにあれば、そのベンチの足のところが掘られますからね。
- 村上委員長 でも、あのときには大分堆積してましたからね。  
だから、浸食に関する話は、どうなのですかね、グラウンドにしているところの浸食は、治水面で問題が起こりかけていますね。もう数メートルでどんと落ちてますね。特に水が流れるところは浸食されて大変ですけど、この辺の問題は難しいですね。こういう場所にはあんまりつくるべきではないと思ってんですけどね。危ないしね。
- 河川管理者（増田） 河川敷で言いましたら、やっぱり水が来て河岸が削られておるといふところになったら、そこをあえて復帰までして占用させるのかというのは、ちょっと別議論で絶対出てくると思います。そこで、それはもう占用者の方にはきつい話になるんですけども、先ほど申し上げたように、河川敷はこんなことになっておる、水が来ることが前提でやっておると。で、縁が切れたときが来たんだという話で判断する可能性がやっぱり出てくると思います。利用のためなのか、治水のためなのかということになったら、治水を犠牲にして利用を復活させるのかと云ったら、その勇氣はちょっと出てこないと思います。
- 宗田委員 それはそうでしょう。
- 河川管理者（増田） ただ、今現在ちょっとずつ浸食を小まめにどうする、ああすると

いうメンテナンスの話だったら別なんですけれども、状況がもうこれだと判断できる  
ときが来たときにはというのですね。それで、狭い面積でまだやりますということだっ  
たら、その変更とかはあるんですけれども、こうじゃないとできませんと言われたら、  
もうその条件は厳しいですというのを正直に言うしかないと思います。

○村上委員長 76ページの図を見ると、京都府の管轄している場所が特に水当たり部分  
になってましてね、それで狭い面積になっているわけですよ。そしたら、ちょっとずら  
してそのところへ持っていけば、広い河川敷があるわけですよ。だから、この辺のと  
ころは、僕は多少配置みたいなことも考えたほうが得だなと思っているんですけどね。

○河川管理者（増田） そこら辺を考えたら、チェックリスト、例えば49ページの4番  
なんですけれども、川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるかとい  
うところで、例えば河川敷内で水のかぶらないところにいつそのこと引っ越したらどう  
ですかとかいうのも、このチェックリストの中で何かお考えないですかと投げかけさせ  
てもらっているところではあるんです。

○村上委員長 だから、これを見ていたら、河川敷の広いところはそれなりに自然環境は  
おもしろいんですけれども、でも、しょっちゅう水をかぶるところは、ほっておいたら  
割と自然に戻っていくんですよ。そういう意味では、ちょっと移動することも考えたら  
どうかというのは、僕は思いますね。これだけ毎年やられて、そんなんやったら損やな  
いかと。そっちへ持っていったら、もっといい形で安定して使えるのではないかと、使  
う立場に立ったら、そう思いますよ。

○久保田委員 64ページに築造・復旧経費の一覧表というのがありますけれども、これ  
は久御山町さんの区域のものですかね。ちょっと状況が把握できてないんですけれども。

○占用者（久御山町） はい。

○久保田委員 これ、59年度からの復旧工事で、合計で1億4,500万円という数字  
になっているということなんですね。

○村上委員長 ずっと継続すると、やっぱり大きいですね。だから、そういう意味では、  
僕らは割とまともなことを言っていて、やっぱり税金の使い方としてはまずいじゃな  
いですかと。これはやっぱり考えるべきことだと僕は思いますよ。

○宗田委員 ただ、移すとなると……

○村上委員長 費用が要ります。

○宗田委員 その上の築造工事のところを見ると、平成2年に多目的・ソフトボール場に  
7,200万円使っているの。

○村上委員長 だから、全部は無理としても、一部ひどい浸水部に当たるところは怖いな  
と思っていますから、それが起こったときには、それは考えないとしようがない。そこ  
はもう使用禁止ということになりますからね。だから、今のうちからそういうことを考  
えて手を打ったほうが、僕は賢いと思いますけどね。

○宗田委員 スポーツ施設は意外とお金がかかるということがよくわかりますよね。土を  
ならずだけでこれだけのお金が……。

○村上委員長 でも、多目的にすると多少ましやと思うんです。完全に裸地しなくても、  
芝張りでもいいですからね。そんなことはやっぱり一度検討してもらうことは必要やと思  
うんですよ。

○河川管理者（増田） 結果的に累積した数字、1億4,500万円というのも当初から計画しているものじゃなくて、毎年ちょっとずつやっていたらこうなったので、誰も想定はしていなかったと思うんですけども、この実態の中で、ちょっとずらしたら、こんなに金はかからんけどどうかとか、そこら辺ちょっと、あればまたいろいろとご相談なり、ご協議なりをさせていただくというのは可能だと思います。

○村上委員長 ほかにございますか。その問題はこれで終わったとして。

1つだけ気になるのは、チラシ等のところで、遊歩道を使われて観察教室がたびたび行われているのは非常に結構な話だと思うんですが、その参加人数とか、それに来た人は野球場を使っている人が来てるのかとか、その感想、それがどうやったとか、そういう内容についてもちょっと触れてほしいなど。せっかくやって、どのぐらいの人数が来て、どんな感想を持っているのかと、案内文だけじゃなしに、利用人数は何人とか、感想としてはこういうことになったとかいうふうな説明をもらおうと、ちょっとよくなると思うんです。そういうことは、住民に対しても意味があると思うんです。そういうことをしてほしい。

ここは結構な話なんだけど、もう一步進めたらどうだろうという話です。

ほかにございますか。

○久保田委員 ヌートリアなどという指摘を私どもでしているみたいなんですけれども、ここはいるんですかね。

○宗田委員 います、います。前回も聞いて、ヌートリアはいます、アライグマもいますというお答えだった。

○久保田委員 あれ、こちらの場所でしたか。

○宗田委員 そうそう。

○村上委員長 これだけ広いので、絶対います。

○宗田委員 いなくなってくればいいんですけど、まだいるでしょう、きっと。

○村上委員長 ほかになければ、この案件は終わりにしまして、城陽市立木津川河川敷運動広場、よろしくをお願いします。

○占用者（久御山町） ありがとうございます。

#### 2-4) 城陽市立木津川河川敷運動広場（城陽市）

○司会（高橋） それでは、4件目の占用案件でございます。城陽市立木津川河川敷運動広場についてご審議いただきます。

簡単に施設の内容をご説明いたします。

○事務局（峠） 92ページをご参照ください。

上に記載がございますが、占用目的ですが、運動広場となっております。場所につきましては、右岸側の8.8キロから9.6キロぐらいとなっております。

現在の利用状況でございますけれども、野球場が4面とテニスコートが8面、占用面積につきましては3.6万平米程度となっております。

地域の状況につきましては、96、97ページに平面図及び写真がございます。

94ページに、自然環境の状況という記載がございます。上から3つ目になります

■過年度審議結果のレビュー

平成16年 委員会

- ✓ 当該施設は水衝部にあり、出水規模によっては占用地が侵食・崩壊する恐れがある
- ✓ 冠水頻度の高い場所は運動施設には適さず、生物にとっては重要な生息場となり得るので、部分的でも占用を解除するという申し出は非常に結構なことである
- ✓ 河道側にある施設は崖地に近く危険である。施設配置の入れ替え等検討されたい
- ✓ 運動施設としての利用がなくなった際は、植生遷移を調査し把握することが重要
- ✓ 行政による調査だけでなく、NPOや市民との連携が重要
- ✓ 当該施設は利用調整も施設管理も久御山町に委託されている。京都府が申請者となっているのはなぜか？
- ⇒ 利用者は久御山町民のみでなく、周辺市町からも利用があるため府としても責任の一端を果たしていきたい

平成17年 委員会

- ✓ 国主導でモデル事業的に取り組み、全国から注目されるような公園としていけると良い
- ⇒ 京都府として、本来あるべき姿、自然環境、歴史・文化といった内容まで整理して行けると良いと考えている

平成19年 委員会

- ✓ 新たな施設拡充を行わず、河川環境の保全再生に配慮すること
- ⇒ 施設拡充は行っておらず、自然環境と広場が調和したものとなるよう管理している
- ✓ 関係機関と連携のうえ、自然教育の場としての活用や親水機能を持った施設とするなど川と人のつながりを重視した取り組みも行うこと
- ⇒ 水際部については人工的な改変や施設整備を行う予定はない
- ⇒ 親子科学教室や木津川観察教室など、水辺の生物について知ってもらう取り組みを継続して実施していく予定(久御山町)

■過年度審議結果のレビュー

平成21年 委員会

- ✓ 自然教育の場、親水機能の拡充など、人と川とのつながりを重視してほしい
- ✓ 訪れた子供たちを川から遠ざけるのではなく、上手に川と親んでもらえるような取り組みを考えてほしい
- ⇒ 文化スポーツ事業団の主催による観察教室や自然探訪教室などを展開している
- ✓ 冠水の影響など、費用対効果を考慮した施設の適切な配置等を考えてほしい
- ⇒ 将来構想として代替地も検討していくが、現状では適地がなく、占用を継続したい
- ✓ 占用地下流の「淀生津」は水衝部であり、今後も住民が洪水に対する危機感を持っているということに配慮したうえで、利活用方法を考えていってほしい

平成24年 委員会

- ✓ チラシの配布等、環境啓発の取り組みを始めていることは評価できるので、その内容等について質を高めるよう努められたい
- ✓ 自然環境教室のチラシには担当者(責任者)の名前を明示するなど、開催にあたって責任を持って実施されたい
- ✓ スポーツ目的の来訪者に対しても、ヌートリアなどの外来種に関する知識や河川環境に興味を持ってもらえるような取り組みを進められたい
- ⇒ 文化スポーツ事業団が主催して自然観察教室などを展開している

平成27年 委員会

- ✓ 2つの自治体が、隣接する同一箇所を占用する必要性を明確にされたい
- ✓ 今後の河岸侵食に備え、占用箇所の移転や利用形態の変更など、利用者の安全に配慮した対策をとっていただきたい
- ✓ 河川空間を利用した自然観察プログラムなどの参加者数や、参加者の感想などについても把握されたい

## 31.城陽市立木津川河川敷運動広場

記入者： 城陽市 文化・スポーツ推進課 森 祐介

番号	31. 城陽市立木津川河川敷運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	城陽市	場所	右岸 8.8k+20m ～9.6k+27m
----	--------------------	------	------	------	-----	----	--------------------------

1. 施設の概要 (占用者作成)

位置図		現況写真	
現在の利用形態	野球場 4 面、テニスコート 8 面	都市計画の有無	都市公園
占用面積	36,465.68 m <sup>2</sup>	付帯施設等	バックネット 4 面、テニス支柱 16 基、サッカーゴール 2 基、備品庫 1 基、移動式便所 2 基
許可の経緯	<当初許可> S49.8.14 <許可期限> H32.3.31	利用者数	平成 25 年度 26,184 人 ※1 平成 26 年度 44,817 人 ※1 平成 27 年度 43,542 人 平成 28 年度 51,591 人 平成 29 年度 41,601 人 ※2 ※1. 台風 18 号による災害復旧のため平成 25 年 9 月 16 日～平成 26 年 4 月まで使用を制限 ※2. 台風 21 号による災害復旧のため平成 29 年 10 月 22 日～平成 30 年 6 月まで使用を制限 ※利用者数は、申請者の申請利用者数を集計
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地		
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺は農地が広がっている。</li> <li>・ 占用地の上空を京奈和自動車道が横切っている。</li> <li>・ 上流・下流側に堤外民地と耕作地がある。</li> </ul>		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画内容 種類：近隣公園 面積：32,730 m<sup>2</sup> 告示日：昭和 51 年 11 月 13 日</li> <li>・ 第 4 次城陽市総合計画において、日常的な健康づくりの中心的施設としている。</li> <li>・ 城陽市都市計画マスタープランにおいて、木津川の水辺空間を広域的なレクリエーション軸および拠点として、市民が暮らしのなかで身近にうらおいを感じることができる保全・整備するとともに、野性動植物の生態系の保全や河川環境の向上に努めることとしている。</li> <li>・ 城陽市緑の基本計画の「緑の将来構造図」において、「水と緑の回廊軸」の中に位置付けており、桜つつみと共に自然環境保全や都市景観形成において重要な役割を持った水と緑のネットワークを構成する緑地の一部としている。</li> <li>・ 地域防災計画の中で、指定緊急避難所や給水場所、ヘリコプター発着予定場所として位置付けている。</li> </ul>		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近年においては、平成 29 年 10 月に発生した台風 21 号により、占用域が冠水した実績がある。この台風による被災水位は約 70cm で、グラウンドにおいて土砂が流出及び堆積し、被害の復旧に約 546 万円を要した。</li> <li>・ 運動広場は利用者の多い施設であることから早期復旧を目指し、グラウンドは平成 30 年 3 月に、テニスコートは平成 30 年 6 月より供用開始した。</li> </ul>		

ランク：A

番号	31. 城陽市立木津川河川敷運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	城陽市	場所	右岸 8.8k+20m ～9.6k+27m
----	--------------------	------	------	------	-----	----	--------------------------

## 2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城陽市内提内地に位置する城陽市総合運動公園は、野球場、多目的広場、テニスコート（ハードコート4面）、ゲートボール場、体育館競技場、格技場、トレーニングルームを備え、年間延べ20万人～24万人前後の利用者がある。</li> <li>・同じく市内提内地に位置する市民テニスコート（人工芝2面）は、年間延べ1～1.5万人前後の利用がある。</li> <li>・学校グラウンドについても開放を行っているが、飽和状態である。</li> <li>・城陽市の公園の整備目標である10㎡/人に対して、現状は6.0㎡/人と極めて不足している状況である。</li> <li>・年間延べ5万人前後が利用している当該施設は、日常的な健康づくりのための中心的施設としている重要な施設であり、今後も施設の存続、占用は必要である。</li> </ul>	
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理は、指定管理者である公益財団法人城陽市民余暇活動センターが行っている。</li> <li>・管理については、城陽市立市民運動広場の設置及び管理に関する条例、同条例施行規則に則り行っている。</li> <li>・主な管理内容は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の予約受付（利用希望が重なった場合は抽選）を実施している。</li> <li>・冠水が予想される場合は、移動式便所等の付帯設備を堤内地に移動させている。</li> </ul> </li> </ul>	
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間延べ5万人前後が、テニス、野球、ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフ等のプレイに利用している。</li> <li>・特定の団体による独占的利用はない。</li> </ul>	
前回審議の意見と対応	前回審議の意見	前回審議意見の対応
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理者と協議した「災害復旧時の具体的な方針」について明示されたい</li> <li>・占用期間は3年が妥当である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧で整地を行う場合は、できる限り堆積・流出した土砂を使用し、外部からの持ち込み土砂は必要最小限にとどめることとしている。</li> </ul>
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川レンジャーの活動を通じて、木津川の環境保全や生態系について利用者と協働で環境保全に係る取り組みを行っている。</li> <li>・NPO法人やましる里山の会の活動を通じて、木津川の環境保全や生態系について利用者等と協働で環境保全に係る取り組みを行っている。</li> <li>・城陽環境パートナーシップ会議（市民協働による団体）が主体となり、市民を対象に自然観察会（市内に生息する身近な野鳥や動植物の観察、河川・堤防のごみ拾い）を行っている。</li> </ul>	
その他	特になし	

ランク：A

番号	31. 城陽市立木津川河川敷運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	城陽市	場所	右岸 8.8k+20m ～9.6k+27m
----	--------------------	------	------	------	-----	----	--------------------------

### 3. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

<p>占有地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>占有地は運動広場として整備されている</li> <li>占用地の上下流は茶畑として利用されている。</li> <li>新木津川橋の周辺は低水護岸が整備されているが、上流は竹林、下流はヤナギの河畔林となっている。</li> <li>占有地の対岸は、大規模な河原裸地が形成されており、ツルヨシ、ヤナギなどが見られる。</li> <li>外来種のセイタカアワダチソウ群落もひろく分布する。</li> <li>オオヨシキリなどのヨシ類の群落に依存する鳥類が見られる。</li> <li>背後地は、中心が京奈和自動車道のインターチェンジで、その周辺はほとんどが農地である。</li> </ul>
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>占有地の対岸には、砂河川である木津川特有の大規模な河原が形成されていることから、河原やヨシ原で生息・繁殖する鳥類にとって貴重な場所となっている。</li> <li>上流の広葉樹林で大規模なサギ類の集団繁殖地が確認されている。</li> <li>重要な種として鳥類ではオオヨシキリ等が確認されている。</li> </ul>
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水域までの距離：20m～150m</li> <li>中央部の河岸はコンクリート護岸で、その前には砂州が形成されている。</li> <li>上流は河岸に竹林があり、自然河岸の状態前面の砂州につながる。</li> <li>下流は自然河岸でヤナギの河畔林が形成されるが、その前には滞筋が近接し、淵になっている。</li> </ul>
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>約 5m</li> <li>冠水実績：近年では、平成 16 年、平成 21 年、平成 24 年、平成 25 年、平成 26 年、平成 29 年の洪水で冠水している。</li> </ul>
<p>環境面から見た望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>中央部から下流部は水際が急峻かつ前面が深い流れで危険であることから、水際の利用の場合には、安全性確保が必要である。</li> <li>河川内を利用する生物への影響を緩和するため、バッファゾーンとなる河畔林などはできるだけ保全することが望まれる。</li> <li>砂州部の環境が重要と考えられることから、特に、春～秋にかけての生物の繁殖期には生物の忌避行動につながるような行為（多くの人が集まる、大きな音が出るなど）は避けた方がよい。</li> <li>昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る。</li> <li>法面に貴重な植物等が生育している可能性があるため、除草等については別途出張所等と調整を行う。</li> <li>利用範囲の認知のために、占有範囲を看板、標識等により明示する。</li> <li>環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占有地及び周辺での利用のあり方や環境保全への意識向上を図る。</li> <li>利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。</li> </ul>

ランク：A

番号	31. 城陽市立木津川河川敷運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	城陽市	場所	右岸 8.8k+20m ～9.6k+27m
----	--------------------	------	------	------	-----	----	--------------------------

**4. 占用許可期間の更新についての意見**

(委員会作成)

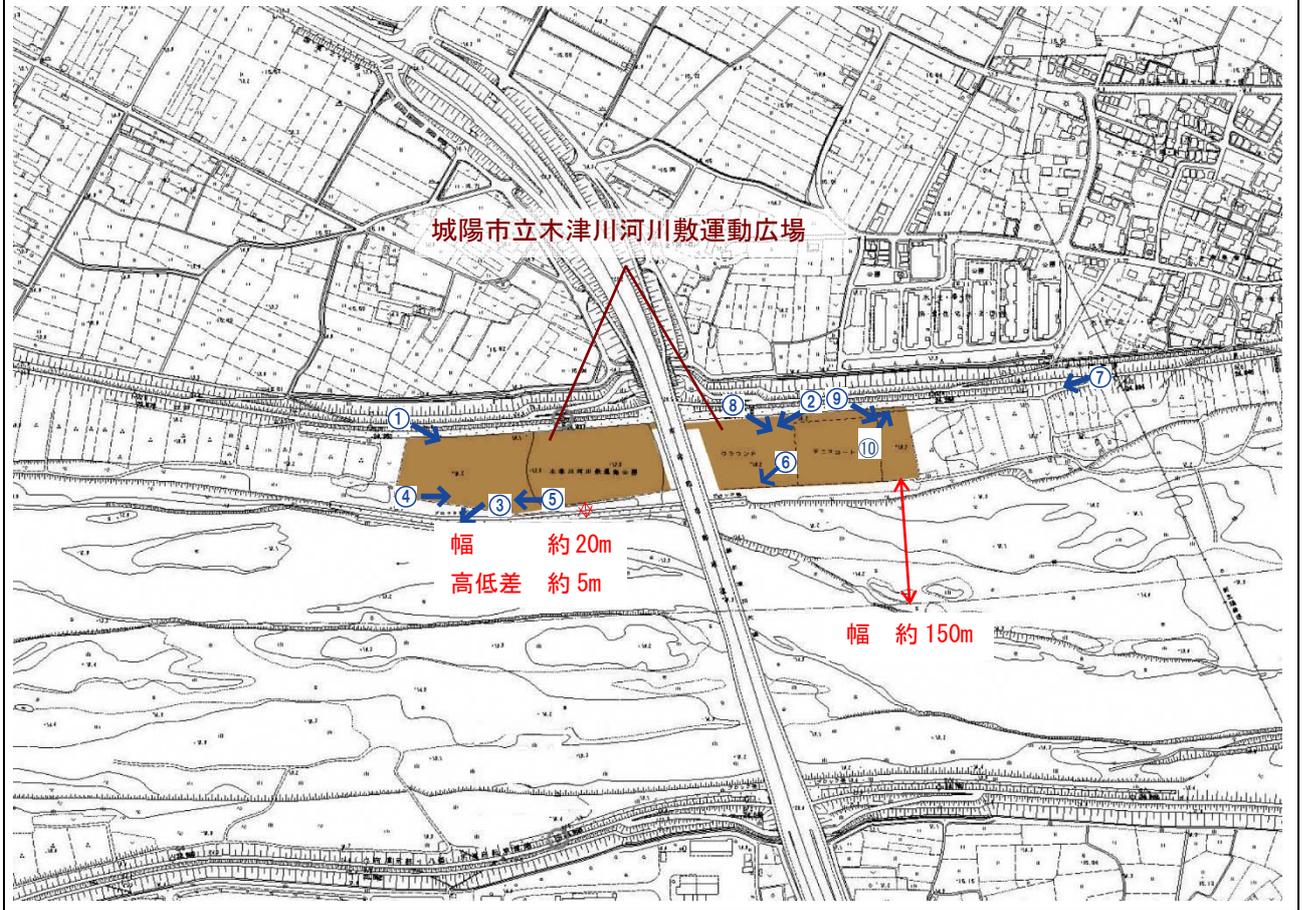
ランク：A

番号	31. 城陽市立木津川河川敷運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	城陽市	場所	右岸 8.8k+20m ～9.6k+27m
----	--------------------	------	------	------	-----	----	--------------------------

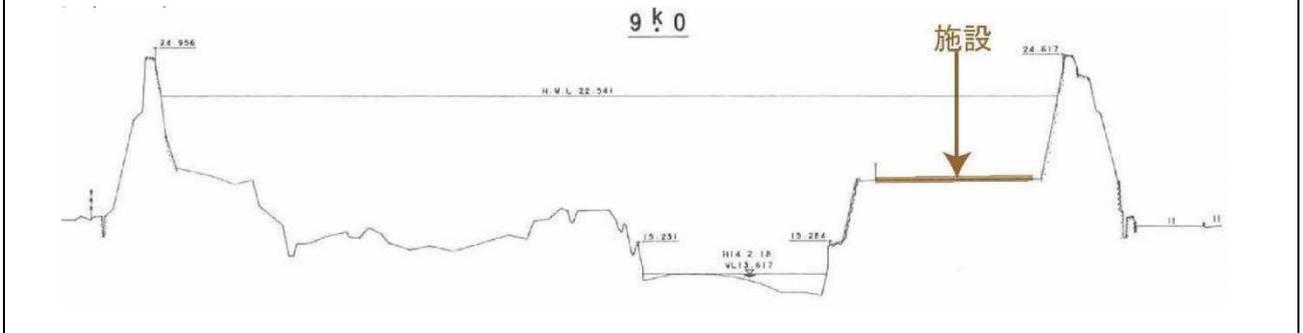
### 5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(写真撮影者：占用者)

(平面図)



(断面図：9.0k)



①下流側より施設遠景



平成30年11月15日(木)撮影

②上流側より施設遠景



平成30年11月15日(木)撮影

ランク：A

番号	31. 城陽市立木津川河川敷運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	城陽市	場所	右岸 8.8k+20m ～9.6k+27m
----	--------------------	------	------	------	-----	----	--------------------------

(写真撮影者：占有者)

③水際の状況



平成 30 年 11 月 15 日(木)撮影

④グラウンド



平成 30 年 11 月 15 日(木)撮影

⑤バックネット



平成 30 年 11 月 15 日(木)撮影

⑥仮設トイレ



平成 30 年 11 月 15 日(木)撮影

⑦進入路



平成 30 年 11 月 15 日(木)撮影

⑧テニスコート



平成 30 年 11 月 15 日(木)撮影

⑨駐車場



平成 30 年 11 月 15 日(木)撮影

⑩倉庫



平成 30 年 11 月 15 日(木)撮影

## 【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)

記入者:森 祐介(城陽市教育委員会事務局 文化・スポーツ推進課)

●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:31.城陽市立木津川河川敷運動広場)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			・第4次城陽市総合計画(第3章第5節 スポーツ・レクリエーションを振興する) ・都市計画マスタープラン(第4章4.6 都市環境に関するまちづくり方針②③) ・第2次環境基本計画(第3章第3節2 生活) 他 ・緑の基本計画(第1章 都市機能配置図、第3章 計画の基本方針、6章 地域別の緑の保全・整備方針) 他			○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			・地域防災計画(第2編第1章第11節 指定緊急避難場所一覧(空地)、第4章第6節ヘリコプター発着予定場所)、資料-48(給水場所一覧表) ・緑の基本計画(第5章緑の施策方針)			○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			・現在、当該公園の堤内地における新たな代替施設計画はありません。 ・当該施設以外の堤内地の既存施設は飽和状態であり、機能の代替え確保は困難な状況です。			○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水際部の占用面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更等 ・河川敷内で場所移動			本施設においては、現状の施設利用を継続したいと考えています。			○:ある △:検討中 ×:ない	
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す			・環境パートナーシップ会議を所管する市民環境部環境課と連携を構築する体制を構築しています。			○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか	河川管理者と協議した「災害復旧時の具体的な方針」について明示された	・災害復旧等で整地を行う場合は、できる限り堆積・流出した土砂を使用し、外部からの持ち込み土砂は必要最小限にとどめることとしています。	・占用目的は、運動広場の設置ですが、河川敷に位置するスポーツ施設として、出来る限り自然環境に配慮した施設の維持・管理を行っています。また、川らしい利用事業等の実施には当該施設を利用いたしたいと思います。			○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			・条例及び規則に基づき、公平な利用となるように申込制を採用しています。なお、希望が重なった場合には、抽選により利用者を決定しています。			○:公平に利用できる △:公平に利用できない場合がある ×:特定の者が利用	
8		利用状況は占用目的に合致しているか			・運動広場として、ソフトテニス、サッカー、野球、ソフトボール、グラウンドゴルフなど市民のスポーツ活動の場として年間約5万人の市民に利用されています。			○:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか			・河川レジャー、NPO法人やましろ里山の会、城陽市環境パートナーシップ会議等の市民団体と連携しています。			○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			・占用地の堤防北面部分に希少植物である「レンリソウ」が生育 ・安定した生息地が少ないと思われるジャコウアゲハが食草するウマノスズクサが生育 ・外来種であるオニユリの群生			○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか			・台風等による水位上昇の際には冠水状況を把握し、冠水しやすい区域を把握しています。特に、高山ダム の放流量及び飯岡観測所の水位に留意しています。			○:把握している △:調査中 ×:連携していない	

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)

記入者:森祐介(城陽市教育委員会事務局文化・スポーツ推進課)

●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:31.城陽市立木津川河川敷運動広場)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
12		施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向)及び横断方向の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等			・第2~4グラウンドの外野部分は雑草を維持しており、スポーツ施設としての効用を維持しつつ、最大限自然環境に配慮している。				○: 配慮している △: 検討中 ×: 配慮していない	
13		管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等			・ゴミは、利用者の持ち帰りを徹底するとともに、定期的に指定管理者が巡回し管理しています。 ・草刈りは、国土交通省から指定された範囲を行っており、水際部分の草刈りは行っておりません。				○: 配慮している △: 検討中 ×: 配慮していない	
14		施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等			・環境保全のためゴミの持ち帰り、目的外使用禁止等の啓発看板を設置しています。				○: 行っている △: 検討中 ×: 行っていない	
15		占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか			・河川ランジャナー、NPO法人やましろ里山の会の協力を得て、木津川の自然を学習する事業を実施しています。 ・城陽環境パートナーシップ会議が主体となり市民を対象に自然観察会を実施しています。				○: 行っている △: 検討中 ×: 行っていない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか			・設置していません。				○: 設置されていない △: 設置される場合がある ×: 設置されている	
17		占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等			・使用していません。				○: 使用していない △: 使用している場合がある ×: 使用している	
18		占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか			・本占用施設は比較的高水数にあり水辺へのアクセス路がなく、水面利用者は、施設近隣を使用されません。				○: 支障はない △: 支障になる場合がある ×: 支障がある	
19		地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等			・利用者は、ゴミの持ち帰り及び大会における自主的な交通誘導など地域住民に配慮した施設利用をされている。また、地域住民からの苦情もありません。				○: 迷惑な利用はない △: 迷惑になる場合がある ×: 迷惑な利用がある	
20		利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか			・利用状況や利用者からの要望を踏まえて、利用上のルールを定め、許可書と共に印刷配布しています。				○: 定めている △: 検討中 ×: 定めていない	
21		管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか			・都市公園条例第4条(行為の禁止)で定めています。 ・ゴミ箱の設置は行わないこととし、ゴミの持ち込み禁止、ゴミの持ち帰りを徹底しています。 ・農薬使用を禁止しています。				○: 定めている △: 検討中 ×: 定めていない、又はルールを定めていない	
22		管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか			・利用状況や利用者からの要望を踏まえて、利用上のルールを定め、許可書と共に印刷配布しています。(再掲) ・ホームページに関係条例等を掲載し周知しています。				○: 定めている △: 検討中 ×: 定めていない、又はルールを定めていない	

## 【参考資料】

利用者数の把握方法(利用者から利用者数の申請を受け、指定管理者が毎月集計しています。)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
市民運動広場	テニスコート	4月	1,228	0	1,041	1,185	1,032
		5月	998	1,138	1,009	1,074	963
		6月	860	837	573	933	796
		7月	1,545	1,267	1,306	1,462	1,285
		8月	1,331	852	1,314	1,129	1,122
		9月	318	1,304	1,338	1,026	901
		10月	0	891	1,022	821	613
		11月	0	1,254	871	830	50
		12月	0	892	941	872	0
		1月	0	795	1,076	743	0
		2月	0	765	806	609	0
		3月	0	935	953	972	0
		計	6,280	10,930	12,250	11,656	6,762
	野球場	4月	5,023	3,751	3,353	6,142	6,495
		5月	3,532	3,638	3,811	4,360	3,231
		6月	3,845	3,905	2,620	2,460	2,876
		7月	2,549	3,201	2,086	2,909	3,088
		8月	3,757	2,230	1,907	2,410	3,898
		9月	1,198	3,707	4,036	3,482	2,925
		10月	0	1,708	2,641	4,265	1,870
		11月	0	3,277	2,084	3,876	0
		12月	0	1,610	2,484	2,666	2,933
		1月	0	1,588	1,738	1,678	1,560
		2月	0	3,264	2,165	2,355	2,411
		3月	0	2,008	2,367	3,332	3,552
		計	19,904	33,887	31,292	39,935	34,839
		合計	26,184	44,817	43,542	51,591	41,601

No.6、No.12 関連写真



No.9、No.13 関連写真



**みんなの木津川をきれいにしよう!!**

# 木津川一斉清掃

**5月27日(土) 10:00~**  
八幡市~南山城村間の木津川河川敷・堤防

★ 参加方法は2通り ★ **小雨決行**

9:00までに①~⑩の活動拠点のいずれかに集合して下さい。

**拠点での取り組み**

- ①やまなみホール河川敷(南山城村)
- ②和宮川(和宮町人権ふれあいセンター)
- ③木津川市役所加茂支所(木津川市加茂町)
- ④東大橋北岸運動公園(木津川市木津町)
- ⑤南津岸(津原町)
- ⑥山城大橋左岸(京田辺市)
- ⑦山城大橋右岸(八幡市)
- ⑧山城大橋センター(木津川市山城町)
- ⑨山城大橋右岸(八幡市)
- ⑩流れ橋左岸(八幡市)
- ⑪流れ橋右岸(久御山町)
- ⑫木津川河川敷運動広場(八幡市)

**拠点以外での取り組み**

同じ日に個人または団体で清掃場所と時間を決めて取り組んで下さい。  
※事前に清掃場所と時間を下記までご連絡して下さい。

◎ゴミは分別して下さい。(可燃ゴミ・それ以外)  
◎集めたゴミは各自持ち帰るか、最寄りの木津川一斉清掃の立て看板のところにまとめて下さい。  
◎家と離れたゴミ①~⑩は後日、木津川出張所が回収します。  
◎ゴミ袋にはクレーンアップで集めたゴミなどともかまよりに貼り紙をして下さい。ゴミ袋は各拠点で用意しています。  
◎動かさない大きなゴミは下記までご連絡下さい。  
◎障がい者、高齢者対策や雨天対策は個人で十分にお願います。  
◎参加人数や集めたゴミの量などをご報告下さい。活動の様子を撮った写真などもぜひお寄せ下さい。今後の広報等にさせていただきます。

**連絡・問い合わせ**

河川レンジャー事務局 電話075-611-2246  
木津川漁業協同組合 電話 0774-86-5403  
木津川を美しくする会 電話 0774-72-0051  
国土交通省淀川河川事務所木津川出張所 (月~金9:00~17:00)  
電話 0774-62-0075 (月~金9:00~17:00)

**主催** 木津川漁業協同組合・木津川を美しくする会・木津川管内河川レンジャー  
**支援** 国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所  
**協力** 順つ法人やましろ里山の会



No.9、No.15 関連写真





No.19 関連写真

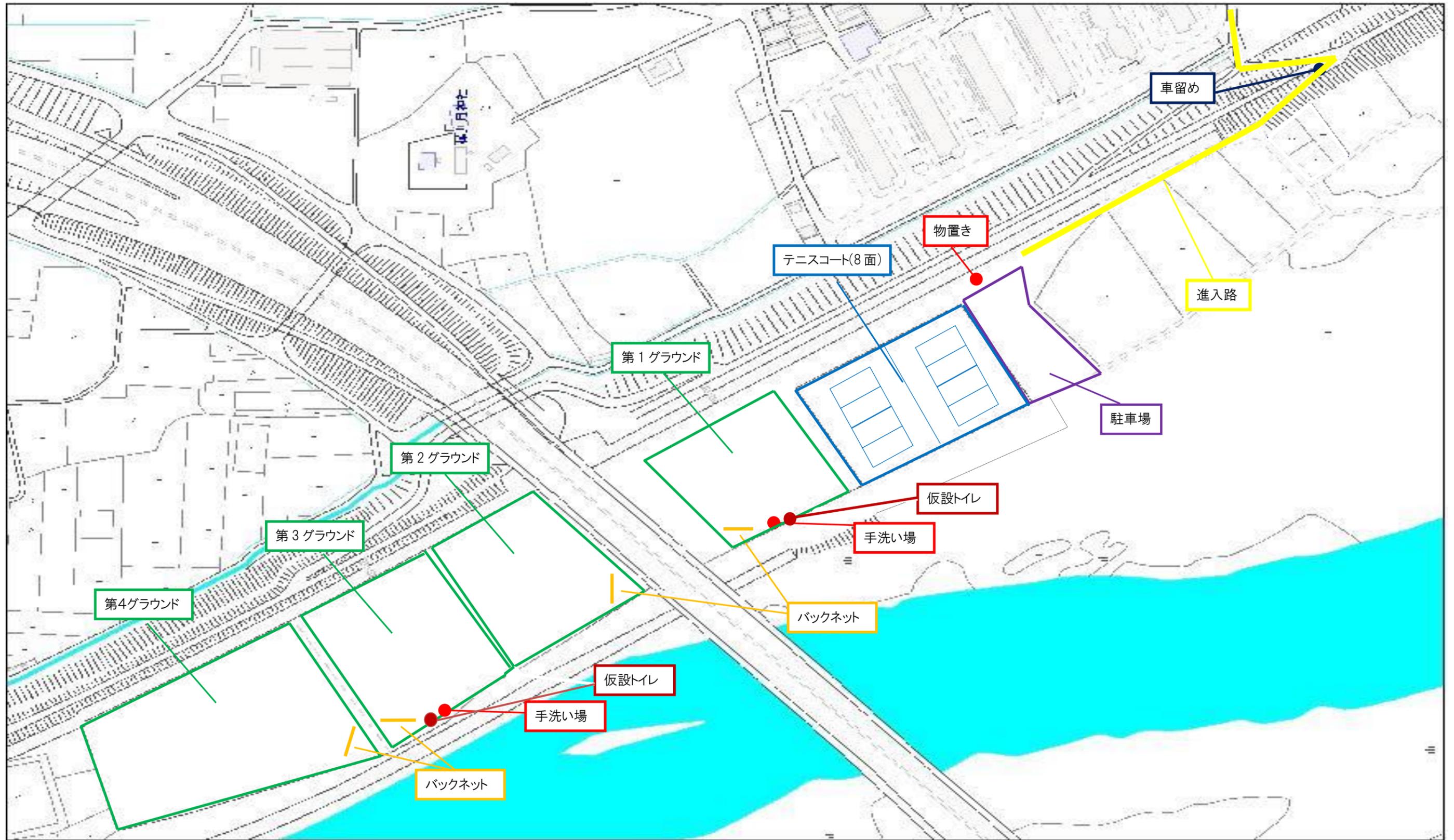


No.22 関連写真





城陽市立木津川河川敷運動広場 利用実態平面図





# 第4次 城陽市総合計画

歴史と未来をつなぎ、人をはぐくむ緑のまち・城陽



第5節 スポーツ・レクリエーションを振興する

1. 現状と課題

- ・健康増進への市民意識が高まり、生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しめる環境整備が求められています。
- ・スポーツ関係団体やスポーツ推進委員と共に、多種多様なスポーツ・レクリエーション活動のプログラムやスポーツ施設情報の提供など市民ニーズにあわせたサービスを提供してきており、一定の成果をあげています。
- ・城陽市総合運動公園などのスポーツ・レクリエーション施設の老朽化が進行していることから、更新が必要となっています。
- ・健康寿命を延ばし医療費を抑制するため、市民一人ひとりが主体的、日常的に健康づくりに取り組み、スポーツ・レクリエーションを楽しむ施策の充実と市民理解を深める必要があります。
- ・2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、市域におけるスポーツ等の活性化に向けた取り組みを進める必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・市民一人ひとりが主体的、日常的に、城陽市総合運動公園などのスポーツ・レクリエーション施設を活用しながら健康づくりに取り組みます。
- ・あらゆる世代の市民が、性別や障がいの有無に関わりなく、健康でいきいきと生きがいをもって暮らせる社会づくりをめざします。
- ・各種スポーツにおいて本市出身の選手が活躍することを支援するなど、スポーツのまち城陽としてまちの活性化をめざします。
- ・市民が京都サンガF.C. の選手と交流し、サンガのホームタウンとしてまちの活性化をめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
市民一人当たりのスポーツ施設利用回数	年間市公共スポーツ施設利用者総数/人口	回	4.0	4.1	4.3
全国スポーツ大会出場人数	スポーツ振興事業費助成金交付者数(団体含む)	人	57	60	65
京都サンガF.C.のホームタウンであることを認識している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	81.5 (H28)	↑	↑

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
総合運動公園宿泊施設の宿泊者数	総合運動公園宿泊施設の年間宿泊者数	人	15,821	17,500	19,000

#### 4. 施策の展開

##### ①スポーツ・レクリエーション活動の推進と共生社会の実現

生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しめる教室や大会などの開催、支援に努め、地域コミュニティの再生や地域住民の健康の保持増進に向けて、総合型地域スポーツクラブの育成を支援し、子どもの外遊びやスポーツ活動を通じた体力づくりの機会や場を提供します。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、市内に所在する拠点施設での活動を支援するとともに、障がい者が精神的及び身体的な能力等を伸ばし、効果的な社会参加を促し、障がいのある者と障がいのない者がスポーツを通して、共に親しめる仕組みづくりを進めます。

##### ②スポーツ・レクリエーション施設の充実

市民ニーズを把握し、市民が快適で安全にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、城陽市総合運動公園、市民プール等の施設の更新に努めます。

また、アイリスイン城陽、プラムイン城陽については、老朽化する施設の更新に努めるとともに、スポーツ施設と連携した利用促進に努めます。

##### ③木津川運動公園の早期完成

京都府が整備する木津川運動公園は、広域的な都市公園として、広大な芝生広場や多目的広場などが整備され、一部施設が供用開始されていますが、引き続き、子どもから高齢者まで幅広い人々がスポーツ・レクリエーションを楽しめる施設として、早期の完成を求めています。

##### ④各団体との連携（支援）と指導者の育成

市民一人ひとりが日常生活の中にスポーツ・レクリエーションを取り込み、活動できるよう、体育協会（体育振興会、スポーツ団体連合会）、スポーツ少年団などとの連携及び育成、支援を図ります。

また、親しみやすいスポーツ・レクリエーションの振興を目的として、機会および場づくりに努めるとともに、初心者に対して活動の普及と定着に向け、スポーツ推進委員会を中心とした指導者の育成に努めます。

##### ⑤京都サンガF. C. の支援

国際競技力の向上にも寄与する京都サンガF. C. を市民とともに支援し、京都サンガF. C. を城陽市のシンボルとした市民が誇れるまちづくりを進め、まちの活性化に努めます。

# 城陽市都市計画 マスタープラン

Master Plan of Urban Planning  
for Jojo City



 城陽市

## 4.6 都市環境に関するまちづくり方針

### 1) 現状と課題

- ・ 木津川の流れや東部の丘陵地を中心に広がる緑豊かな山林・緑地、大都市近郊の農地など豊かな自然環境に恵まれた本市は、良好な自然環境を有する利便性の高い住宅都市として発展してきており、今後も、これまで受け継いできた緑の一体的な保全に努めることが求められています。
- ・ 新名神高速道路の全線開通に伴い、優れた広域交通条件を有することとなる東部丘陵地などにおいては、無秩序な開発により良好な都市環境が破壊されないよう留意して取り組むことが求められています。
- ・ 市街地においては、イベントなどを開催し市民参画による緑化推進に取り組んでいますが、一層効果を高めていくためには、市民団体などとの連携を一層強化して取り組んでいくことが必要です。

### 2) まちづくり方針

#### ① 東部の丘陵地の保全・再生

○東部の丘陵地を中心に広がる緑豊かな自然環境を保全するとともに、山砂利採取地の拡大防止や跡地における緑の再生などに努めます。

##### <具体施策>

- ◇ 近郊緑地保全区域\*や保安林、地域森林計画\*対象民有林などの緑地機能の維持・保全
- ◇ レクリエーション施設の整備などによる自然と親しむ場としての活用
- ◇ 山砂利採取地の拡大防止と修復緑化の促進
- ◇ 東部丘陵地の周辺環境と調和した土地利用
- ◇ 東部丘陵地の防災対策上、防災施設の整備とともに市街地との緩衝帯としての緑地を既存緑地として取り込んだ配置など、「城陽市東部丘陵地整備計画【見直し版】」に基づいた総合的な整備、開発または保全

#### ② 公園・緑地の整備・保全

○市民が暮らしのなかで身近にうるおいを感じることができるよう、広域的なレクリエーションの拠点として府立木津川運動公園（城陽五里五里の丘）の府市協調による早期整備、住区基幹公園\*の適正な配置を検討し、史跡公園\*などの公共施設緑地\*の整備などに努めます。

##### <具体施策>

- ◇ 木津川の水辺空間の広域的なレクリエーション軸および拠点としての保全
- ◇ 府立木津川運動公園（城陽五里五里の丘）北区域は、周辺状況や市民ニーズに合わせた、スポーツやレクリエーションなどの防災機能も有する緑豊かな施設としての早期整備の促進
- ◇ 都市公園や公共施設緑地の保全・整備の推進

○城陽の風土を継承する山地や農地、古墳、社寺林など、受け継がれてきた緑の一体的な保全に努め、次世代へと継承します。

**<具体施策>**

- ◇ 「名木・古木」の認定による緑の保全
- ◇ 久世神社、水度神社、荒見神社などの社寺林における貴重な樹林の保全
- ◇ 市街地に近接した鴻ノ巣山の特別緑地保全地区\*への指定の検討
- ◇ 鴻ノ巣山周辺および東部丘陵地周辺部における久津川車塚古墳、丸塚古墳などの史跡を積極的に保全するとともに施設緑地として計画的な整備の推進
- ◇ 河川・排水路における緑地機能としての保全
- ◇ 生産緑地地区\*の保全と市民農園\*としての活用
- ◇ 国直轄河川である一級河川木津川の親水性のある水辺環境の創出

**③ 市街地における良好な都市環境の形成の推進**

○市民や訪れた人たちがまちの魅力を感じられるよう、都市公園だけでなく、道路、公共施設、民間施設など、市街地全体において緑化を推進します。

**<具体施策>**

- ◇ 緑化フェスティバルなど市民との協働のイベントによる緑化の推進
- ◇ 道路や河川、公共公益施設などの公共的空間における緑化の推進
- ◇ 市街地中心部における重点的な緑化推進によるヒートアイランド現象\*の緩和など環境への負荷軽減

○市街地の良好な環境を形成する要素である河川などにおいて、野性動植物の生態系の保全や河川環境の向上に努めるとともに、市内の公害対策を推進します。

**<具体施策>**

- ◇ 木津川などにおける貴重な野生動植物の生態系の保全
- ◇ 木津川をはじめとする市内の河川・水路における水質の改善などによる河川環境の向上
- ◇ 公害への監視・指導体制の強化

○かけがえのない自然や都市の緑を市民みんなで守り育てるため、市民の美化意識を高め、地域コミュニティに基づく多様な活動などを通じて、市民参画を促進します。

**<具体施策>**

- ◇ 市民と行政の協働による市内の美化の推進
- ◇ 放置されたオープンスペースの維持・管理と有効な活用策の検討
- ◇ 公園や学校などの緑地について、環境美化に配慮した維持・管理の向上
- ◇ 緑化に対する普及・啓発と市民参加に向けての展開



# 第2次城陽市環境基本計画

自然・人・未来をはぐくむ、環境共生のまち・城陽

城 陽 市



## 第4節 城陽市の環境に係る課題

本市の環境に係る課題を以下に示します。

課題については、城陽環境パートナーシップ会議内に設置された「第2次城陽市環境基本計画策定ワークグループ」での意見や、市民意識調査の結果等より集約したものです。

### ① パートナーシップの更なる充実

持続可能な開発目標（SDGs）においても17番目の目標として「パートナーシップ」が位置付けられていますが、本市における各種環境活動や環境意識の啓発は、環境基本計画の推進団体である城陽環境パートナーシップ会議を中心として、平成15年（2003年）10月の会議設立から継続して積極的に展開されており、これは本市の環境施策における大きな特徴と言えます。

城陽環境パートナーシップ会議については、自然観察会やエコバスツアー等のイベント開催や、他の環境団体との交流など、幅広い活動を展開されていますが、若い世代の参加が少ない等の課題もあります。

環境への取組は、様々な主体（市・市民・市民団体・事業者）のパートナーシップのもとに、推進されることが重要です。

今後は、まちづくりのプロジェクトが進むことにより、多くの人や企業等が進出してきました。より多くの市民や事業者に、環境に関する情報発信や環境意識の啓発を図るためには、新しく市に進出した企業等との連携を図り、パートナーシップをさらに広げる必要があります。

また、市民に対しても、パートナーシップで環境問題に取り組むことの重要性を理解してもらい、環境に関する情報の発信や共有を図ることのできる仕組みづくりが必要となっています。

さらに、構築されたパートナーシップが将来にわたり維持されていくために、地域や学校等における環境教育・環境学習の充実・推進を図り、将来の環境活動を担う人材を育成する必要があります。

### ② 自然環境の保全

市内には、緑豊かな自然が多く残されており、市民が身近に自然を感じることができることが本市の魅力のひとつでもあります。

また、オオタカ・ダルマガエル等の希少な生物やホタルの見られる水辺が確認される等、動植物の生息にも適した環境であります。

しかし、今後の市のまちづくりプロジェクトが、こうした自然と共生していけるよう、その動向を見守り、取り組む必要があります。

また、自然環境の保全の取組として実施されている、城陽環境パートナーシップ会議主催の自然観察会、梅林の保全活動等については、今後も引き続き実施する必要があります。

市の魅力でもある地下水については、地下水採取の適正化に関する条例に基づき、その適正利用に努めるとともに、水質についても継続して監視していく必要があります。

## 2 生活

### ●環境ビジョン

安心・安全で快適・健康に暮らせるまちを創る

### ●基本目標

- ①良好で健全な大気・水・土壌等の環境を保全し、豊かな生活環境を守ります
- ②河川・地下水に恵まれた豊かな水環境を守り育てます
- ③安心して暮らせる環境を守り、築きます
- ④豊かな歴史・文化の活用を進めるとともに城陽らしい景観・まちなみを保全し、次世代に伝えます

### ■環境指標と目標値

	現況 (H28)	目標 (H39)
BOD 10 mg/L 以下の調査地点の割合	100%	100%維持
川や池の水のきれいさに対する満足度	26.6%*	50%
公共下水道の水洗化率 (水洗化人口/処理区域内人口)	92.6%	97.5%
地域防災リーダーの育成	36人	129人
重要備蓄品の備蓄	58.4%	100%
まちなみのゆとり、美しさに対する満足度	21.7%*	50%
歩道設置率 (歩道設置済延長/歩道設置計画延長)	62.6%	78.2%
空き家バンク利用件数	12件	30件
エコミュージアム事業参加者数	—	6,500人

※平成27年度実績値

### 【コラム】城陽市のおすすめは？

ワークグループのメンバーに、城陽市のイチオシのおすすめポイントを紹介してもらいました。

- ・おいしい水！自然が豊か、青谷の梅、鴻ノ巣山、古川
- ・木津川流域（流れ橋、桜並木）
- ・サイクリングロード
- ・田、畑、川、緑、農作物、生き物など自然が多く残っている
- ・市民参加のボランティアグループが多い
- ・城陽市はわたり鳥のルートともいわれ、鳥達も多数見られる
- ・大きな都市のプラス要因と小さな町のプラス要因をあわせもっている
- ・空気や水がおいしく温暖であり、天候もほぼ安定している など



● 目標達成のための取組

①良好で健全な大気・水・土壌等の環境を保全し、豊かな生活環境を守ります	
取組と主な内容	<p>&lt;大気汚染の防止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工場や事業所での発生源対策を進め、良好な大気環境を守ります。</li> <li>府や近隣自治体等と連携し、微小粒子状物質（PM2.5）や光化学スモッグ等への対応等を進め、幹線道路周辺の環境保全対策を進めます。</li> <li>低公害車・低排出ガス車の普及に努めるとともに、自動車から公共交通や自転車・徒歩への転換を推進し、自動車による大気汚染の抑制に努めます。</li> <li>現在整備中の新名神高速道路等については、府や近隣自治体、道路管理者等と連携し、沿道における健やかな環境を保全するための監視体制を構築し、維持します。</li> </ul> <p>&lt;水質汚濁の防止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川や水路等の公共用水域の水質の調査を継続し、適正な維持・保全に努めます。</li> <li>生活排水や事業所排水の適正な処理など、水質保全等に関する意識啓発を進めます。</li> <li>公共下水道の適切な維持管理を進めるとともに、未接続世帯への啓発等に努めます。</li> </ul> <p>&lt;悪臭発生の防止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>さわやかな空気の中で快適に生活できるよう、生活環境における悪臭対策に取り組みます。</li> </ul> <p>&lt;土壌汚染の防止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有害物質による土壌汚染の監視・指導に努めます。</li> <li>土壌汚染が判明したときは、府と連携をとり、適正な対応を行います。</li> </ul> <p>&lt;騒音・振動対策の推進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車交通騒音・振動については、府や近隣自治体、道路管理者等と連携し、沿道における健やかな環境を保全するための働きかけを行います。</li> <li>工事現場や事業所からの騒音・振動については、関係法令等に基づき、事業者に対する規制や指導を適切に行います。</li> </ul>

<b>②河川・地下水に恵まれた豊かな水環境を守り育てます</b>	
取組と主な内容	<p><b>&lt;豊かな地下水の保全&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 城陽市の特徴である豊かな地下水を保全するとともに、地域の魅力として発信し、水環境に関する市民の意識向上を図ります。</li> </ul> <p><b>&lt;水に親しめる環境の保全&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民や事業者への意識啓発や、市民や事業者と連携して実施する河川や水路の清掃活動への支援を進めるとともに、市民が水に親しめる空間の適正な維持管理に努めます。</li> </ul>
<b>③安心して暮らせる環境を守り、築きます</b>	
取組と主な内容	<p><b>&lt;防災体制の充実&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域防災計画に基づき防災対策を進めるとともに、地域の自主防災組織の育成を図り、市民、事業者、関係機関、行政の連携による総合的な防災体制を強化します。</li> <li>・ 市民や事業者が防災のための日常的な備えをするよう、情報提供や意識啓発に努めます。</li> </ul> <p><b>&lt;健康・安全の推進&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域でのつながりを見直し、防犯に対する意識を高めていきます。</li> <li>・ 安全な食生活に関心を持ち、健康に配慮します。</li> </ul> <p><b>&lt;安心して歩く、移動できるまちづくりの推進&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 狭い道路の多い本市において、安心して歩くことが出来るような道路環境の整備に努めます。</li> </ul>

④豊かな歴史・文化の活用をすすめるとともに城陽らしい景観・まちなみを保全し、次世代に伝えます

取組と  
主な内容

<地域の個性を生かした景観の保全>

- ・木津川沿いの桜づつみや鴻ノ巣山・青谷梅林・水度神社参道等など、地域特有の景観を大切に、まちづくりに生かします。

<歴史文化遺産の保存と活用>

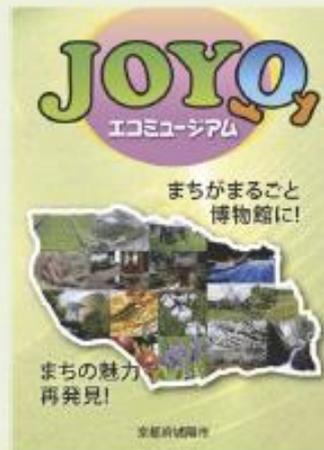
- ・市内の遺跡や文化財等の調査研究や保全を進めるとともに、市民共有の財産として情報提供等に取り組みます。
- ・山背古道や緑と歴史の散歩道など、城陽市の文化・歴史を生かした魅力の創造に取り組むとともに、その発信を進めます。
- ・エコミュージアム事業を積極的に推進します。

【コラム】エコミュージアム事業とは・・・

地域全体を博物館として捉え、住民が主体的に参加する運営により、地域内にある歴史・自然・産業などの地域資源を現地で保存し、調査・研究、展示、活用等を継続して行うことで、地域を見直し、その活性化や発展を目指す取組です。

城陽市は、交通の要衝として古くから重要な地であったことから、市内にはその歴史を物語る豊かな歴史資源が数多く存在しています。国指定史跡が6件あり、比較的狭い範囲に縄文時代から奈良時代の史跡がまとまって所在する地域は全国的にもあまりみられないため、各時代の人々の営みを史跡を通じて実際に体験できる貴重な地域という評価を受けています。

市では、これらの歴史資源だけでなく自然や産業などの多様な地域資源を活用し、市民のふるさとの誇りと愛着をもってまちづくりに取り組んでもらうとともに、広く市外に城陽市の魅力を発信して多くの人たちを呼び込むことを目的として、「エコミュージアム事業」に取り組んでいます。



## ●各主体の取組

### 市

- 大気、水質、騒音等の測定・監視体制を維持します。
- 市民・事業者と協力し、環境の現状や改善に関する情報を積極的に発信します。
- 公共下水道を適切に維持管理するとともに、下水道への接続の促進等により、更なる水質の向上を図ります。
- 安心・安全・快適に利用できるよう、市民・事業者との協働により、水路や公園を快適で良好な状態に保ちます。
- 低公害車・低排出ガス車の導入に努めます。
- 食中毒予防等の食の安全に係る情報を発信します。
- 市内の遺跡や文化財等を調査・研究し、保全します。
- エコミュージアム事業を推進します。

### 市民

- 浄化槽の適切な管理により、排水への環境負荷（生活雑排水等）の低減に努めます。
- 公共下水道を利用します。
- 河川の美化活動に参加するよう努めます。
- 化学肥料や除草剤・殺虫剤等の化学薬品の適正な使用に努めます。
- 日頃から災害に対する備えに努め、地域との連携を深めるとともに、地域の防災活動に参加します。
- 防犯意識の高めるよう努めます。
- 歴史的まちなみや景観づくりに協力します。
- エコミュージアム事業に参加します。

### 市民団体

- 河川の美化活動の実施に努めます。
- 身近な河川で水質調査、水辺の生き物調査の実施に努めます。
- 自主的に防災組織づくりを行い、地域に根付いた防災体制の整備に努めます。
- 歴史的まちなみや景観づくりに協力します。
- エコミュージアム事業に参加・協力します。

### 事業者

- 環境汚染防止に関する法令を遵守します。
- 大気汚染物質の排出による環境負荷の低減等を進め、継続的な環境改善に取り組みます。
- 公共下水道を利用します。
- 事業所の操業状況や化学物質の使用状況、公害防止の取組等について積極的に情報公開し、市民や地域、行政との信頼関係を築きます。
- 地域の防災活動等に協力します。
- 低公害車・低排出ガス車の導入に努めます。
- 歴史的街並みや景観づくりに協力します。
- エコミュージアム事業に協力します。

### 協働での取組

- 良好な生活環境を維持できるよう、各主体で行動します。
- 日ごろより災害に対する備えに努め、各地域の防災組織へ参加し、防災訓練等に協力します。
- 各地域でみられる景観やまちなみを保全するため、各主体間で連携・協力します。
- エコミュージアム事業に積極的に参加・協力します。

# 城陽市緑の基本計画



『みんなで作ろう



人とみどりが輝くまち 城陽』



城陽市

### 1-3 都市の動向

本市では、新たな国土軸となる新名神高速道路の整備が平成 35 年度竣工を目指して進められており、近畿圏はもとより国土レベルの交通の要衝として都市機能の集積が期待されます。

また、本市のまちづくりにおいて重要な整備事業となる東部丘陵地内の山砂利採取跡地利用については、「城陽市東部丘陵地整備計画」において整備の基本方針、土地利用計画が示されており、新名神高速道路と連携した研究・工業・住宅・福祉等の機能の配置など、第3次城陽市総合計画や城陽市都市計画マスタープランの将来都市構造においても、新たな都市核に位置づけています。

さらに、現在整備中の木津川右岸運動公園（仮称）は、近隣の城陽市総合運動公園と一体化した、本市のスポーツ・レクリエーション機能の中核施設として利用されることが期待されます。

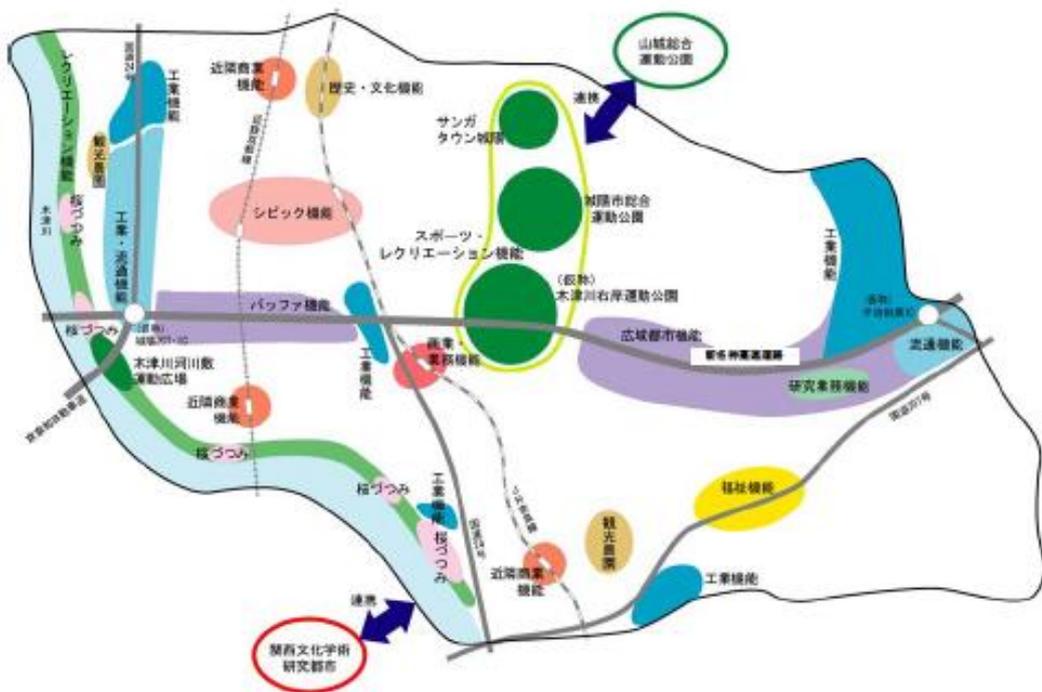


図 1-10 都市機能配置図（第3次城陽市総合計画）

## ④緑の軸

### 1) 水と緑の回廊軸【木津川・木津川沿岸・桜づつみ】

市域の西端を流れ、本市の自然環境保全や都市景観形成等において重要な役割を担うとともに、木津川河川敷運動広場や桜づつみといったレクリエーション資源を有する木津川を「水と緑の回廊軸」として位置づけます。

### 2) 緑の路線軸

【国道 24 号・府道城陽宇治線・府道山城総合運動公園城陽線・京奈和自動車道・新名神高速道路】

本市の主要幹線道路であり、今後とも緑化推進を要請していく国道 24 号、府道城陽宇治線、府道山城総合運動公園城陽線、京奈和自動車道および整備中の新名神高速道路を「緑の路線軸」として位置づけます。

### 3) 水と緑のネットワーク形成軸【長谷川・青谷川・古川等】

本市を流れる長谷川・青谷川・古川等の主要河川を「水と緑のネットワーク形成軸」として位置づけます。

### 4) 緑の象徴軸【水度参道】

緑の象徴エリアを構成し、常緑広葉樹等の樹木による“緑のトンネル”を形成するなど象徴的な空間を醸し出している水度神社の参道を「緑の象徴軸」として位置づけます。

### 5) 緑の散策軸【緑と歴史の散歩道・山背古道】

地域に点在する歴史的・文化的資源を有機的に結ぶ「緑と歴史の散歩道」や「山背古道」を「緑の散策軸」として位置づけます。

#### 《用語説明》

※ジャンクション(JCT)：高速道路や自動車専用道路が連結した地点のこと。

※インターチェンジ(IC)：高速道路や有料道路のように他の道路と区分された閉鎖的な道路区間と、一般の道路を結ぶ立体交差式の出入口のこと。

## (10) レクリエーション機能の充実

### ●現状と課題

緑は、心身をリフレッシュし、うるおいや安らぎを与えます。また、身近な公園などの緑豊かなオープンスペースは、自然とのふれあい、市民の健康づくり、四季を感じる美しい風景を觀賞するなどの様々なレクリエーション活動の場として、重要な役割を有しています。

本市の広域的なレクリエーションの拠点として城陽市総合運動公園と新たに整備が進められている木津川右岸運動公園（仮称）が配置されており、城陽市総合運動公園においては各種スポーツが盛んに行われ、都市緑化月間である10月には緑化まつりが開催されるなど、レクリエーションの場、市民の憩いの場として広く親しまれています。

また、木津川河川敷運動広場は、木津川の自然環境や隣接する桜つつみと一体的に市民のスポーツやレクリエーションの場として利用されています。

鴻ノ巣山は、散策道や東屋、展望台、さくら見台、花しょうぶ池が整備され、市民の憩いの場として広く親しまれています。

「緑と歴史の散歩道」や「山背古道」は、歴史的資源と緑が有機的に結ばれており、「散策」によって、訪れる人や地域住民の憩いの場として親しまれています。このような市民にとって重要な役割を果たす施設を適切に保全し充実させるとともに、広く市民にPRし、さらなる利用促進を図る必要があります。

### ●施策方針

都市公園等については、一層の活用促進を図るため、本格的なスポーツを楽しめる場や、子どもたちの遊び場、多様な世代が交流できる生涯スポーツの場、散策や憩いの場など、利用者ニーズに合致し、その公園緑地の規模・役割に応じたスポーツ・レクリエーション機能の整備・充実を図ります。

また、豊富な自然環境や農地、貴重な歴史資源などの緑地は保全することを基本としつつ、これらを活かした自然・歴史の体験や環境学習などのレクリエーション機能の充実を図り、都市公園等とともに広く市民に周知し、利用促進を図ります。



総合運動公園の多目的広場



水度神社から鴻ノ巣山へ続く散策道

●具体的な施策

36. 都市公園等を活用したレクリエーション機能の充実

運動公園がスポーツ・レクリエーション活動の中核的な施設となるよう位置づけます。特に木津川右岸運動公園（仮称）については、様々なスポーツ・レクリエーションが展開できるよう早期の施設整備を要請していきます。

地域のスポーツ・レクリエーションの核となる近隣公園や地区公園の整備について、継続して検討を進めます。

37. 地域資源を活かしたレクリエーション機能の充実

森林、河川、農地、古墳・遺跡・社寺など自然や農、歴史とふれあう環境を保全するとともに、既に整備されている鴻ノ巣山の展望台や散策路、やすらぎの広場などの施設の維持・管理を適宜図っていきます。

また、自然環境や歴史的資源の有効活用を目的に、修景や交流施設の整備を積極的に推進するとともに、散策やハイキングなどの自然・歴史体験、植樹やビオトープを活かした環境学習などによりレクリエーションニーズへの対応の充実に図ります。

施設整備にあたっては「緑と歴史の散歩道」や「山背古道」の歴史的資源や緑の連続性を確保しつつ、周辺の自然環境・景観を損なわないような配慮に努めます。

●数値目標

	現状値（H24）	目標値（H34）
総合運動公園等のスポーツ施設の利用者数	296,317人(H23)	317,000人
緑化まつりの来場者数	約6,000人(H23)	約8,000人

●各担い手の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>レクリエーション施設を積極的に活用し、緑に触れる機会をつくれます。</li> <li>イベントへ参加したり、ボランティアとして協力します。</li> <li>憩いの場、レクリエーションの場として公園づくりや川づくり、日常の維持管理を市とともに進めます。</li> </ul>
市民団体 事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>レクリエーション施設を会場とするイベントの企画・運営に参加します。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設やイベントを広くPRし、市民への周知を図ります。</li> <li>レクリエーション施設を会場とするイベントを市民協働で取り組みます。</li> </ul>

## (11) 防災機能の充実

### ●現状と課題

都市における公園や公共施設におけるオープンスペースは、災害時の避難場所として機能するほか、災害救助活動の拠点としても活用されます。また、樹木は延焼を防止し、街路樹のある道路などは避難路として有効となることから、公園や幹線道路における緑の保全および充実を図る必要があります。

本市においては、久津川児童公園、正道官衙遺跡、城陽ローンテニス、城陽市総合運動公園、史跡森山遺跡、枇杷庄公園、木津川河川敷運動広場、学校のグラウンド等が避難場所に指定されています。

山林の樹林地は、雨水の地下への浸透を緩やかにし、河川への流量を調節する機能や土砂の流出を防止する機能があります。

本市においては、東部丘陵地がまとまった樹林地となっており、木津川支流の長谷川、青谷川の水源地であるとともに洪水防止や土砂流出の防止の観点から、樹林の適正管理、山砂利採取跡地の緑の復元に取り組む必要があります。

### ●施策方針

避難場所となる公園を確保・配置し、植栽、防火水槽等の防災機能の充実を図ります。また、延焼遮断緑地となる幹線道路の緑化を推進し、緑を活かした災害に強いまちづくりを進めます。

東部丘陵地における樹林を適正に管理するとともに、山砂利採取跡地における緑の復元に取り組みます。



正道官衙遺跡

●具体的な施策

38. 都市防災機能の充実

城陽市総合運動公園および木津川河川敷運動広場は、広域的な防災機能を持つ公園として、各地域において避難場所に指定されている其他公園・グラウンド等との連携強化を含めて防災機能の強化を図ります。また、現在整備中の木津川右岸運動公園（仮称）においても、広域的な防災機能を持つ公園として整備されるよう京都府に要望します。

39. 公共施設の防災緑化

「地域防災計画」において避難場所として位置づけられている各公共施設については、優先的に建物周辺や外周部等の緑化を図ります。

40. 防災に配慮した幹線道路緑化

市街地内の幹線道路については、都市計画道路の整備や計画的な市街地整備等に併せて積極的に緑化を図り、災害に強いまちづくりの一環として緩衝帯の役割を持った緑の創出を目指した緑化を推進します。

41. 緑地保全制度を活用した緑地の保全（再掲）

市域の南東部や東部丘陵地の森林に指定されている近郊緑地保全区域、保安林区域、地域森林計画対象民有林は、防災対策の視点から東部丘陵地整備計画と整合を図りながら、適切に保全していきます。

●数値目標

	現状値（H24）	目標値（H34）
避難場所に位置づけられている公共施設の防災緑化	—	公共施設の30%緑化の確保
幹線道路の防災緑化	—	幅員16m以上のすべての幹線道路の緑化

●各担い手の役割

市民 市民団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>実際に避難場所や避難路を使用した防災訓練等の実施を通じて緑の防災機能への理解を深めます。</li> <li>防災機能をもった植樹事業に参加します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>延焼防止機能等に配慮し敷地の緑化に努めます。</li> <li>CSRの一環として樹林の保全活動への参画に努めます。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の防災機能に関して広く市民の理解が得られるよう情報発信を行い、植樹等の機会を創出します。</li> </ul>

## 6-3 今池地域

### (1) 緑の地域像と整備目標

#### ●今池地域の概況

今池地域は市域の南西部に位置しており、北側に国道 24 号が接し、北西部を京奈和自動車道が通過しています。本地域の西側には木津川が流れ、本市の中核的な公園として位置づけられる木津川河川敷運動広場や桜づつみ、枇杷庄天満宮と一体的な空間を形成している枇杷庄公園、地域のシンボルとして位置づけられる水主神社が位置していることなど、木津川とのつながりが最も強い地域といえます。

市街地には豊富な緑を有する住宅が比較的多く見られ、また、木津川や農地などのまとまった緑を有し、地域全体の 1 人あたり都市公園面積は、他地域と比べて高い水準となっています。

今後は、新名神高速道路の整備に伴い国道 24 号沿道の土地利用の可能性が高まることから、河川環境、田園環境と幹線道路沿道や市街地の環境との調和が求められる地域です。

#### ●今池地域の緑の地域像

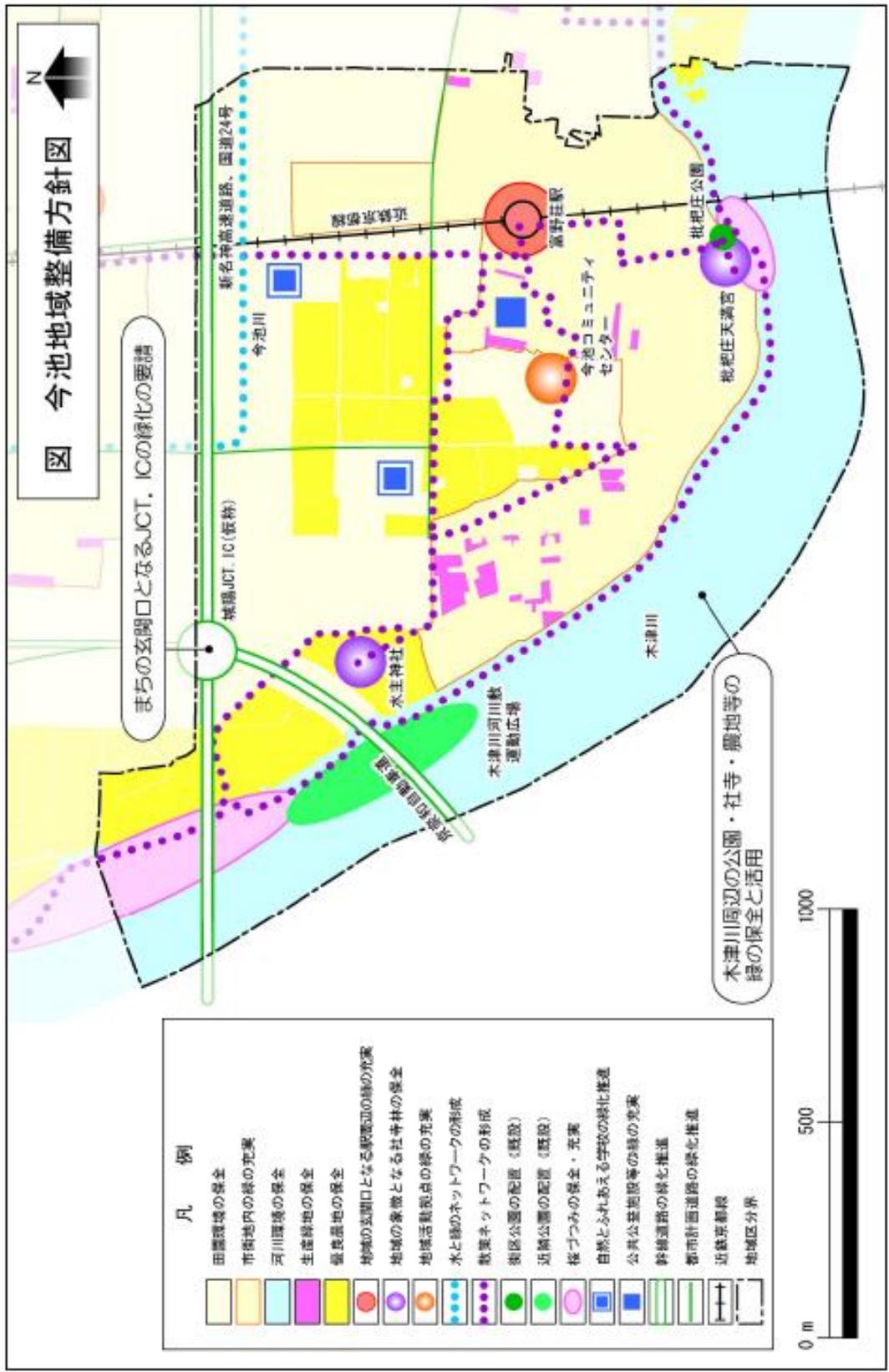
自然と田園に囲まれたやすらぎの地域づくり

#### ●地域の緑の整備目標

- ◆潤い豊かな木津川との連携強化
- ◆地域の玄関口となる駅周辺空間の充実
- ◆自然景観・田園風景と都市施設（道路）との調和
- ◆地域のシンボルとなる貴重な樹木・樹林の保護

(2) 今池地域の方針

基本方針	方 針
緑をまもる	<ul style="list-style-type: none"> <li>●木津川の良い河川環境の保全</li> <li>●地域の象徴となる水主神社、枇杷庄天満宮社などの社寺林の保全</li> <li>●地域の田園環境・桜づつみなどの景観の保全</li> <li>●市街地内農地の保全的利用</li> </ul>
緑をふやす	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市街地内の緑とオープンスペースの確保</li> <li>●将来人口に応じた住区基幹公園の適正な配置</li> <li>●既設公園の緑化推進と地域に応じた機能充実</li> <li>●緑の路線軸となる国道24号の街路樹の創出</li> <li>●都市計画道路・地域の主要道路の緑化推進</li> <li>●新名神高速道路側道等の緑化の要請</li> <li>●木津川、今池川などの河川緑化による水辺環境の創出</li> <li>●小学校・高校の緑化推進による就学環境の向上</li> <li>●地域の活動拠点となる緑の空間形成</li> <li>●地域の玄関口となる富野荘駅周辺の緑の充実</li> <li>●良好な田園空間の保全・育成</li> <li>●緑あふれる住宅地の誘導</li> </ul>
緑をいかす	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域レクリエーション拠点の充実</li> <li>●地域の防災拠点となる公共施設の機能充実</li> <li>●避難路となる道路の防災機能の充実</li> <li>●水辺空間を生かした自然的景観の保全・創出</li> <li>●「緑と歴史の散歩道」（水辺のみち、緑のみち）における修景施設整備</li> <li>●農地を活かした緑地空間の保全と創出</li> </ul>
緑をむすぶ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市街地内河川を活かした水と緑のネットワーク形成</li> <li>●「緑と歴史の散歩道」を活かした歩行者（散策）ネットワークの形成</li> <li>●ピオトープ拠点と、これを補完する緑地空間によるエコロジカルネットワークの創出</li> </ul>
緑をあいする	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今池コミュニティセンターを核とした普及・啓発活動の推進</li> <li>●花いっぱい運動などの地域緑化活動の促進・支援</li> </ul>



# 城陽市地域防災計画

風水害等対策計画・震災対策計画編

(平成30年5月改訂)

城陽市防災会議

### (3) 避難場所の整備

#### ① 避難場所の選定

災害時における住民の生命の安全を確保するため、各地区に避難場所を指定する。避難場所は、避難者を収容できる安全な建物、空地でかつ身近なところにある公共施設、空地の中から選定するものとし、避難者を有効に収容できるよう努めるものとする。

##### ア 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険から緊急に逃れるための場所を指定緊急避難場所として指定する。なお、異常な現象の種類（洪水、がけ崩れ、土石流、地震、大規模な火事）ごとに指定することとする。

##### イ 指定避難所

災害が発生した場合において被災者の生命の安全を確保し、円滑な救援活動を実施するため、被災者が一定期間避難する場として指定避難所を指定する。

#### ■ 避難場所の選定基準

- ア 鉄筋コンクリート造り（土砂災害が発生する危険性のある地域では必ずこの構造）
- イ 収容人員は、有効面積に対し、1人2㎡以上とする。
- ウ 要避難人口は、昼間人口も考慮したものとする。
- エ 地区の割当は、自治会単位を基本として、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民の避難経路等も考慮したものとする。
- オ 各避難場所には給水施設を整備し、被災者がその場所で受水できるようにする。
- カ 有線電話・防災行政無線受信機等を具備するものとする。
- キ 食料品・寝具の備蓄について2階以上のなるべく湿気の少ない保管場所があるものとする。
- ク 浸水の状況を踏まえ、建築物上階のスペースが利用可能であることとする。

#### ② 避難場所の安全性確保

避難場所の安全性や施設の耐水性・耐風性及び耐震性について調査を実施し、必要な場合は整備を図る。

#### ③ 避難場所の防災機能の整備

各避難場所においては、規模に応じて備蓄倉庫、耐震性防火水槽、井戸等の整備を行い、防災機能の拡充を図る。備蓄倉庫については浸水による被害を受けないように努める。

### (4) 避難路の整備

防災拠点と避難場所、あるいは避難場所間を結ぶ道路や緑道を避難路とし、避難路に埋設されている水道、電気、ガス等の施設について安全性・耐震性の向上を図り、避難路沿いの施設を点検し、一層の安全化に努める。また、避難路上の橋梁については安全性・耐震性を調査し、安全性・耐震性の向上等必要な整備を行う。

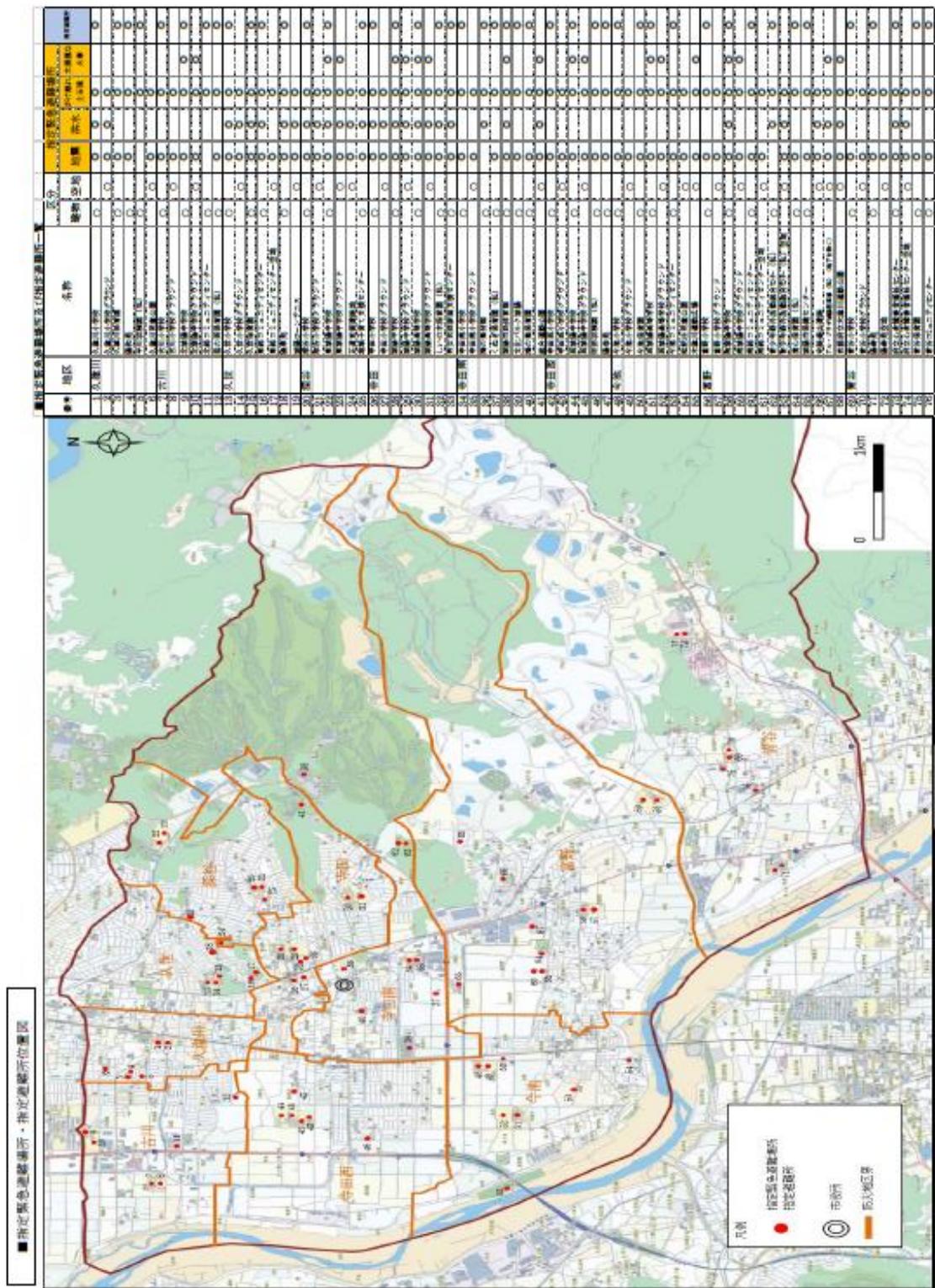
### (5) 避難場所・避難路の周知徹底

■指定緊急避難場所一覧（空地）

地区	名称	所在地	電話番号	空地面積 (㎡)	収容可 能人員 (人)	地盤面 の高さ (m)	指定緊急避難場所			
							地震	洪水	がけ崩れ・土石流	大規模な火事
久津川	久津川小学校グラウンド	平川指月 1	52-1703	6,257	3,128	21.4	◎	◎	◎	
	久津川児童公園	平川野原 10 他		2,289	1,144	16.0	◎		◎	
				計	4,272					
古川	古川小学校グラウンド	上津屋境端 57	53-1500	8,087	4,043	15.5	◎		◎	
	北城陽中学校グラウンド	平川長箴 33	55-1009	14,932	7,466	14.0	◎		◎	◎
				計	11,509					
久世	久世小学校グラウンド	久世芝ケ原 143	52-3670	5,529	2,764	37.9	◎	◎	◎	
	東部コミュニティセンター	寺田正道 152	55-7858	4,619	2,309	26.0	◎		◎	
	城陽ローンテニス	寺田尼塚 47	53-7606	6,600	3,300	73.0	◎	◎	◎	
				計	8,373					
深谷	深谷小学校グラウンド	寺田深谷 111-2	53-3200	5,941	2,970	55.0	◎	◎	◎	
	正道官衙遺跡地	寺田正道 89 他		12,518	6,259	47.5	◎	◎	◎	
	東城陽中学校グラウンド	久世上大谷 24	54-0407	17,270	8,635	75.0	◎	◎	◎	◎
				計	17,864					
寺田	寺田小学校グラウンド	寺田北山田 2	52-2589	5,631	2,815	21.9	◎	◎	◎	
	城陽中学校グラウンド	寺田北山田 35	52-2708	19,857	9,928	29.2	◎	◎	◎	◎
	城陽高等学校グラウンド	寺田宮ノ平 1	52-6811	18,352	9,176	44.5	◎	◎	◎	◎
				計	21,919					

地区	名称	所在地	電話番号	空地面積 (㎡)	収容可 能人員 (人)	地盤面 の高さ (m)	指定緊急避難場所			
							地震	洪水	がけ崩れ・土石流	大規模な火事
寺田南	寺田南小学校グラウンド	寺田新池 23-1	52-6800	6,610	3,305	19.5	◎		◎	
	総合運動公園	寺田奥山1	55-6222	21,885	10,942	77.1	◎	◎	◎	◎
				計	14,247					
寺田西	西城陽中学校グラウンド	寺田乾出北82	53-1600	18,074	9,037	15.2	◎		◎	◎
	寺田西小学校グラウンド	寺田西ノ口65	53-7005	7,884	3,942	15.2	◎		◎	
				計	12,979					
今池	今池小学校グラウンド	寺田大野177-1	52-2402	7,724	3,862	16.8	◎		◎	
	西城陽高等学校グラウンド	枇杷庄京縄手46	53-5455	19,223	9,611	17.8	◎		◎	◎
	枇杷庄児童公園	枇杷庄大堀138-1他		2,786	1,393	18.0	◎		◎	
	木津川運動広場	水主上外島23-1地先		35,415	17,707	20.0	◎		◎	◎
				計	32,573					
富野	富野小学校グラウンド	富野堀口1	52-0009	8,317	4,158	19.6	◎		◎	
	青少年野外活動総合センター	寺田南中芝80	53-3566	6,500	3,250	55.5	◎	◎	◎	
	南城陽中学校グラウンド	観音堂巽畑17-4	53-7009	16,458	8,229	33.5	◎		◎	◎
	南部コミュニティセンター空地	富野東田部70-1	55-1002	2,668	1,334	18.0	◎		◎	
	史跡森山遺跡	富野森山1-1		3,596	1,798	33.2	◎	◎	◎	
	アル・プラザ城陽駐車場(私)(地下を除く)	富野荒見田112	56-2600	39,663	19,831	18.6	◎	◎	◎	◎
	京都府立木津川運動公園	富野北角14-8	66-6022	109,000	54,500	50.9	◎	◎	◎	◎
				計	93,100					

地区	名称	所在地	電話番号	空地面積 (㎡)	収容可能人員 (人)	地盤面の 高さ (m)	指定緊急避難場所			
							地震	洪水	がけ崩れ・土石流	大規模な火事
青 谷	青谷小学校グラウンド	中向河原1	52-0040	5,072	2,536	23.7	◎		◎	
	陽寿苑前空地	奈島川原口 20	55-1017	5,926	2,963	21.0	◎		◎	
	京都府立心身障害者 福祉センター空地	中芦原 63-4	53-6644	7,000	3,500	83.9	◎	◎	◎	
				計	8,999					
合計					225,835					



■ヘリコプター発着予定場所

地 区	名 称	施設規模	発着必要最小地積 幅×長さ (m)
久津川	久津川小学校グラウンド	中型	50×60
古 川	古川小学校グラウンド	大型	50×80
	北城陽中学校グラウンド	大型	80×90
久 世	久世小学校グラウンド	中型	50×60
深 谷	深谷小学校グラウンド	小型	40×70
	東城陽中学校グラウンド	大型	80×100
	正道官衛遺跡地	大型	80×80
寺 田	寺田小学校グラウンド	大型	60×75
	城陽中学校グラウンド	大型	90×130
	城陽高等学校グラウンド	大型	90×90
寺田南	寺田南小学校グラウンド	大型	60×75
	城陽市総合運動公園	大型	60×130
寺田西	寺田西小学校グラウンド	大型	60×80
	西城陽中学校グラウンド	大型	100×100
今 池	今池小学校グラウンド	大型	70×100
	西城陽高等学校グラウンド	大型	80×130
	木津川河川敷運動公園	大型	80×130
富 野	富野小学校グラウンド	中型	50×60
	南城陽中学校グラウンド	大型	70×90
	防衛省長池演習場	大型	300×1500
	京都府立木津川運動公園	大型	100×100
青 谷	青谷小学校グラウンド	小型	40×70

■資料-48 給水場所一覧表

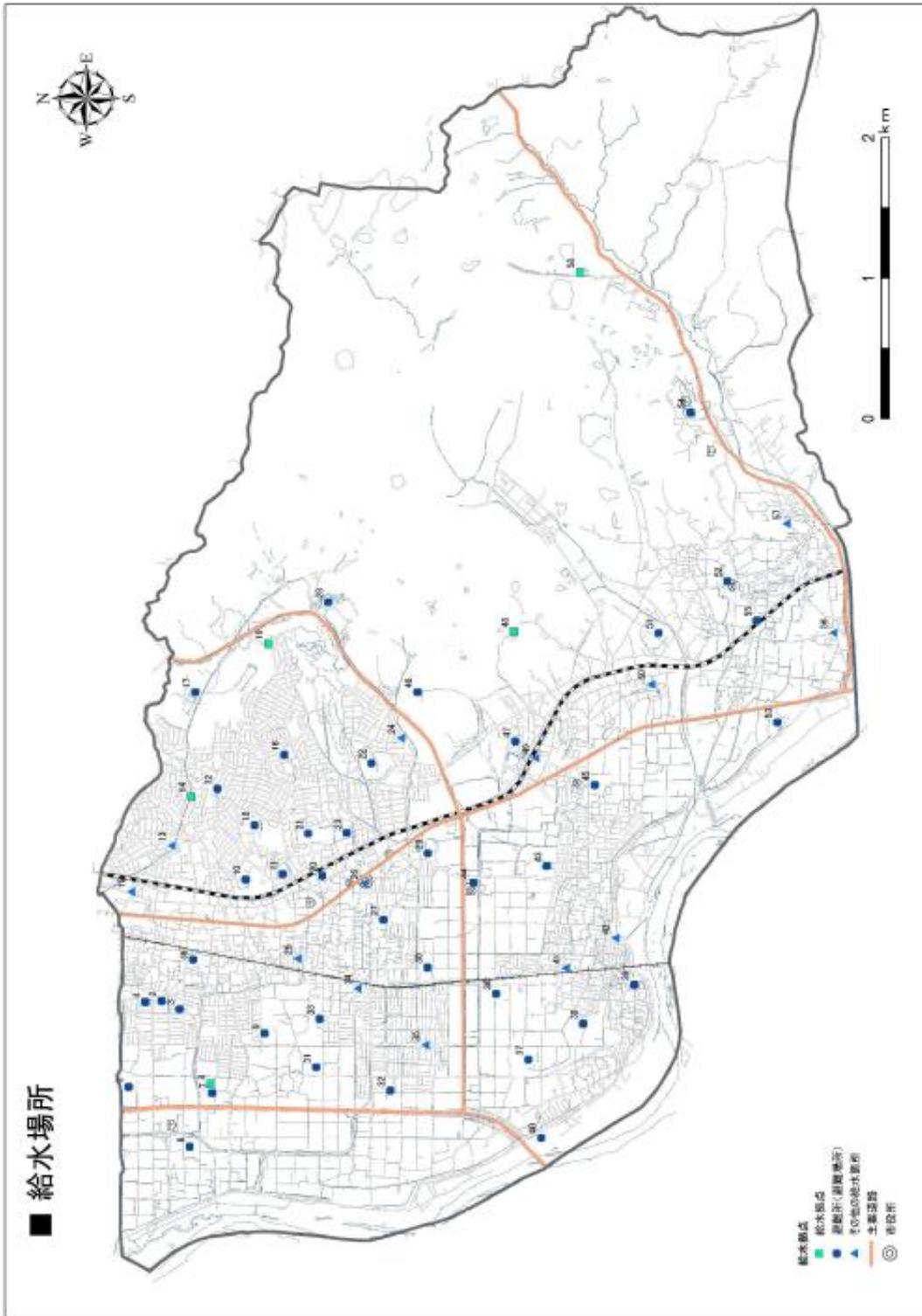
校区名	配水区域	番号	給水所	備考	校区名	配水区域	番号	給水所	備考
久津川	低区	1	久津川小学校	避難所	寺田西	直配	31	西城陽中学校(寺田西小学校も含む)	広域避難所
		2	久津川保育園(陽和苑も含む)	避難所			32	佐伯幼稚園	避難所
		3	平川幼稚園	避難所			33	陽寿苑	避難所
		4	久津川児童公園	避難所			34	寺田駅前(西側)	水道独自
古川	直配	5	北城陽中学校	広域避難所	今池	直配	35	みどり集会所 第11幼児公園(市道208号線今池)	水道独自
		6	古川小学校	避難所			36	今池小学校	避難所
		7	北部コミュニティセンター	避難所			37	西城陽高等学校	広域避難所
		8	第3浄水場	給水拠点			38	今池コミュニティセンター(今池保育園も含む)	避難所
久世	高区	9	里の西保育園	避難所	富野	直配	39	枇杷庄児童公園	避難所
		10	久世小学校(久保保徳会も含む)	避難所			40	木津川運動公園(木津川地区児童公園の場もあり)	広域避難所
		11	東部コミュニティセンター(陽東苑も含む)	避難所			41	富野駅前(東側)	水道独自
		12	城陽ローテニス(市道2045号線尾家)	避難所			42	西垣内自治会集会所(市道300号線西垣内)	水道独自
		13	城陽団地井戸	水道施設			43	南部コミュニティセンター(清心保育園も含む)	避難所
深谷	高区	14	第2浄水場	給水拠点	中区	直配	44	城陽市保健センター(くま保徳会も含む)	避難所
		15	城陽スイミングスクール前(市道1号線茶屋裏)	水道独自			45	富野小学校	避難所
		16	深谷小学校	避難所			46	青少年野外活動総合センター	避難所
		17	東城陽中学校	広域避難所			47	史跡森山遺跡	広域避難所
寺田	高区	18	正道官街遺跡	避難所	青谷	中区	48	第1浄水場	給水拠点
		19	高区配水池	給水拠点			49	長池駅前	水道独自
		20	寺田小学校	避難所			50	水気耕栽培センター	水道独自
		21	城陽中学校	広域避難所			51	南城陽中学校	広域避難所
	22	城陽高等学校	広域避難所	52			青谷小学校(青谷保育園も含む)	避難所	
寺田南	直配	23	白鳥幼稚園	避難所	53	陽寿苑	避難所		
		24	高区中区連絡弁	水道施設	54	府立心身障害者福祉センター体育館	避難所		
		25	尺後第1幼児公園(市道6号線尺後)	水道独自	55	青谷コミュニティセンター	避難所		
		26	城陽市役所(錦の森会館も含む)	水道独自	56	十六公会堂東(市道14号線十六)	水道独自		
寺田南	高区	27	鴻の巣保育園	避難所	中区	直配	57	青池公園(市道405号線北山)	水道独自
		28	城陽市民体育館(城陽運動場)	広域避難所			58	芦原配水池	給水拠点
		29	寺田南小学校	避難所					
		30	文化パルク城陽	避難所					

※番号の下線は、第1段階給水所を示している。(7、8番をひとつとして計14ヶ所)

第1段階給水所とは、断水後すぐに設置する給水所である。その他は断水開始12時間後でもなお断水を継続している場合に設置する給水所である。

※給水拠点が担う給水場所は、原則として給水拠点のある配水区域とする。ただし、低区配水区域は第3浄水場を給水拠点とする。

※本給水場所は、「城陽市地域防災計画」に基づく全避難場所を考慮し、さらに水道独自の給水場所を追加している。



## 4-2 計画の目標水準

### (1) 緑地の確保目標量

施設緑地や地域制緑地<sup>※</sup>などの「緑地」として確保すべき目標水準として、京都府では、本市を含む宇治都市計画区域全体の将来市街地の約 16%、都市計画区域面積の約 55%と設定しています。

本計画においては、木津川右岸運動公園（仮称）をはじめとした公園緑地の整備促進、緑のネットワークづくり、市民との協働による緑化などを積極的に進めるとともに、新たな市街地の整備においても緑化の推進に努めることとし、目標年次（平成 34 年）における緑地の確保目標量を、将来市街地の約 16%、都市計画区域面積の約 70%と設定します。

表 4-4 緑地の確保目標量

	緑地の確保目標量	
	市街地面積に対する割合	都市計画区域面積に対する割合
平成 24 年（現況）	7.1% (57 ha)	66.6% (2,180 ha)
平成 34 年（目標年次）	約 16% (142 ha)	約 70% (2,292 ha)
府の目標 <sup>※</sup> （平成 27 年）	約 16%	約 55%

※宇治都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(H19)より

#### 《用語説明》

※地域制緑地：一定の土地の区域において、法律等でその土地利用を規制し良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地。

(2) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

都市公園法施行令では、一の市町村の区域内の都市公園の住民1人あたりの面積の標準を10㎡以上としています。

本計画では、中間目標年次(平成29年)における目標水準を、「第3次城陽市総合計画」に準拠し、都市公園で約7㎡/人と設定します。

また、目標年次(平成34年)においては、市街地整備と併せた住区基幹公園の適正な整備、史跡公園等の公共施設緑地の整備などを積極的に進め、目標水準を都市公園で約10㎡/人、都市公園等で約20㎡/人と設定します。

表4-5 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	平成24年 (現況)	平成29年 (中間目標)	平成34年 (目標年次)	府の目標* (平成27年)
都市公園*	4.5㎡/人	約7㎡/人	約10㎡/人	約11.3㎡/人
都市公園等*	7.7㎡/人	約11㎡/人	約20㎡/人	約21.0㎡/人

※都市公園：都市公園法で規定する公園緑地(基幹公園、都市緑地)の面積

※都市公園等：都市公園に公共施設緑地(シルバー農園、遊園・広場、史跡公園等)を加えた面積

※宇治都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(H19)より

表4-6 都市公園等の整備目標量

		市街地		都市計画区域		
		平成24年 (現況)	平成34年 (目標年次)	平成24年 (現況)	平成34年 (目標年次)	
都市公園*	住区基幹公園	街区公園	9.74ha	10.79ha	9.99ha	11.04ha
		近隣公園	0.00	2.34	3.27	5.61
		地区公園	0.00	0.00	0.00	0.00
	都市基幹公園	運動公園	0.00	0.00	16.02	45.52
	都市緑地		0.28	0.28	6.23	6.23
合計		10.02	13.41	35.51	68.39	
公共施設緑地	シルバー農園	0.82	0.82	1.02	1.02	
	遊園・広場等	1.44	1.44	3.32	3.32	
	史跡公園	2.07	4.94	2.07	4.94	
	府営団地公園	0.31	0.31	0.31	0.31	
	東部丘陵地	0.00	16.08	0.00	16.08	
	学校教育施設	9.64	9.54	18.88	18.79	
合計		14.28	33.12	25.60	44.46	
都市公園等*合計		24.30	46.53	61.11	112.85	

※都市公園：都市公園法で規定する公園緑地(基幹公園、都市緑地)の面積

※都市公園等：都市公園に公共施設緑地(シルバー農園、遊園・広場、史跡公園等)を加えた面積

チェックリスト No. 10資料

木津川の自然



## 木津川の鳥たち

木津川では、約80種類の鳥が見つっています。川の中の魚をつかまったり、林や草むらで巣を作ったりする鳥もいます。また、同じ鳥でも夏と冬とで羽の色や羽の姿が変わることがあります。

夏になると、木津川では、わたしと同じサギの仲間が多く見られます。アマサギとチュウサギは見られますが、ゴサギ・ダイサギ・アオサギ・ゴイサギは一年中見ることができます。よく似ているけれど、それぞれに特徴があります。じっくり観察して、比べてみてね!

### サギ類の特徴

95cmくらい  
70cmくらい  
60cmくらい  
50cmくらい

アマサギ  
秋から冬は、頭の飾り羽がなくなり、体は白くなります。

ゴサギ  
秋から冬は、頭の飾り羽がなくなり、体は白くなります。

チュウサギ  
秋から冬は、頭の飾り羽がなくなり、体は白くなります。

ダイサギ  
秋から冬は、頭の飾り羽がなくなり、体は白くなります。

アオサギ  
一年をとおして、くちばしなどの色がかわりません。

ゴイサギ  
一年をとおして、くちばしなどの色がかわりません。

川辺のダイサギ(左)とゴサギ(右)

## 木津川の魚たち

木津川では、約30種類の魚が見つっています。川の中の魚をつかまったり、林や草むらで巣を作ったりする鳥もいます。また、同じ魚でも、オスとメスで少し形がちがったり、産卵時期になると体の色が変わったりするものがあります。

川の生き物といえは、最初に魚が思い浮かびませんか？  
木津川にはいろいろな魚がすんでいます。さがしてみよう!

コイ  
口にひげが4本あります。

カマツカ  
口にひげが2本あります。

ギンブナ  
口にひげはありません。

タイリクバラタナゴ  
産卵時期のオスの体は一部美しいバラ色になります。

モツゴ  
産卵時期のオスは体が黒くなり、口のまわりに黒いようなつらつきが見られます。

カワヨシノボリ  
産卵時期のオスの腹は黄色くなり、オスは体が黒くなります。

オイカワ  
産卵時期のオスの体は青緑色と赤色がまじり合います。

フナ  
産卵時期のオスの体は一部茶色になります。

## 木津川の草木

木津川の川辺には、ヨシ原やヤナギ・アキニレの林があります。ヨシやセイタカヨシは夏から秋、ヤナギは春から花を咲かせます。ヤナギにはオスとメスの木があって、ちがった花をつけます。アキニレは、秋に花を咲かせます。

木津川には、川辺や林、田畑、草むらなどいろいろな環境があります。木津川では約590種類の植物が見つっています。

湿っているところと乾いているところ、白なたと白かけ、いろいろな場所にある草木を比べてみよう。その植物が好きな場所が分かるよ!

木津川には、昔の堤防のあとがあります。そこはエノキ・ムクノキ林や竹林になっています。エノキとムクノキは似ています。見分けられるかな?

ヨシ原  
ヤナギ・アキニレ林  
草むら  
エノキ・ムクノキ林  
竹林  
茶畑  
堤防

セイタカヨシ  
アキニレ  
エノキ  
ムクノキ  
ヒルガオ  
カガイモ  
カワラナデシコ  
オニコリ  
ワタスズクサ  
カワラナデシコ  
ヤブトハサ(ヘクリカサ)



**表記について**

■ **生き物の名前について**  
このガイドブックでは、一般的に使われている「標準和名」を使用して表記しています。掲載しているものは、在来種や希少種といった「城陽の宝もの」です。

■ **生き物の大きさの表し方について**

城陽生き物ガイドブック **希少生物編**

知ってる? **2018**

# 城陽の宝もの

～次代に残そうふるさとの生き物たち～

イラスト：富士原なすび

城陽市・市の鳥：白鷺（ダイサギ・チュウサギ・コサギ・アマサギ）

**自然観察会の服装について**

※イベントの内容、季節、場所によって異なります。あくまでも参考にして下さいね。

■ **季節に関係なく長袖、長ズボンがおすすめ** 虫刺され、草刈り（かぶれ）対策のため、夏でも肌の露出は控えましょう。森林内でのヤマビル対策にも有効です。

■ **靴について** 自然観察会では歩きやすい運動靴がおすすめです。サンダルなどの露出のあるものは怪我に繋がる場合がありますので、避けたほうがよいと思います。川での観察会では川に入ったりします。サンダルだと濡されてしまうので、川に入っても簡単に乾かない靴を履いてください。

■ **持ち物について** 水筒、タオル、筆記用具、虫除けスプレー、雨具の5点は必需品です。野鳥観察会では双眼鏡があると野鳥がよく観察でき、楽しめるとも思います。また、川での観察会では、水生生物がメインとなりますのでバケツなどがあると生き物を捕獲に観察することができます。

**気をつけること**

■ **スズメバチ対策について** 森林や緑地など自然度の高い場所では様々な生き物が生息しています。なかにはスズメバチなど危険な生き物もいます。個々で事前に出来る対策をご紹介します。

- ・ 香水、化粧品、整髪料、ジュースなどの甘い飲物には、スズメバチの蜜糖フェロモンと同じ物質が含まれているものがあるため避けましょう。
- ・ 黒色を攻撃する性質があるため黒色、暗色の服を避けましょう。
- ・ 長袖・長ズボンを着用し、首にタオルを巻くなど露出を控え、被害を最小限に抑えましょう。
- ・ 黒い髪髻の場合、帽子を被りましょう。

■ **特に暑い熱中症対策を** 高温、多湿、風が弱い、熱を発生するものがあるなどの環境では、体内に熱がこもり、汗の蒸発も不十分になるため、熱中症になりやすくなると言われています。

朝や夜などの涼しい時間帯に着用したり、帽子を着用して日よけ対策をすることもおすすめです。観察会の前日にはしっかりと睡眠をとり、ご飯を食べ、当日は必ず飲物を持参しましょう。また、必要に応じて塩分や糖分を摂取することもおすすめです。

生き物たちは豊かな自然環境を測るバロメーターです。そこにすむ生き物たちで自然の豊かさがわかります。

すいしよら れい き みのがめ  
「瑞祥の霊亀・霊亀」

学名: *Testudo japonica*  
種名: 「ニホンイシガメ」 環境省RDB: NT

「瑞祥の霊亀」は、私教経典の涅槃經にもありえないもののゆえとして「亀毛兔角」と記されています。日本では瑞祥の霊亀・霊亀と呼ばれ、その発見によって元号が宝亀・元亀・神亀などに改められたとあります。甲羅の縁毛は阿蘇湖の天然記念物「マリモの仲間」で、2000年5月に城陽市の木津川で発見された霊亀が「国際マリモ会議」で披露されました。

製作・発行 城陽環境パートナーシップ会議

※本書の内容について無断転載・複製を禁じます

自然保護のシンボル鳥 復活した里山の環境代表種

オオタカ

かつて幻の鳥と呼ばれた希少猛禽類は、まれな冬鳥から繁殖が確認されるまでになった。



鳥類 タカ科  
全長 ♂50cm ♀57cm  
京都府RDB：VU

府内2例目の繁殖・定着が確認された小型猛禽類

チョウゲンボウ

鳥類 ハヤブサ科  
全長 ♂30cm ♀33cm  
京都府RDB：VU



近年「絶滅危惧種」に掲載されたハヤブサの仲間、冬鳥から年中観察される留鳥に。

城陽市の木津川河川敷は蚕の原種・クワコ発見の地

クワコ

昆虫類 カイコガ科  
全長 6cm

かつては中国まで採集に出かけた幼虫が発見され、飛躍的な研究成果が得られている。



極東アジアの世界的な希少種 南山城地方の環境代表種

ケリ

鳥類 チドリ科  
全長 35cm  
環境省RDB：DD

ケリが子育てをする農耕地は、餌が豊富な農業の影響が少ない優良農地の証。



絶滅に瀕する希少陸貝 求められる生息地の保護と対策

アズキガイ

陸産貝類 アズキガイ科  
殻高 約1cm  
京都府RDB：VU

開発による影響が大きい生息地の保全と、適地への移植が課題。

※大きさの比較としてカタツムリを置きました。



城陽市は全国に誇る珍蛇の郷

ジムグリ

爬虫類 ナミヘビ科  
全長 70~100cm  
京都府RDB：DD



唐部の市松模様の特徴的な日本一美しい蛇。

シロマダラ

爬虫類 ナミヘビ科  
全長 30~70cm  
京都府RDB：DD



京都府で8種類目となる幻の蛇が、城陽市内で相次いで発見された。

城陽市・木津川右岸は、繁殖地として京都府の自然50選に

ニホンスッポン

爬虫類 甲長 20cm~35cm  
京都府RDB：DD

甲長38.5cm、体重7.3kgの日本一の大スッポンが、2011年5月、城陽市富野の木津川で捕獲され、博物館で学術標本に。



里山環境の指標となるかつての身近な蛙

ニホンアカガエル

両生類 アカガエル科  
全長 ♂45mm ♀60mm  
京都府RDB：DD

絶滅の危機が増大するアカガエルの仲間にあつて、生息地域の減少が著しい注目種。



絶滅の淵に立つ希少蛙

**ナゴヤダルマガエル**  
両生類 京都府RDB：CR  
全長 ♂35～62mm ♀37～73mm



城陽市は、京都府内でも数少ない生息地。

**トノサマガエル**  
両生類 京都府RDB：DD  
全長 ♂38～81mm ♀63～94mm

追認情報が期待される目撃記録が皆無の小型哺乳類

**ジネズミ**  
(サイゴクジネズミ)

哺乳類 トガリネズミ科  
頭同長 61～84mm  
京都府RDB：NT



木津川河川敷で唯一の屍確認記録がある。

生息情報が途絶えて久しいガマガエル

**ニホンヒキガエル**

両生類 ヒキガエル科  
全長 ♂110mm ♀115mm  
京都府RDB：NT



求められる生息確認の記録



特徴のある紐状の卵塊

最も絶滅の危機にある淡水魚 細分化され小型種は絶滅宣言！

**スジシマドジョウ**  
(中型種)

魚類 ドジョウ科  
体長 ♂7cm ♀9cm  
京都府RDB：CR



絶滅種・ヨドコガタスジシマドジョウの再発見に期待

国際希少鳥類・カワラバシ 木津川の河原は貴重な繁殖地

**コアジサシ**

鳥類 カモメ科 全長 28cm  
京都府RDB：VU



標識調査によって、オーストラリアからのリターンが実証された。

福龍・不苦勞の縁起鳥は食物連鎖の最上位希少種

**フクロウ**

鳥類 フクロウ科  
全長 ♂50cm ♀59cm  
京都府RDB：NT



城陽市の東部丘陵地は、夜の猛禽類のフクロウとアオバスの繁殖の地として知られる。

水田で子育てする身近な水鳥が京都府の希少野生生物に

**タマシギ**

鳥類 タマシギ科 全長 24cm  
京都府RDB：VU



抱卵から育雛までをオスが行う「一妻多夫」鳥。

ヨシ原の減少で生息地を追われる環境難民

**カヤネズミ**  
(ホンシュウカヤネズミ)

哺乳類 ネズミ科  
頭同長 50～80mm  
京都府RDB：NT



ヨシやカヤ、スキヤイネなどに、テニスボール大の巣をかけて、子育てをする。

**京都府・希少野生生物 カスマシショウワオ**

全国的に、激減傾向が著しい希少両生類の、唯一の記録に次ぐ、追認が期待されている。



**天然記念物の淡水魚 イタセンバラ**

1990年に城陽市の木津川で発見され、密漁や生息環境の悪化などで絶滅した希少タナゴの再発見に期待！

**突然変異の奇跡の命 アルビノ・セグロセキレイ**

城陽市で突然変異の白いセグロセキレイが1995年3月に発見されて以来、今日まで周辺部で断続的に観察されている。



**突如、謎の個体の発生 背中線・ヌマガエル**

南方系と思われる背中線が入る個体が発見され、近年観察例が増加傾向にあり、継続調査の結果が注目されている。

**幻の赤いクワガタ ヒラスゲンセイ**

府内でも確認例がほとんどなかった南方系の希少昆虫が、近年城陽市で相次いで見つかり、情報提供が求められる。



**緑の良い弁天ナマス 黄金のナマス**

古くから記録があり、近年城陽市でも今池川や吉川で目撃されたアルビノと呼ばれるナマスの捕獲確認に期待！

**WANTED!**

城陽市陸生類リスト						
科	標準和名	京都RDB2015	観察履歴	2010~2017	記録	地方名
モグラ	アズマモグラ	NT	*	未確認	観察	
トビ	シメツバメ(サイイタシメツバメ)	NT	▲	未確認	観察	
キツネ	キツネ(キツネ)	NT	*	未確認	観察	
イヌ	イヌ(イヌ)	DD	○	確認	観察	
リス	リス(リス)	DD	△	確認	観察	
イタチ	イタチ	D	○	確認	観察	
クサビ	クサビ	NT	△	確認	観察	
ネズミ	ネズミ	NT	○	確認	観察	
ヤマメ	ヤマメ	VU	*	未確認	観察	
コイ	コイ	D	○	確認	観察	
フナ	フナ	D	○	確認	観察	

城陽市水生類リスト							
標準和名	分類	京都RDB2015	観察履歴	標準和名	分類	京都RDB2015	観察履歴
ウツク	冬鳥	CR	▲	インシキ	留鳥	NT	○
コシノボリ	留鳥	D	○	シラヒゲ	留鳥	VU	△
カマド	留鳥	NT	△	オシロイカシ	留鳥	VU	○
コノハシ	留鳥	NT	*	ヒヨドリ	留鳥	VU	△
オシロイ	留鳥	NT	△	ウズラ	留鳥	NT	○
シメツバメ	留鳥	NT	▲	ハシロ	留鳥	NT	○
ヒメドリ	留鳥	NT	*	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	*	ツバメ	留鳥	VU	△
シロイ	留鳥	NT	○	ツバメ	留鳥	DD	▲
カマド	留鳥	NT	△	コノハシ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	ヒヨドリ	留鳥	VU	○
アオバ	留鳥	NT	○	ハシロ	留鳥	VU	○
オシロイ	留鳥	DD	△	シラヒゲ	留鳥	VU	△
コノハシ	留鳥	VU	*	ハシロ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	CR	▲	ヒヨドリ	留鳥	NT	△
オシロイ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
コノハシ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ヒメドリ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
ホオジロ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
シメツバメ	留鳥	NT	○	オシロイ	留鳥	VU	○
カマド	留鳥	NT	○	オシロ			





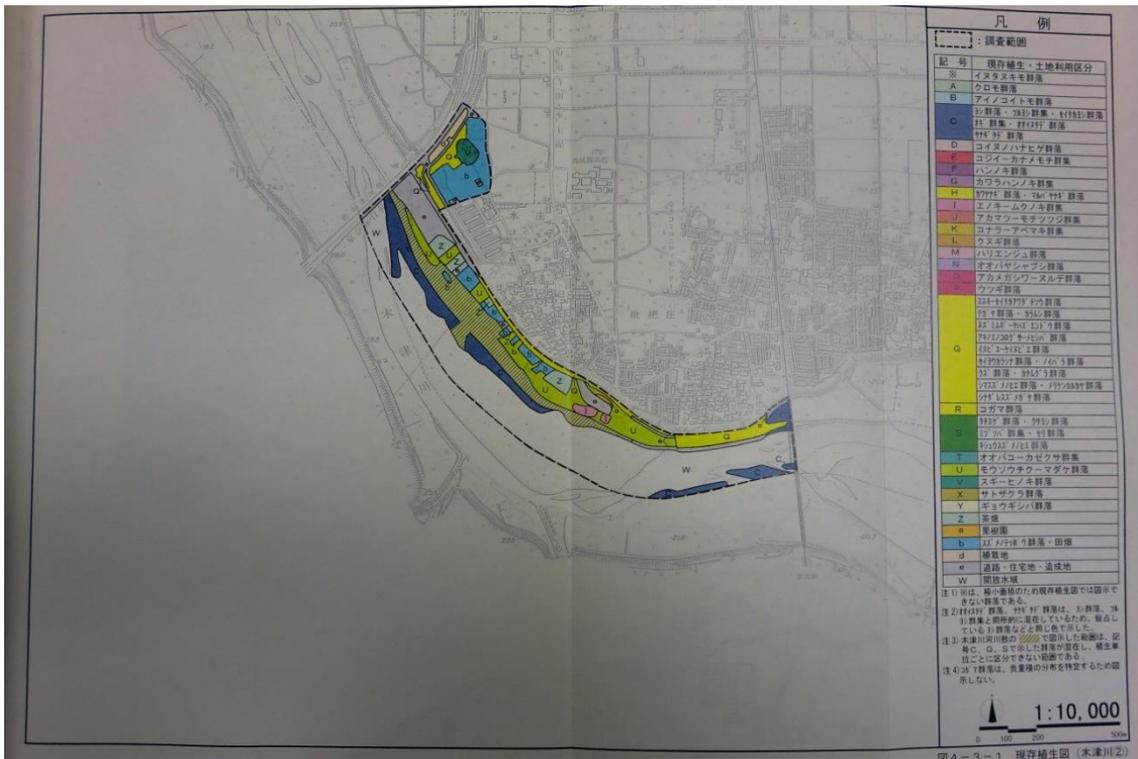


図4-3-1 現存植生図(木津川2)

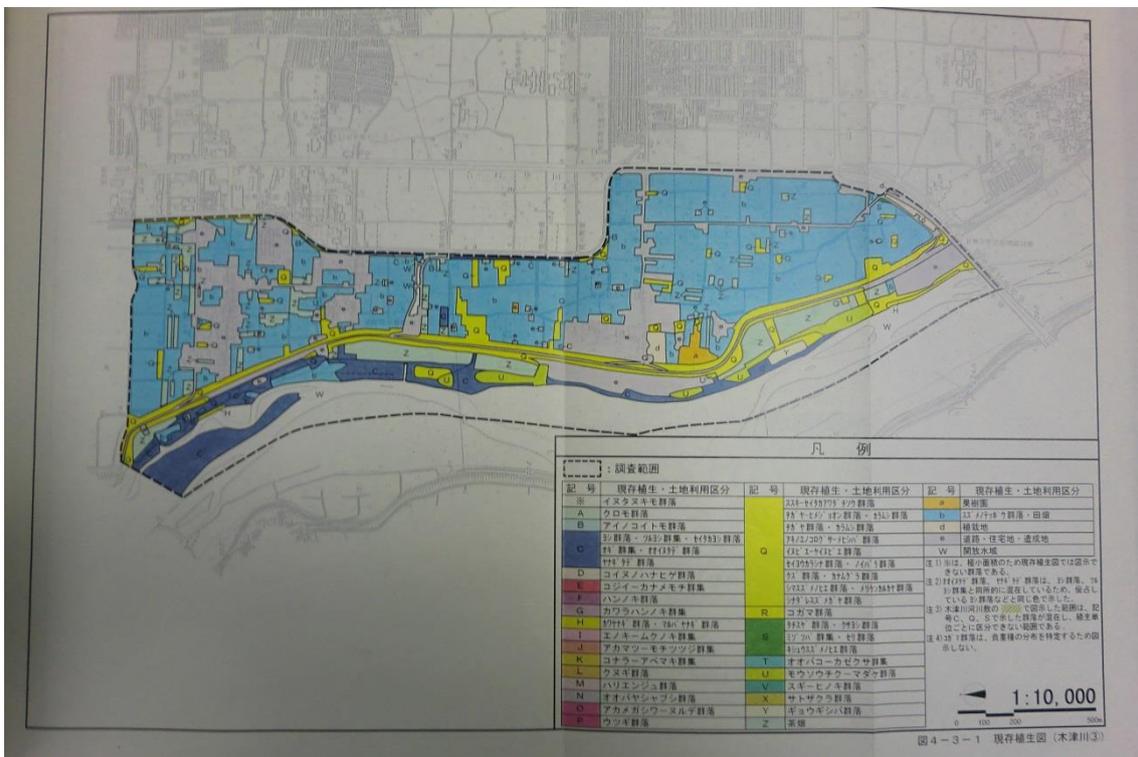
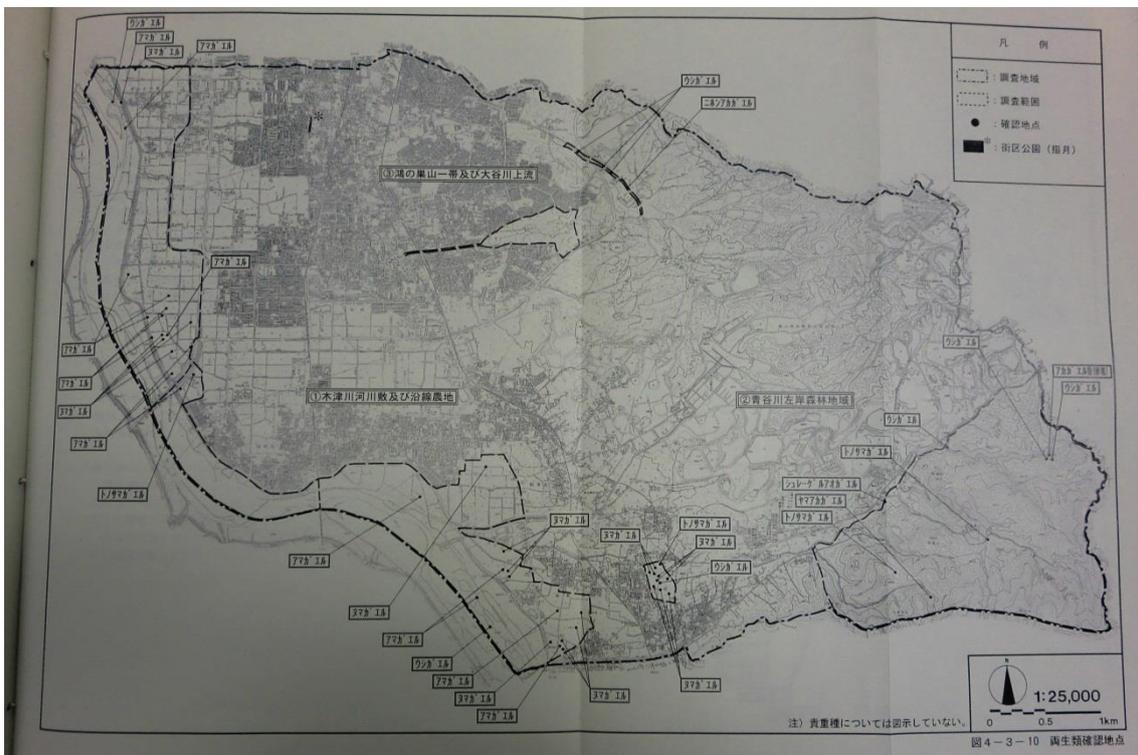
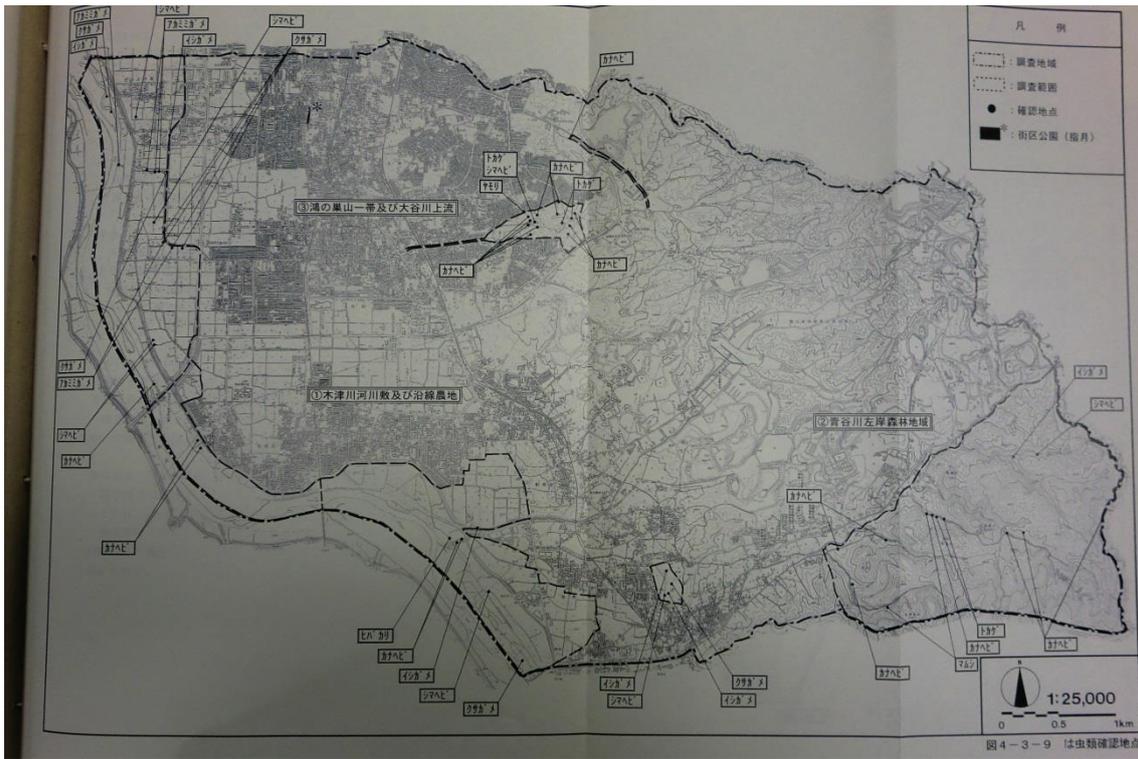
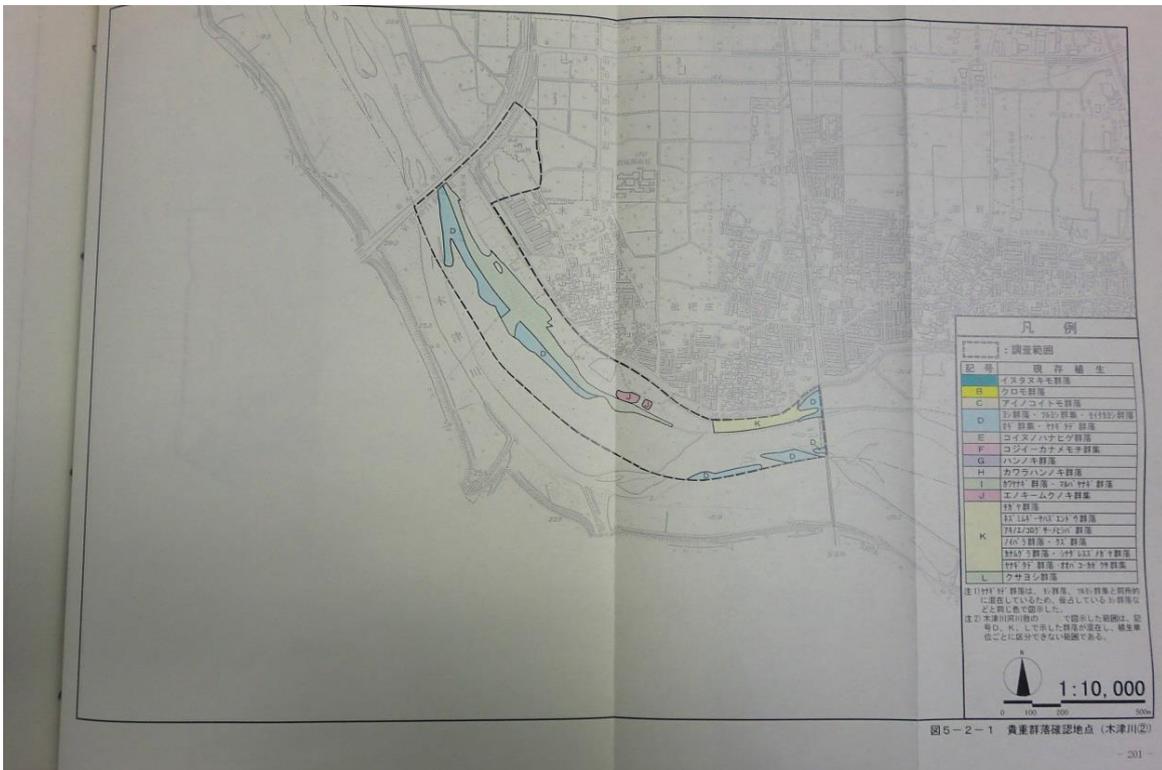
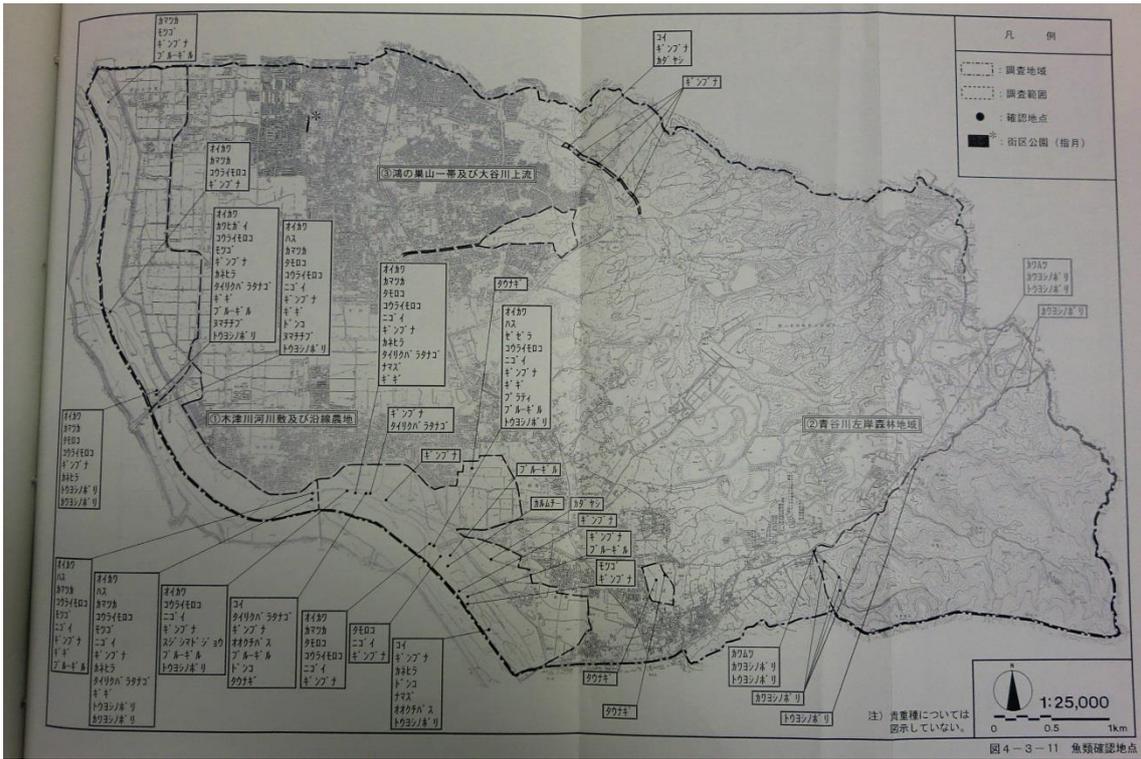


図4-3-1 現存植生図(木津川3)







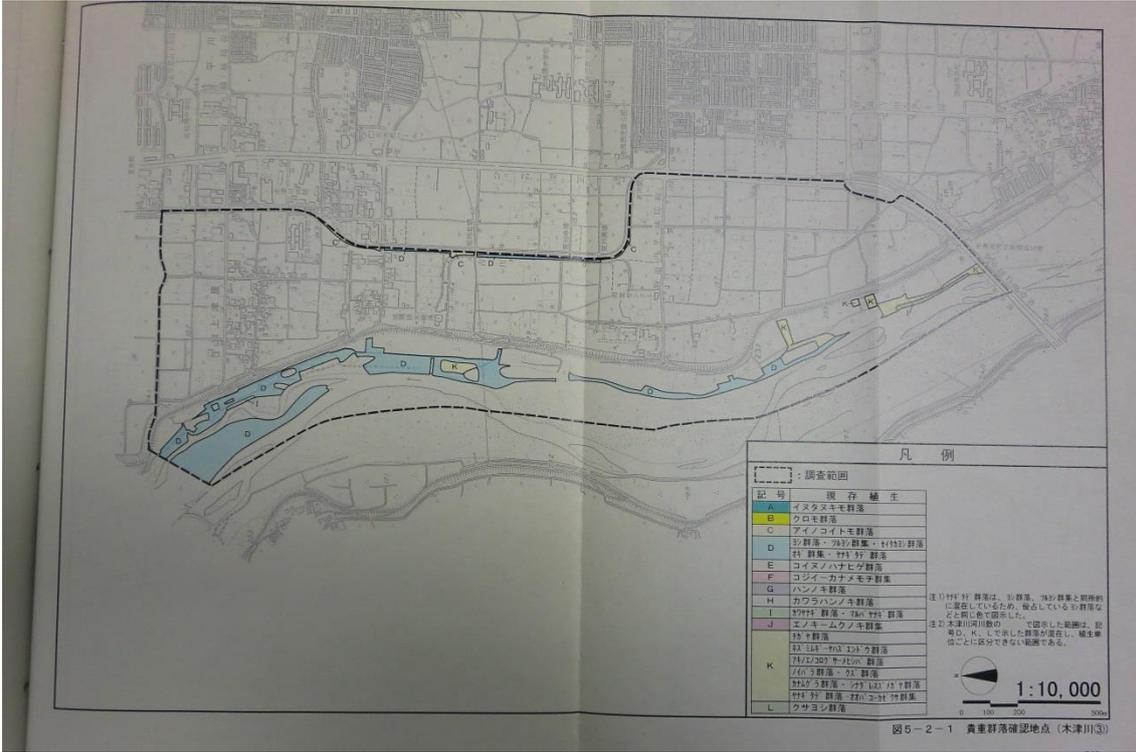


図5-2-1 貴重群落確認地点(木津川③)

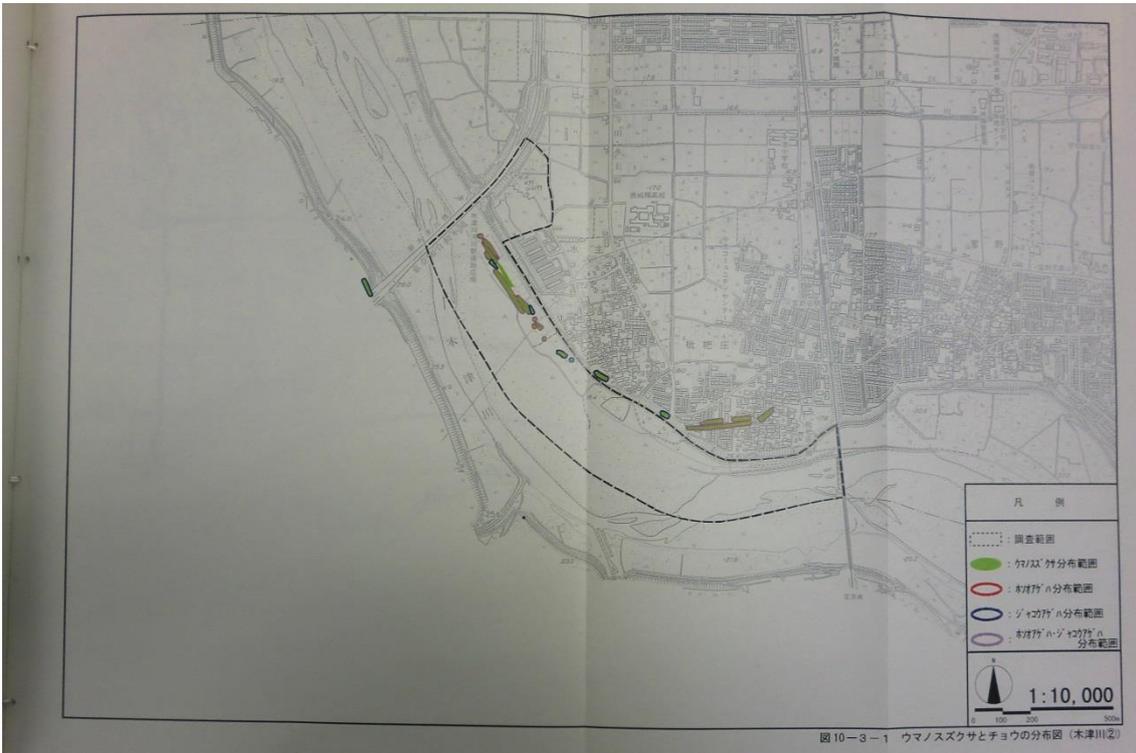
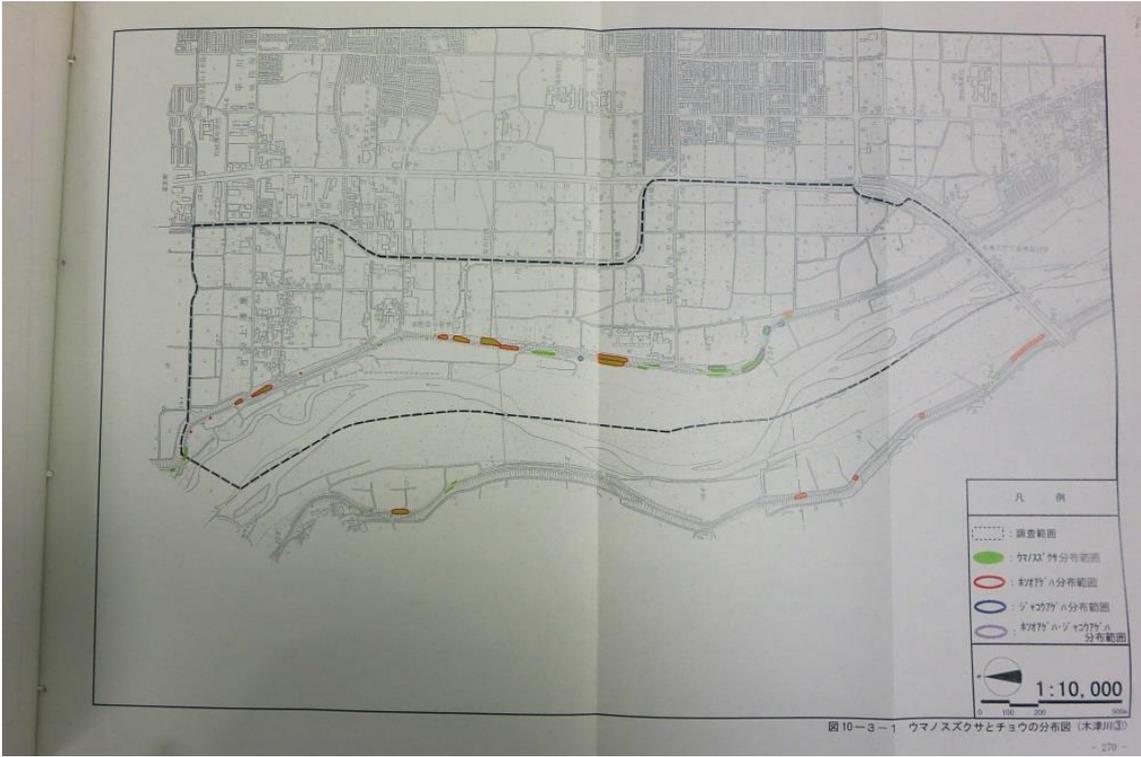


図10-3-1 ウマノズクサとチヨの分布図(木津川②)



## チェックリスト NO. 11 資料

### 城陽市立市民運動広場過去の冠水歴

平成 2年	9月と12月に台風により冠水する。(一部施設は翌年の3月まで使用を中止する。)
平成 5年	8月の台風により冠水する。(一部施設短期間使用を中止する。)
平成 6年	9月の台風により全面冠水する。(一部施設は11月まで使用を中止とする。)
平成 7年	5月の大雨により冠水する。(一部施設短期間使用を中止する。)
平成 9年	7月の台風により全面冠水する。(一部施設は11月まで使用を中止する。)
平成16年	8月と9月の台風により冠水する。(8月の冠水により一部施設は翌年の3月まで使用を中止する。9月は冠水するも問題なかった。)
平成21年	10月8日の台風18号により全面冠水 (高山ダム最大放流量 10月8日 am5:50 1,277.56 m <sup>3</sup> /s) (元々予定していた護岸改修工事等と併せて整備工事を行ったため、一部施設は翌年6月まで使用を中止する。)
平成24年	台風18号により冠水。(被害なし)
平成25年	台風18号により全面冠水。(平成26年3月31日まで施設全面閉鎖) 費用：①測量・設計委託 5,145,000円 ②復旧工事 19,425,000円
平成26年	8月9～10日の台風11号により冠水。(被害軽微)
平成29年	10月21日～23日の台風21号により全面冠水。 (グラウンドは平成30年2月28日まで、テニスコートは平成30年5月31日まで施設閉鎖) 費用：①測量・設計委託 489,348円 ②復旧工事 4,973,400円

\*現在のグラウンドの面積になったのは、昭和61年に京奈バイパスの開通による補償工事以降である。

# キッズスポーツ☆チャレンジ広場

## 高学年の部！

	内 容	開催日	講 師	場 所
1	アーチェリーに挑戦！	5月20日（日） 9：30～11：30	京都府アーチェリー連盟	サン・アビリティーズ城陽
2	川で遊ぼう！学ぼう！ (ワンドでの魚さがし・投網体験・水質調べ等)	5月27日（日） 9：00～12：00	NPO法人やましろ里山の会	山城大橋下

**主 催** 城陽市教育委員会  
**対 象 者** 市内在住の小学校4年生から6年生 20人  
 (応募者多数の場合は抽選)  
**参加費** 無料  
**申込方法** はがき、FAXまたはEメールにて、参加者氏名（ふりがな）、性別、  
 学校名、学年、保護者名、郵便番号、住所、電話番号を記入の上  
 〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16・17番地  
 城陽市役所 西庁舎 3F 城陽市教育委員会 文化・スポーツ推進課  
 「キッズスポーツ☆チャレンジ広場」まで  
**※締め切り 5月9日（水）必着**  
 FAX 56-0801 Eメール [sports@city.ioyo.lg.jp](mailto:sports@city.ioyo.lg.jp)  
**そ の 他**

- ・教室における事故については、応急処置のみ行います。
- ・両日参加できることを原則とします。
- ・各教室はすべて現地集合となります。

**問 合 せ** 城陽市教育委員会  
 文化・スポーツ推進課（56-4048）

### アーチェリーに挑戦！



### 川で遊ぼう！学ぼう！

運動が苦手でも、体力に自信がなくても大丈夫！  
 ルールは簡単！的に向かって矢を放ち、矢の刺さった箇所  
 の得点の合計を競います。

木津川はどんな川？  
 木津川にいる、いろんな生き物を捕まえてみよう！  
 川に親しみ、川について学びます。  
 見て、触れて、体験しよう！



## 新着情報

### 中止します【2018.9.30実施】木津川でバッタのオリンピック

**開催日:** 2018年09月30日  
**開催時間:** 午前9時30分 ~ 午後0時  
**集合時間:** 午前9時  
**場所:** 城陽市木津川河川敷公園  
**集合場所:** 水主グランド駐車場  
**対象:** どなたでも(小学生以下保護者同伴)  
**参加人数:** 30人  
**参加申し込み:** 事前申し込み  
**実施内容:** 秋の河原に行ってみましょう。たくさんのバッタがピョンピョン飛び跳ねています。カワラバッタをはじめ、様々な生き物のいる木津川でバッタを捕まえ、選手を選んで飛距離を競う「バッタのオリンピック」にチャレンジしてみませんか？  
**持ち物・注意事項:** 虫とりあみ、虫カゴ、帽子、長ズボン、運動靴、筆記具、雨具、飲み物など

**お問い合わせ:** 淀川管内河川レンジャー事務局

FAX: 072-841-5663  
 E-mail: cyuuou-kasen@nifty.com  
 TEL: 072-861-6801

**主催:** 村上 ゆい

**支援:** 国土交通省淀川河川事務所

- [➡ 新着情報](#)
- [➡ 河川レンジャー活動報告](#)
- [➡ 講座](#)
- [➡ 河川レンジャーメンバー紹介](#)
- [➡ 河川レンジャーとは](#)
- [➡ 河川レンジャーになるには](#)
- [➡ 河川レンジャーの検討](#)
  - [➡ 河川レンジャー代表者会議](#)
  - [➡ 河川レンジャー検討懇談会](#)
  - [➡ 河川レンジャー運営会議](#)
  - [➡ 河川レンジャー会議](#)
  - [➡ 河川レンジャー推薦委員会](#)
  - [➡ 河川レンジャー過去の会議履歴](#)

国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所



## 平成29年度 事業報告

事業名	実績		参加者
	実施日	場所	
会報の発行(第53号)	4月5日(水)		
ゴーヤの苗配布	5月13日(土)	旬菜市	200名
第1回自然観察会	5月14日(日)	城陽五里五里の丘	22名
省エネ診断の開催(南部コンセンまつり出展)	5月21日(日)	南部コミセン	受診者10名
平成29年度 総会	6月24日(土)	福祉センター ホール	25名
環境ミニフォーラム 講演会 テーマ「地球温暖化対策の最前線」 講師:川手 光春氏(京都府地球温暖化防止活動推進センター)	6月24日(土)	福祉センター ホール	33名
環境出前講座 ミスト体験①	7月3日(月)	里の西保育園	57名
環境出前講座 ミスト体験②	7月4日(火)	久世保育園	42名
環境出前講座 ミスト体験③	7月6日(木)	清仁保育園	30名
第2回自然観察会	7月9日(日)	今池川流域	30名
環境出前講座 ミスト体験④	7月10日(月)	清心保育園	51名
環境出前講座 ミスト体験⑤	7月11日(火)	鴻の巣保育園	24名
省エネ診断の開催(城陽市役所開催)	7月12日(水)	城陽市役所1階ロビー	受診者36名
会報の発行(第54号)	7月14日(金)		
環境出前講座 ミスト体験⑥	7月19日(水)	くぬぎ保育園	36名
環境出前講座 ミスト体験⑦	7月24日(月)	青谷保育園	27名
夏休み こどもエコバスツアー	7月27日(木)	滋賀県立琵琶湖博物館	22名
環境出前講座 ミスト体験⑧	7月28日(金)	しいの木保育園	30名
環境出前講座 ミスト体験⑨	8月3日(木)	今池保育園	130名
こどもエコ料理教室	8月26日(土)	南部コミセン 調理実習室	27名
グリーンカーテンフォトコンテスト	9月15日(金)	募集締切	応募21作品
城陽産菜種油の完成	9月27日(水)	16本(600g/1本)	
会報の発行(第55号)	10月4日(水)		
平成29年度 第16回城陽市環境フォーラム テーマ:「住環境を考えよう ～健康と省エネ～」 ?着物リメイクファッションショー(「布日和」主催) ?グリーンカーテンフォトコンテスト表彰 ?講演会 テーマ:「健康と省エネ」 講師:近畿大学建築学部長/岩前 篤氏 ?抽選会 ?団体活動紹介展示/販売 城陽市観光協会 梅の郷青谷づくり、木津川河川レンジャー、やましろ里山の会、城陽生きもの調査隊、グリーンカーテンフォトコンテスト作品展示、城陽旬菜市による地元野菜の販売、アトリエ布日和活動紹介、夏期採集展覧会作品展示、エコ・ポート長谷山工房作品展示販売、省エネ住宅の構造展示、わたあめ配布	11月5日(日)	文化パルク城陽(市民プラザ)	350名
自然学習会	11月25日(土)	湖北野鳥センター	23名
企業訪問	11月29日(水)	応用電機㈱	運営委員
京都環境フェスティバル出展	12月9日(土) 10日(日)	京都府総合見本市会館	
会報の発行(第56号)	1月10日(水)		
男のエコ料理教室	1月13日(土)	南部コミセン	18名
太陽の恵み学習会	1月20日(土)	寺田コミセン	11名
さんさんフェスタ出展参加(省エネ診断)	2月11日(日)	文化パルク城陽	診断者32名
木津川流域クリーン大作戦 参加	2月11日(日)	木津川/今池川	PS会議 12名
第3回自然観察会	2月17日(土)	古川流域	25名
エコバスツアー	3月8日(木)	エル・マールまいづる舞鶴ふるるファーム	29名
木津川展出展	3月3日～3月11日	木津川流域センター	
竹林整備(竹炭づくり)	年14回	青谷(堂山)	参加延べ人数 510名
・運営委員会の開催(毎月第1・第3木曜日) 23回			
・部会の開催 23回			
・花いっぱい運動(畑での活動)毎週金曜日			

- ・運営委員会の開催(毎月第1・第3木曜日) 23回
- ・部会の開催 23回
- ・花いっぱい運動(畑での活動)毎週金曜日



JOYO エコミュージアム事業

入場自由  
無料

# 第17回城陽市環境フォーラム

## 「知ろう 気候変動！」



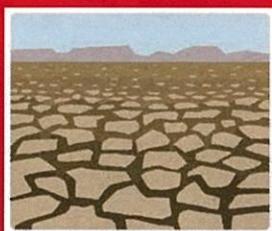
講演会 13:00～

テーマ：「気候変動の仕組みと暮らしへの影響」

講師：テレビ大阪気象キャスター  
気象予報士・防災士 **堀 奈津子 氏**

気候変動の解説をはじめ、防災や農業に及ぼす影響についてお話しいただきます。  
私たちの暮らしはどうなるのか、私たちにできることはなにか、お話を聞きながら考えてみましょう。

着物リメイクファッションショー	10:30～	眠っていた貴重な着物が艶やかな「洋服」にチェンジ！ 素敵な着物リメイクファッションを紹介
グリーンカーテンフォトコンテスト表彰	11:30～	この夏、みなさんが取組んだグリーンカーテン 最優秀賞は誰の手に！
抽選会	14:30～	あってよかった…防災グッズや環境グッズをゲットしよう！
展示・出展	10:30～	・環境団体の活動展示→身近な環境を知ろう ・地元の野菜販売→地産地消を実行 ・環境工作教室→再利用、再使用を学ぼう



### 文化パーク城陽へのご案内

2018  
**11.11 SUN 10:30 - 15:30**  
**文化パーク城陽(市民プラザ)**

- 主催：城陽市／城陽環境パートナーシップ会議
- 問い合わせ先：城陽環境パートナーシップ会議事務局(城陽市環境課)  
TEL0774-56-4061/FAX0774-56-3999



リサイクル

着物リメイクファッションショー

アトリエ「布日和」さんによる  
素敵なファッションショーです。



エコ・ポート長谷山

リサイクルガラスを使ったミニリースにアクリル  
絵の具で模様を描きます。世界にひとつし  
かないオリジナルリースを作りませんか(数に  
限りがあります。工作費用は無料)。工房  
作品展示や販売もあります。



NPO やましろ里山の会

松ぼっくりを使ったクリスマスミ  
ツリーを作りませんか。  
1個 100円でオリジナルツリー  
ができます。



学ぶ

講演

講師：堀 奈津子 氏

テーマ：気候変動の仕組みと暮らしへの影響



堀 奈津子さんをご紹介します!

兵庫県のネギ農家に生まれる。関西大学社会学部マス・コミ  
ュニケーション学専攻卒業。台風や大雨により度々実家の農  
作物が被害を受け、天気に興味を持つ。2010年10月気象予  
報士試験に合格、2012年4月ケーブルテレビ番組「8時です!  
生放送!!」を担当、同年7月、日東電工(株)を退職し気象キャ  
スターに転身。同年10月からはテレビ大阪の気象コーナーを担  
当し、現在は「やさしいニュース」に出演中。

団体展示(貴重な資料があります)

城陽市観光協会(梅の郷青谷づくり)  
木津川管内河川レンジャー  
NPO やましろ里山の会  
城陽生きもの調査隊  
城陽環境パートナーシップ会議



取り組み

グリーンカーテンフォトコンテスト表彰

みなさんからご応募いただきました作品の中から  
選ばれた入賞作品を展示します!



12時から  
抽選券を配布  
します

楽しむ

抽選会

賞品はあってよかった防災グッズ、  
環境グッズです。何が当たるかな...



城陽旬菜市

- ・地元の旬の野菜
- ・加工品
- ・美味しいおこわなど  
販売します。



喫茶

コーヒー(100円)、お菓子・クッキー(100円)  
城陽産菜種油(800円)

★わたあめ無料配布もあります!  
※材料がなくなり次第終了





官公署など

参加者募集

木津川流域クリーン大作戦
～みんなの手で、郷土の川を美しく～

日時 2月11日(祝) 9:00(受付8:40～9:00)～10:30
場所 山城大橋右岸、木津川河川敷運動広場、城陽市桜堤
対象 団体、個人 ※中学生以下は保護者同伴
持ち物 尖ばさみ、手袋
住所、氏名、電話番号、参加する場所、人数を明記し、淀川管内河川レンジャー事務局・上流域流域センター [☎075(611)2246, Fax075(611)2271] へファクス

出張がん個別相談会

「がんと診断されて頭が真っ白!」誰かに話を聞いてもらいたい! など、がんに関わるさまざまな相談に、保健師または看護師が応じます。
日時 2月13日(火)、3月13日(火) 13:00～15:30
場所 山城北保健所
費用 無料 各開催日の前日16:00までに、京都府

がん総合相談支援センター [☎0120(078)394] へ電話
【府がん総合相談支援センターでも相談を実施】
(電話・対面相談)
日時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00・13:00～16:00

難病相談(膠原病)

日時 2月14日(水)13:00～15:30
場所 山城北保健所総務分室
内容 京都第一赤十字病院 リウマチ内科部長 福田 互氏による個別相談と指導・助言
対象 膠原病(全身性エリテマトーデス、慢性関節リウマチ、強皮症、多発性筋炎など)およびその疑いがある人やその家族
定員 先着6人
費用 無料 各開催日の前日16:00までに、京都府

ものづくり企業説明会

宇治市、城陽市、久御山町、宇治田原町に所在する、ものづくり企業(製造業)のうち、主に正社員の未経験者を募集する20社の企業説明会を開催します。
日時 2月15日(木)13:00(受付12:30)～15:30
場所 京都テルサ ※申込

不要・無料 各ハローワーク 宇治☎(20)8619

【公社】城陽市シルバー人材センター (鴻の巣会館内) 【合同入会説明会】

女性会員も活躍中!

日時 2月16日(金)13:30から(2時間程度)
対象 市内在住の60歳以上の人
住所、氏名、電話番号、参加する場所、人数を明記し、淀川管内河川レンジャー事務局・上流域流域センター [☎075(611)2246, Fax075(611)2271] へファクス

視覚障がい者交流のつどい

日時 2月28日(水)10:30～15:00
場所 南部アイセンター
対象 市内在住・在勤の目が見えない・見えにくい人やその家族
内容 補装具などの説明、ボランティアによる朗読
申込不要・無料 各開催日の前日16:00までに、京都府

ひとり親家庭を励ます知事と新入学児童などのつどい

日時 3月4日(日)10:30～14:30
場所 京都テルサ
内容 レクリエーション、記念品贈呈(当日欠席者はなし)
その他 希望者多数の場合抽選。昼食あり
日時 2月9日(金)までに、ハガキに「新入学児童のつどい参

加希望」、住所、電話番号、保護者氏名、新入学児童と同行する兄弟姉妹の氏名・フリガナ・生年月日・性別、最寄り駅、人数を明記し、〒604-0874京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375府立総合社会福祉会館内(母子家庭)府母子寡婦福祉連合会・(父子家庭)府民生児童委員協議会へ郵送 山城北保健所☎(21)2102

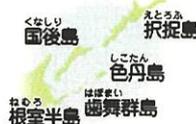
城南勤労者福祉会館 ☎(46)0688

- ①親子クッキング教室
日時 3月3日(土)10:00～13:00
定員 先着8組
費用 1,500円
②レッツ・クック教室(男性対象)
日時 3月15日(木)13:30～16:30
定員 先着16人
費用 1,500円
①②いずれも

対象 府内在住・在勤の人
各講座の開講日の1カ月前から、費用を持参

2月7日は「北方領土の日」

北方領土問題の早期解決に向けて、理解と認識を深めましょう。



【独】北方領土問題対策協会 ☎03(3843)3630

次号の「広報じょうよう」1面特集は「青谷梅林梅まつり」を予定しています。

伝言板

<募集>健康体操(自彊術) 毎週火曜日10:00～11:30
みどり集会所 井垣☎(44)7367
ウクレレサークル 第1・第2・第3木曜日13:00～15:00 ※楽譜の読めない人も歓迎
東部コミセン 荒木☎090(4304)5989 ※午前中
<お誘い>城陽俳句連合会 2月24日(土)10:30～15:00
うめまつり会場→句会場(中村会館) 向井☎(52)8547



【下記の祝日はコミセンを開館します】

2月11日(建国記念の日) 各市民活動支援課☎(56)4046

Table with 2 columns: 青谷コミセン (53) 8273, 北部コミセン (55) 1001, 卓球教室, みんなであそぼ, やさしい在宅介護教室, ストレッチ体操教室, みんなであそぼ, みんなであそぼ, 大人の卓球, 大人のための朗読会, 卓球大会, カラオケ教室

Table with 2 columns: 寺田コミセン (55) 0010, 文化教養講座, 第54回うたごえ喫茶, 室内筋力トレーニング教室, ほっとシアター, 健康体験教室, 文学歴史教室, ボーセラーツ教室, 今池コミセン (56) 0525, 親子ふれあい広場, 図書室講演会, チャレンジ塾, 体力向上教室

休日急病診療所☎(55)1112 場所 保健センター西側部分(歯科は宇治市休日急病診療所☎(39)9430)
受付時間 9:50～11:30・13:00～16:30 ※日曜日・祝日のみ

インフルエンザの予防は、手洗い・うがいの励行で!

## 地域説明会

参加費無料

# 木津川は

# どんな川

「やましり里山の会」では、木津川に関する調査観察に20年間取り組んでまいりました。各種冊子にまとめたその成果を展示いたしますので、どうぞお気軽にお越しください。皆様に、木津川を身近に感じていただければ、と思います。

2.12 (月) 10:00

第1日

### 「河川清掃活動」

宇治南コミュニティセンター

解説 山田信人 仁枝洋 居原田晃司

2.18 (日) 10:00

第2日

### 「三川合流施設と流れ橋」

八幡市文化センター

解説 竹門康弘 金田徹

2.24 (土) 10:00

第3日

### 「新橋設置と 堤公園の維持管理」

城陽市北部コミュニティセンター

解説 深田三朗 奥田奈々美 須川恒

3.3 (土) 10:00

第4日

### 「魚取りなどと川活用」

京田辺府営住宅地 第二集会所

解説 播川司 中西佳代 湯川幸子

3.18 (日) 10:00

第5日

### 「木津川の歴史と教育舟運」

木津川市アスパア

解説 福井波恵 中津川敬郎 村上ゆい

### 展示内容

木津川読本より 水質 魚 植物 石 等

山城の歴史より 舟運 等

河川レンジャーより 21号台風の影響 等

やましり里山の会より 里山の生物

カスミサンショウウオ 等

閲覧展示：木津川はなごよみ、木津川の草花、京都府植物誌目録ノート、木津川成育植物標本写真集、木津川植物花の写真集、里山農園の自然、竹蛇籠製作記録、木津川と山城のあゆみ、木津川はどんな川、会誌「里山の自然」43号、里山の会週間ニュース700号 他

★ 各会場ともガイドによる解説を、2時から約1時間します

後援 城陽市

この事業は京都府地域力再生交付金を受託しています

主催 NPO法人 やましり里山の会

京田辺市田辺深田15

0774-64-4183

# 木津川はどんな川

地域説明会

開催場所



## 2.12 (月)

宇治南コミュニティセンター  
所在地：宇治市大久保町上ノ山 42-3  
電話：0774-39-9185

## 2.18 (日)

八幡市文化センター  
所在地：八幡市八幡高畑 5-3  
電話：075-971-2111

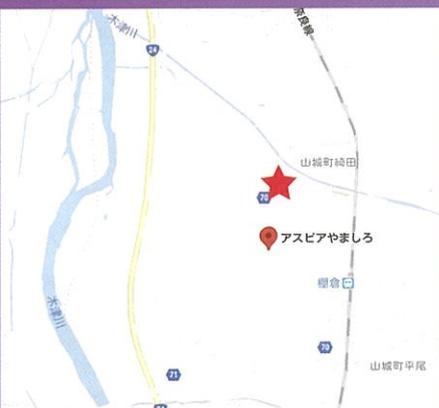


## 2.24 (土)

城陽市北部コミュニティセンター  
所在地：城陽市平川広田 67  
電話：0774-55-1001

## 3.3 (土)

京田辺府営住宅地  
第二集会所  
所在地：京田辺市河原東久保田



## 3.18 (日)

アスピアやましろ (山城総合文化センター)  
所在地：木津川市山城町平尾前田 24  
電話：0774-86-5851

チェックリスト No. 20～22資料

○城陽市立市民運動広場の設置及び管理に関する条例

昭和51年6月25日

条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、城陽市立市民運動広場(以下「運動広場」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市民のスポーツ、レクリエーション活動を保障するために、次に掲げる運動広場を設置する。

名称	所在地
木津川河川敷運動広場	城陽市水主下外島23番地の1地先
市民テニスコート	城陽市平川広田67番地

(使用期間等)

第2条の2 運動広場の使用期間及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、第8条第2項の規定により教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て変更することができる。

区分	使用期間	使用時間
木津川河川敷運動広場	通年	午前6時から午後7時まで
市民テニスコート	1月4日から12月28日まで(月曜日及び <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)</u> に規定する休日を除く。)	午前9時から午後10時まで

(使用の許可)

第3条 運動広場を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、公益の維持管理上の必要及び施設保全に支障があると認められるときは、使用を許可しないことができる。

(使用)

第4条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、指定管理者が指示した事項を遵守しなければならない。

(使用料)

第5条 使用者は、使用許可の際に、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 指定管理者は、規則で定めるところにより使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第6条 既に納入した使用料は還付しない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第7条 運動広場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手続)

第8条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の別に定める書類を添付して教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により申請したもののうち、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを指定管理者の候補者として選定し、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経た上で、指定管理者として指定する。

(1) 市民の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、運動広場の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った運動広場の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる基準のすべてを満たすものを指定管理者の候補者として選定することができる。

- (1) [第1項](#)の規定による申請がなかつたとき又は[前項各号](#)の基準に適合するものがなかつたとき。
  - (2) [法第244条の2第11項](#)の規定により指定を取り消した場合であつて、[前2項](#)の規定による手続をとる暇がないとき。
  - (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。
- 4 [前3項](#)に定めるもののほか、指定管理者の指定の手続等は別に定めるところによる。

(指定管理者の業務の範囲)

第9条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるところによる。

- (1) 運動広場の使用許可等に関する業務
- (2) 運動広場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務  
(個人情報の保護及び秘密を守る義務)

第10条 指定管理者は、運動広場の管理を通して取得した個人情報を保護するために、[個人情報保護に関する法律\(平成15年法律第57号\)](#)、[城陽市個人情報保護条例\(平成16年城陽市条例第32号\)](#)等に基づき、個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者は、運動広場の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は[法第244条の2第11項](#)の規定により指定を取り消された後においても、同様とする。

(委任)

第11条 [この条例](#)の施行に関し、必要な事項は教育委員会が規則で定める。

附 則

[この条例](#)は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年3月26日条例第6号)

この条例は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則(昭和60年12月28日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年4月1日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年7月15日条例第16号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

附 則(平成7年7月1日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年(2000年)9月29日条例第37号)

この条例は、平成12年(2000年)11月1日から施行する。

附 則(平成17年(2005年)11月10日条例第21号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第5条から第10条までの改正規定、第12条の改正規定、第13条の改正規定、第16条の改正規定及び第17条を第20条とし、第16条の次に3条を加える改正規定(第17条を第20条とする部分及び第17条を加える部分を除く。)、第2条中第1条の改正規定、第3条から第6条までの改正規定、第6条第3項及び第4項を削る改正規定、第7条の改正規定、第8条の改正規定、第9条を第12条とし、第8条の次に3条を加える改正規定(第9条を第12条とする部分及び第9条を加える部分を除く。)及び別表の改正規定、第3条中第2条の改正規定、第2条の次に1条を加える改正規定、第3条から第7条までの改正規定、第8条を第11条とし、第7条の次に3条を加える改正規定(第8条を第11条とする部分及び第8条を加える部分を除く。)及び別表の改正規定、第4条中第1条の改正規定、第4条から第7条までの改正規定及び第8条を第11条とし、第7条の次に3条を加える改正規定(第8条を第11条とする部分及び第8条を加える部分を除く。)、第5条中第1条の改正規定、第11条を第15条とし、同条の前に4条を加える改正規定(第11条を第15条とする部分及び第12条を加える部分を除く。)、第10条を削り、第9条を第10条とする改正規定、第8条の改正規定、第8条を第9条とする改正規定、第7条を第8条とする改正規定、第6条の改正規定、第6条を第7条とする改正規定、第5条の改正規定、第5条を第6条とする改正規定、第4条の改正規定、第4条を第5条とする改正規定及び第3条を第4条とし、第2条の次に1条を加える改正規定、第6条中第1条の次に1条を加える改正規定、第2条の改正規定、第3条の改正規定、第3条に1項を加える改正規定、第4条の改正規定、第7条の改正規

定、第8条を第11条とし、第7条の次に3条を加える改正規定(第8条を第11条とする部分及び第8条を加える部分を除く。)、別表の改正規定及び同表を別表第1とし、同表の次に1表を加える改正規定、第7条中第2条の次に1条を加える改正規定、第3条から第5条までの改正規定、第5条に2項を加える改正規定、第6条の改正規定、第9条の改正規定、第10条を第13条とし、第9条の次に3条を加える改正規定(第10条を第13条とする部分及び第10条を加える部分を除く。)、別表の改正規定及び別表第1の次に1表を加える改正規定、第8条中目次の改正規定、第4条の次に2条を加える改正規定、第5条から第9条までの改正規定、第11条の改正規定、第12条の改正規定、第12条の次に1条を加える改正規定、第13条の改正規定、第16条の改正規定及び第16条の次に3条を加える改正規定(第16条の2を加える部分を除く。)、第9条中第4条から第6条までの改正規定、第8条を第11条とし、同条の前に1条を加える改正規定(第8条を第11条とする部分を除く。)、第7条の改正規定及び第6条の次に2条を加える改正規定(第7条を加える部分を除く。)、第10条中第1条の改正規定、第4条から第6条までの改正規定及び第7条を第10条とし、第6条の次に3条を加える改正規定(第7条を第10条とする部分及び第7条を加える部分を除く。)、第11条中第2条の次に1条を加える改正規定、第3条から第5条までの改正規定、第5条第2項ただし書を削る改正規定、第5条に2項を加える改正規定、第6条の改正規定、第8条の改正規定、第9条を第12条とし、第8条の次に3条を加える改正規定(第9条を第12条とする部分及び第9条を加える部分を除く。)、別表の改正規定及び別表第1の次に1表を加える改正規定、第12条中第2条の改正規定、第6条から第12条までの改正規定及び第13条を第16条とし、第12条の次に3条を加える改正規定(第13条を第16条とする部分及び第13条を加える部分を除く。)、附則第3項及び附則第4項の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成17年11月規則第37号で、同18年4月1日から施行)

別表(第5条関係)

区分		使用単位	単位時間	運動施設使用料	照明設備使用料
木津川河川敷運動広場	テニスコート	1面	1時間	100円	
	野球場	1面	1時間	300円	
市民テニスコート		1面	1時間	1,000円	300円

(趣旨)

第1条 この規則は、城陽市立市民運動広場の設置及び管理に関する条例(昭和51年城陽市条例第22号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 運動広場の使用の許可を受けようとする者は、別に定める使用許可手続により指定管理者に申請し、条例第5条の規定により使用料を納付しなければならない。

2 指定管理者は、運動広場の使用を許可したときは、別に定める使用許可書を交付するものとする。

3 使用の申請は、次の各号に定める期間内とする。ただし、教育長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 宿泊施設アイリスイン城陽及び宿泊施設プラムイン城陽の宿泊使用者  
使用しようとする日の2箇月前から使用する日まで

(2) 市民(市内に在住する者又は市内に通学若しくは勤務する者をいう。)で前号以外のもの  
使用しようとする日の1箇月前から使用する日まで

(3) 前2号以外の者  
使用しようとする日の21日前から使用する日まで

4 前項の規定にかかわらず、午後9時から午後10時までの使用の申請の期間は、使用しようとする日の7日前までとする。

5 使用者が使用できなくなつたときは、速やかに、別に定める使用取消手続により指定管理者に届け出しなければならない。

(使用の禁止及び制限についての掲示)

第3条 運動広場の使用を禁止し、又は制限するときは、その区域、期間、理由その他指定管理者が必要と認める事項を当該施設に掲示するものとする。

(行為の禁止)

第4条 運動広場においては、次の行為をしてはならない。

(1) 土地の形質を変更すること。

(2) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(3) 立入禁止区域に立ち入ること。

(4) 指定された場所以外へ車両を乗入れ、又は駐車すること。

(5) 運動広場をその用途外に使用すること。

(6) 前各号のほか、運動広場の使用及び管理に支障のある行為をすること。

2 前項第5号に規定する場合において、公用又は公共の用に供するとき、その他特別の理由があると教育長が認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用料を減免することができる。

(1) 市及び市教育委員会が行う事業 免除

(2) 市内にある学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(市立幼稚園を除く。)及び学校(市立の小学校及び中学校を除く。)による教育活動並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所(市立保育所を除く。)による保育活動 免除

(3) 社会教育関係団体が、その目的達成のため催す事業 運動施設使用料の3割を軽減

(4) 自治会が、自治会活動の推進を図るため主催する事業 運動施設使用料の3割を軽減

(5) 市又は市教育委員会が後援する事業 運動施設使用料の3割を軽減

(6) 前各号に定めるもののほか、指定管理者が必要と認めた事業

2 前項の使用料の減免を受けようとする者は、別に定める使用料減免手続により指定管理者に申請しなければならない。

(使用料の還付)

第6条 使用料の還付は、次の各号に掲げる場合とし、その額は当該各号に定める額とする。

(1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなつた場合 全額

(2) 使用日の7日前までに使用許可の取消しの届出があつた場合 運動施設使用料の5割及び照明設備使用料の全額

- 2 使用料の還付を受けようとする者は、使用しないことが確定した日から1箇月以内に別に定める使用料還付手続により指定管理者に申請しなければならない。  
(損害賠償)
- 第7条 当該施設又はこれに付随する物件を故意又は過失によつて滅失し、又はき損させた者は、その行為によつて生じた損害を賠償しなければならない。  
(指定の申請等)
- 第8条 [条例第8条第1項](#)に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会が定める期間内に、別に定める申請書により申請しなければならない。
- 2 教育委員会は、[条例第8条第2項](#)の規定による選定を行つたときは、申請を行つたものに対し、速やかにその結果を通知するものとする。  
(協定)
- 第9条 指定管理者は、教育委員会と次に掲げる事項について運動広場の管理に関する協定を締結しなければならない。
- (1) [条例](#)及び[この規則](#)の規定により、指定管理者の権限とされた事項その他の運動広場の管理に係る業務の内容に関する事項
- (2) 市が支払う運動広場の管理に要する費用に関する事項
- (3) 運動広場の管理において取り扱う個人情報の適切な管理のために必要な措置に関する事項
- (4) 運動広場の管理において知り得た秘密の保持のために必要な措置に関する事項
- (5) 運動広場の管理により保有することとなる情報の公開のために必要な措置に関する事項
- (6) その他教育委員会が必要と認める事項  
(事業報告書)
- 第10条 指定管理者は、法第244条の2第7項の事業報告書を、毎年度終了後から50日以内(同条第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日の翌日から起算して50日以内)に、教育委員会に提出しなければならない。
- 2 [前項](#)の事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 管理経費の収支状況
- (3) その他教育委員会が定める事項
- 3 教育委員会は、[第1項](#)の事業報告書の提出があつたときは、これを議会に報告するものとする。  
(指定の取消し等)
- 第11条 教育委員会は、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずるときは、別に定める通知書又は命令書により、行わなければならない。  
(委任)
- 第12条 [この規則](#)に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。
- 附 則
- [この規則](#)は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成8年4月1日教委規則第1号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成12年(2000年)11月1日教委規則第9号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成16年(2004年)7月30日教委規則第3号)
- (施行期日等)
- 1 この規則は、平成16年(2004年)8月1日から施行する。
- 2 改正後の城陽市立市民運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、平成16年(2004年)10月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。
- 附 則(平成17年(2005年)11月10日教委規則第7号)
- この規則は、平成18年(2006年)4月1日から施行する。ただし、第7条の次に4条を加える改正規定(第8条及び第9条を加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成20年(2008年)4月1日教委規則第4号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成21年(2009年)4月1日教委規則第7号)
- この規則は、公布の日から施行する。

(目的)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園(以下「公園」という。)の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公園の設置、変更及び廃止)

第2条 市長は、公園の設置に際しては、その名称、位置及び区域並びに供用開始の期日を公告する。

2 市長は、公園の名称、位置若しくは区域を変更し、又は公園を廃止するに際しては、その公園の名称、位置及び変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を公告する。

(行為の禁止)

第3条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項又は第3項に規定する許可に係るものについてはこの限りでない。

- (1) 公園を損傷又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣、魚類を捕獲又は殺傷すること。
- (5) はり紙もしくははり札をし、広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車輛を乗り入れ、又は駐車すること。
- (8) 公園をその用途外に使用すること。
- (9) 前各号のほか、公園の利用および管理に支障のある行為をすること。

2 前項第8号に規定する場合において、公用又は公共の用に供するとき、その他特別の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(許可)

第4条 公園施設を独占して使用しようとする者及び次の各号に掲げる行為をしようとする者は、行為の目的・行為の期間・行為を行なう場所又は公園施設・行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出し、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商・募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行なうこと。
- (4) 競技会・集会・展示会・博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときも、当該事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(利用の禁止又は制限)

第5条 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合、又は公園に関する工事の為やむを得ないと認められる場合において、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止する為区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置もしくは管理又は占用の許可申請書の記載事項)

第6条 法第5条第1項に規定する条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
  - ア 設置の目的
  - イ 設置の期間
  - ウ 設置の場所
  - エ 公園施設の種類及び構造
  - オ 公園施設の管理の方法
  - カ 工事实施の方法
  - キ 工事の着手及び完了の時期
  - ク 公園の原状回復の方法
  - ケ その他市長が別に定める事項
- (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 管理しようとする公園施設
- イ 管理目的
- ウ 管理の期間
- エ 管理の方法
- オ その他市長が別に定める事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 変更事項
- イ 変更理由
- ウ その他市長が別に定める事項

2 法第6条第2項に規定する条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占有物件の管理の方法
- (2) 工事実施の方法
- (3) 工事着手及び完了の時期
- (4) 公園の原状回復の方法
- (5) その他市長が別に定める事項  
(軽易な変更事項)

第7条 法第6条第3項ただし書きに規定する条例で定める変更事項は、公園の保全または公衆の公園利用に影響のない軽微な改装で、市長が別に定めるところによる。

(監督処分)

第8条 市長は次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、又は行為の中止もしくは原状回復を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) 偽りその他不正手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じたとき
- (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき  
(工作物等を保管した場合の公示事項)

第9条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項  
(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第10条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、掲示場に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を城陽市公報に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、別に定める保管工作物等一覧簿を備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第11条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手續)

第12条 市長は、法第27条第6項の規定により保管した工作物等について、別に定める方法により売却するものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第13条 市長は、保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、別に定める受領書と引換えに返還するものとする。

(使用料)

第14条 法又はこの条例の規定による許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。

2 使用料の額は、別表に定める額とする。

3 使用料は、別に市長が定める期日までに市長の指示に従い納めなければならない。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(免除)

第15条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用料の全部又は一部を免除する。

(1) 公用又は公共の用に供するとき

(2) その他市長が特別の事由があると認めたとき

(罰則)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者には、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第3条に違反して同条各号に規定する行為をした者

(2) 第8条に規定する命令に違反した者

第17条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年12月16日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年6月25日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年3月25日条例第3号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年12月6日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年7月29日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年3月26日条例第6号)

この条例は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則(昭和59年4月2日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年4月1日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年4月1日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年4月1日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年4月1日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年(1998年)4月1日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年(2000年)3月31日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年(2000年)4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年(2001年)3月30日条例第9号)

この条例は、平成13年(2001年)4月1日から施行する。

附 則(平成17年(2005年)4月1日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年(2007年)12月28日条例第25号)

この条例は、平成20年(2008年)1月1日から施行する。

別表(第14条関係)

使用料

1 [法第5条第1項](#)の規定により公園施設を設ける場合又は管理する場合

公園の名称	使用料
各公園	別に市長が定める額

2 [法第6条第1項](#)の規定により公園を占用する場合

占用物件	単位	金額	摘要
電柱	1本につき1年	3,010円	支線及び支柱は、それぞれの柱類とみなす。
電話柱		1,700円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	1,080円	
公衆電話所	1個につき1年	2,630円	
PHS無線基地局	1個につき1年	1,315円	
線類	1mにつき1年	20円	占用物件に附属するものには、適用しない。
電力ケーブル、 電信電話ケーブル、 水道管、ガス管その他これらに類するもの	1mにつき1年	外径又は幅が0.1m未満のもの	210円
		外径又は幅が0.1m以上0.2m未満のもの	290円
		外径又は幅が0.2m以上0.4m未満のもの	570円
		外径又は幅が0.4m以上1.0m未満のもの	1,430円
		外径又は幅が1.0m以上のもの	2,150円
工事用施設、工事用材料置場	1m <sup>2</sup> につき1日	30円	
その他の占用	別に市長が定める額		

3 [第4条第1項各号](#)に掲げる行為をする場合

区分	使用料	
	単位	金額
行商その他これに類する行為	1人につき1日	400円
業として行う写真撮影	撮影機1台につき1日	1,000円
業として行う映画撮影	撮影機1台につき1日	6,500円
興行、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する行為	1m <sup>2</sup> につき1日	30円

チェックリスト No. 22資料




検索

English

한국어

文字サイズ

標準

拡大

ホーム

くらしのガイド

市の紹介

市政情報

入札・契約

[ホーム](#)
[くらしのガイド](#)
[教育](#)
[文化・スポーツ](#)
[文化・スポーツ](#)

## 木津川河川敷運動広場

[2006年7月28日] ID:1138

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



### 所在地

郵便番号610-0118  
京都府城陽市水主下外島23番地の1地先

### 利用時間

午前6時～午後7時

### 休場日

なし

### 車でのご来場の場合



車でのご来場の場合は、付近住民のご迷惑となりますので、住宅街には進入せず、必ず上図の矢印に従って通行してください。また、堤防上は通行できません。

進入路付近での路上駐車、および、堤防上への駐車もご遠慮願います。

なお、駐車スペースが限られておりますので、車でご来場の際は、できるだけ乗り合わせのご来場いただきますようご協力ください。

## 施設概要と使用料

野球場 4 面、クレーテニスコート 8 面

### 1 時間当たりの使用料一覧

施設	使用料 (円)
テニスコート (1 面)	施設使用料100
野球場 (1 面)	施設使用料300

## 利用手続

### 窓口予約

スポーツセンター事務所（市民体育館内）へ直接ご来館のうえ申し込んでください。城陽市内の団体は使用日の 1 カ月前から、城陽市外の団体は使用日の21日前から受付します。プラムイン城陽、アイリスイン城陽の宿泊利用者は使用日の 2 カ月前から予約することができます。

### インターネット予約

使用日の21日前（3週間前）から予約ができます。  
[城陽市公共施設予約サービスへ（別ウインドウで開く）](#)

## 使用の制限

次の場合は使用をお断りします。

- 許可された目的以外で使用する場合
- 施設の運営上支障があると認められる場合
- その他、職員の指示に従わない場合

## 問い合わせ・連絡先

〈スポーツセンター（市民体育館内）〉  
郵便番号610-0121  
京都府城陽市寺田奥山1  
TEL：0774(55)6222  
FAX：0774(55)6221

教育委員会事務局文化・スポーツ推進課  
スポーツ推進係

[> お知らせ](#)

[このサイトについて](#) [サイトマップ](#) [リンク集](#) [各課の窓口](#)

城陽市役所 〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノ口16・17 電話 0774-52-1111（代表） FAX 0774-56-3999

Copyright 2015 Joyo City. All rights reserved. 制作：京都芸術デザイン専門学校（別ウインドウで開く） 草野典世

[トップへ戻る](#)

## 【参考資料】河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

平成 27 年度  
木津川下流保全利用委員会

平成 27 年 12 月 16 日

- 河川管理者（増田） 結果的に累積した数字、1億4,500万円というのも当初から計画しているものじゃなくて、毎年ちょっとずつやっていたらこうなったので、誰も想定はしていなかったと思うんですけども、この実態の中で、ちょっとずらしたら、こんなに金はかからんけどどうかとか、そこら辺ちょっと、あればまたいろいろとご相談なり、ご協議なりをさせていただくというのは可能だと思います。
- 村上委員長 ほかにございますか。その問題はこれで終わったとして。
- 1つだけ気になるのは、チラシ等のところで、遊歩道が使われて観察教室がたびたび行われているのは非常に結構な話だと思うんですが、その参加人数とか、それに来た人は野球場を使っている人が来てるのかとか、その感想、それがどうやったとか、そういう内容についてもちょっと触れてほしいなど。せっかくやって、どのぐらいの人数が来て、どんな感想を持っているのかと、案内文だけじゃなしに、利用人数は何人とか、感想としてはこういうことになったとかいうふうな説明をしてもらおうと、ちょっとよくなると思うんです。そういうことは、住民に対しても意味があると思うんです。そういうことをしてほしい。
- ここは結構な話なんだけど、もう一步進めたらどうだろうという話です。
- ほかにございますか。
- 久保田委員 ヌートリアなどという指摘を私どもでしているみたいなんですけれども、ここはいるんですかね。
- 宗田委員 います、います。前回も聞いて、ヌートリアはいます、アライグマもいますというお答えだった。
- 久保田委員 あれ、こちらの場所でしたか。
- 宗田委員 そうそう。
- 村上委員長 これだけ広いので、絶対います。
- 宗田委員 いなくなってくればいいんですけど、まだいるでしょう、きっと。
- 村上委員長 ほかになければ、この案件は終わりにしまして、城陽市立木津川河川敷運動広場、よろしくをお願いします。
- 占用者（久御山町） ありがとうございます。

#### 2-4) 城陽市立木津川河川敷運動広場（城陽市）

- 司会（高橋） それでは、4件目の占用案件でございます。城陽市立木津川河川敷運動広場についてご審議いただきます。
- 簡単に施設の内容をご説明いたします。
- 事務局（峠） 92ページをご参照ください。
- 上に記載がございますが、占用目的ですが、運動広場となっております。場所につきましては、右岸側の8.8キロから9.6キロぐらいとなっております。
- 現在の利用状況でございますけれども、野球場が4面とテニスコートが8面、占用面積につきましては3.6万平米程度となっております。
- 地域の状況につきましては、96、97ページに平面図及び写真がございます。
- 94ページに、自然環境的状况という記載がございます、上から3つ目になります

けれども、新木津川橋の周辺は低水護岸が整備されています。上流は竹林、下流はヤナギの河畔林となっているという状況でございます。鳥類等なんですけれども、下から2つ目、オオヨシキリなどのヨシ類の群落に依存する鳥類が見られる状況というふうになってございます。

前回の審議のご意見が93ページにございます。3つほどご意見をいただいております。1つ目が、治水上の支障とならないように、災害復旧等で整地をする場合には碎石や土砂等を持ち込まないようにすること。2つ目が、木津川らしい川のダイナミズムや環境を学ぶことができる環境学習の場としての活用等を河川管理者と協力し検討・実施されたい。3つ目が、注意書きの看板等は占有者である城陽市として明記し掲示されたいということでご意見をいただいております。

簡単ですが、以上です。

○村上委員長 そしたら、占有者さん。

○占有者（城陽市） 城陽市の新井と申します。よろしく願いいたします。

前回審議の意見と対応というところで、その後の対応状況等をご説明させていただきます。

治水上の支障とならないように、災害復旧等で整地する場合には碎石や土砂等を持ち込まないようにすることということでございます。それで、現地視察いただいたときにも一部碎石等について説明させていただきましたが、極力持ち込まないようにということで対応してきております。それから、災害復旧時におきましては、河川管理者様とご協議させていただき、この委員会での結果も踏まえて、極力持ち込まない、最小限の形でやっていくというようなことで取り組みを進めてきております。

それから、木津川らしい川のダイナミズムや環境を学ぶことができる環境学習という、この環境を利用した形を河川管理者様と協力してやっていくようにという内容でございますが、市といたしましては、河川レンジャーさん、それからNPO法人やましる里山の会様、こういった団体に協力をいただいたり、あるいは市のほうの施設をご利用いただいたりというようなことで、木津川の自然を学習する機会を設けております。

先ほど他の団体様でありました参加者とか感想等は載せておりませんが、やった際にはアンケート、簡単な感想を書いていただくということで資料収集はできております。きょうは残念ながら持ってきておりませんが、必要であればお出しすることはできます。

それから、城陽環境パートナーシップ会議という市の環境課のほうと一緒にやっておるところがございまして、木津川、あるいは近隣の古川とかいうところで市民と一緒に自然観察会などを進めておるところと連絡調整したりしております。

それから、注意書きの看板に、占有者である城陽市としての明記をというご意見をいただいております。市のほうは、先ほどからも出ておりますが、指定管理者制度を利用いたしまして、城陽市民余暇活動センターというところに委託しております。市のほうの名前を書くということについて管理者のほうと協議等をしておるんですが、市民に誤解を招くと。誤解といいますのは、何かあったときの連絡先がどこがいいのかというのが、いろいろ判断する場面が変わってきますので、管理者ということでやらせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

- 村上委員長 そしたら、どこからでも質問なりご意見を。
- 久保田委員 最後に、指定管理者さんの話でしたね。要するに、連絡先は指定管理者になっているという、そういう意味ですか。
- 占用者（城陽市） お申し込みとか、何かあったときのまず最初の連絡先というのが、市のほうじゃなしに、委託しております城陽市民余暇活動センターというところになりますので、施設の貸し出し等もそちらのほうに全てお願いしておるところがございいます。そういった状況で市のほうに電話してもらっても、対応できない部分がございますので、管理者ということで皆様一応認識していただいているところがございます。その辺も踏まえまして、従来どおりの対応でお願いしたいなというところがございます。
- 村上委員長 1番目のところ、取り組みを進めてきたという内容がさっぱりわからないので、例えば災害復旧等で整地する場合には土砂を外部から極力持ち込まないようにしているとか、そういうふうに具体的に答えてもらえませんか。
- 占用者（城陽市） 当然と言うと失礼な話になるんですが、持ち込まずにすることはできないという状況がございます。測量した結果を踏まえて、こういう形で復旧のほうを進めていきたいということでお話しさせていただく中で、そのときのやり方について、この委員会のご意見を踏まえた形でやっていくようにという話が出ているかと思えます。その辺を踏まえて、最小限の土の量でできるようにという形で整備をしてきていると。
- 村上委員長 だから、その方針を書いてください、具体的に。記載されてないので、どういう取り組みをしたか、さっぱりわからない。だから、そこは先ほど言葉で言われたから、その言葉をちゃんと明快に書いてくださいと、そういうことです。
- 占用者（城陽市） わかりました。
- 村上委員長 ほかに何かございますか。  
ここは、災害の起こり方とか、それについての記述はどこにされているんですか。
- 宗田委員 92ページの下に。
- 久保田委員 そこは特記事項で、平成25年……
- 村上委員長 これ、この前、特記事項を書くことにしましたかね。
- 占用者（城陽市） 別にも資料のご提出をさせていただいたんですが。メールでうまく送れなかったのかどうか、ちょっとそこは不明なのですが、資料としてはご提出させていただいております。平日いただきました資料にはついていませんので、口頭で説明させていただきましたら、平成2年9月と10月に台風、平成5年につきましては8月、平成6年9月、平成7年5月、平成9年7月、次に16年8月と9月、そして21年10月、24年が最も近年の分になりますが、台風18号と。26年8月に台風11号で冠水しておりますが、数年に……
- 河川管理者（松原） 154ページ。
- 占用者（城陽市） あっ、入っております。154ページにあるとおりでございます。失礼いたしました。  
数年に一度冠水はしておるんですが、大きな復旧というのは、やはり25年の台風の時になるかなと思っております。
- 宗田委員 ここに関しては、議事録にもありますけれども、以前、客土に関しては随分

議論したんですね。

○村上委員長 これは議論しましたね。だけど、全部に共通して出てきますね、やっぱり木津川では。だから、この問題はやっぱり割と共通的な問題として取り上げる必要があると思うんですよ。災害復旧に関するルールみたいなところと、それからその場合、どの程度起こったらどうかというのは、占有者が考えることですが、あんまりもったいないのでという話はやっぱり考えたほうがいいということは起こりますね。

○占有者（城陽市） こんなことを言わせてもらってよいのかどうかわかりませんが、先ほどから堤内への移設というお話が出てきておって、過去からずっといくと、1億からのお金がかかっているやないかというお話ですけども、ただ、これだけの広い面積を堤内地に求めていくということの難しさというものがやはり出てくるのではないかと。うちでもここと同じ意見ですと、これはつかっているのにどうなのというお話は確かにあります。ただ、やっぱりその辺の部分が非常に難しいので、今、不法工作地なんかもたくさん出てきている中で、そういうものが集約できれば、そちらに持っていききたいなという思いもあるんですけども、やっぱりなかなかそれもちょっと難しい話ですね。

○宗田委員 長年我が国の人口が増加してくる中で都市化が進んできましたと。だから、市街地に住宅が増える割に、運動施設の整備が遅れるという時代が続いていたわけですね。それは20年前からもう方向は完全に変わってしまっていて、人口減少の中、まち・ひと・しごと創生法というのが昨年施行されて、国土交通省のほうでも立地適正化計画をつくるようお願いしているわけです。御市でもご準備されたんだと思うんですが、その中で、20年後のこの運動施設がどうなるかという判断をされているかです。

人口予測はもう十分出ていると思いますし、少子化の影響もありますよね。にもかかわらず、この運動場をこれだけの経費をかけていつまで使っていくつもりなのかということ厳しく問われているという前提で今お話をしているわけです。

今まではなかった。それはそうでしょう。戦後70年間、都市化の影響でそういう問題が起こってきたことは我々もよく知っていますが、今そんな仕事をしているわけじゃないですね。国土が縮小していく中で、公共施設の適正化ということ国を挙げて検討しているわけじゃないですか。それでわざわざ今回も国の仕事としてこういうことに向かっているわけで、じゃあ、立地適正化をどうお考えですかというふうにすぐ切りかえて、運動施設20年後は一体何人のお子さんがいらっしゃる、スポーツクラブはどうなっているんだ、どのくらいの利用頻度のあるもとに今のことをおっしゃっているんだということになりますから、それから耕作放棄地のこともお話しになりましたし、それから空き屋率のこともそうでしょうし、小学校の統廃合ということもありますよね。だから、公共用地の余剰ということも重要な問題ですね。

その中で体育館をどう今後維持管理していくかということ、小学校の耐震化をどう進める中で、少子化にどう対応するかということもあるわけで、それをまじめに検討していただければ、ほかの公共施設と同じように、これをどう取り扱うかという整理されたご議論が出てくるんですね。

だから、今、既に市街化したところで広い土地をとるのは難しいという30年前だったらわかる話をもう一回繰り返されても、我々もこういう反応をするしかないわけです。

よ。

○占用者（城陽市） お話しいただいているところもあるかと思いますが、歴史的経過を見ますと、当該公園につきましては、昭和49年8月に占用の許可をいただいております。その後、人口増加という傾向にありまして、ピーク時は8万5,000というような人口に城陽市はなっております。現在8万人を切るような状況になっておりまして、ご指摘いただいているような全国的な状況と同じような自治体になっているかと思いません。

それで、堤内地のほうにグラウンド整備を求めてこなかったわけではないというところがございまして、昭和61年に、城陽市総合運動公園という部分がスポーツゾーンとして7ヘクタール完成しております。その後9ヘクタール、同じ場所でレクリエーションゾーンということでオープンしておるわけなんですけど、これらの施設につきましても、現在、お話の老朽化というところもあるんですけど、今の人口レベルでもかなりご利用が満員というような状況がございまして、河川敷のほうにつきましても、年間5万人ということでご利用をいただいております。いつお話しいただいているようなときが来るのかなというのは、我々としても考えていかなければいけないところだと思うんですけど、今現在は、やはり飽和状態というふうに思っておりますので、継続して利用させていただけるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○宗田委員 今返せと言っているわけでは決してない。返すことがふさわしいと思ひているわけではないんですね。

せっかくなので、城陽市さんのご事情を申し上げますと、山砂利採取場が昔から大問題。京都府立大なものですから申し上げますと、あそこに運動施設、自然公園施設をつくるという計画もあった。サッカーのワールドカップのときも、長年の、あれは第4次の京都府総合計画のときから話題になっていまして、それがっていう状況じゃないですか。そうすると、京都府のお立場——自然環境のほうなのでちょっと違うかとは思ひますけれども、私も4総の委員もしてましたし、その後の山城広域振興局の戦略会議の座長もしているものですから、そういう観点からすると、この城陽市さんを含む山城地域の運動施設がどうあるかということは、広い範囲で考えるべき。中途半端に終わっているところもありますし、山砂利採取場の跡地に関しても、もっと府としてもちゃんと整備していくべきだと思いますし、その中で、広い運動施設がもうちゃんとできていけば、こういうご苦勞をおかけすることもなかったということも含めて言ってますので、城陽市だけを責めているわけではないです。

今、当面必要だということもよくわかってます。

○村上委員長 少し展望を持った話をしないといかんということですね。

○久保田委員 市役所さんも環境の部局がちゃんとあつて、それでこういった民間の環境に関する活動をする団体さんと協力し合っているということは非常にいいと思ひますので、この調子で、川というのはやっぱり環境とか防災とか、それこそまちを考えるのに非常に重要な要素だと思いますので、ここで利用されているスポーツの方たちにも、そういうものがずっと浸透していくようにこれからも努めていただけたらと思ひます。

○占用者（城陽市） 河川レンジャーさんがごみを集める取り組みをされているときに、利用されている方にもお声かけをさせていただいて、きょうはこういうふうになってま

すので、一緒にしていただけますかというようなことで、ちょっと写真のほうもつけさせていただいておりますが、ご協力いただいて、やっていただいたりしておるところでございます。

- 村上委員長 一応努力されていると思いますよ。できたら、看板の設置とか、そういうものも少しずつでもやっていただけたらいいと思います。
- 久保田委員 そうなんですね。言い忘れてました。看板が何かお堅くて、ここでいい環境があるんだというイメージを湧かせるものがないんですね。何かお堅くて、これをしてはいけませんみたいな感じなので、ここはこういうすばらしいところですよという、そういうアピールをしてほしいなと思います。
- 宗田委員 看板は八幡市のやつがよかったです。
- 占用者（城陽市） 参考にさせていただきます。
- 村上委員長 それでは、この件はこれでよろしいですね。  
それでは、これで終わります。

## 2-5) 田辺木津川運動公園（京田辺市）

- 村上委員長 そしたら、5番目の田辺木津川運動公園、京田辺市、よろしく願います。
- 司会（高橋） それでは、5番目の案件、田辺木津川運動公園につきまして、事務局より簡単にご説明させていただきます。
- 事務局（峠） それでは、180ページをご参照ください。田辺木津川運動公園でございます。

占用目的は都市公園としておりまして、場所につきましては、左岸側の11.2キロ付近となっております。

現在の利用形態ですが、野球場が1面、ソフトボール場が2面、テニスコート4面。それから、毎年10月に京田辺市さん主催のマラソン大会の運営拠点として利用されているということでございます。

占用面積につきましては、2万7,000平米となっております、利用者ですが、平成26年度は約4万1,000人ということでございます。

地域の場所と風景の写真等でございますが、185ページに記載のとおりでございます。

それから、地域の状況ということですが、183ページにございまして、占用地及び周辺の自然環境ということですが、上から2つ目、水際は自然河岸で、上流部分の前面に大規模な中洲が形成されています。中洲には大規模な河原裸地があります。それから、下流部分の前面にも大規模な砂洲がありまして、大規模な河原裸地、ツルヨシ、ヤナギなどが見られるような環境となっております。

前回の審議のご意見等ですが、182ページの真ん中辺にございます。ご意見は2ついただいております、1つ目、駐車場の適正化に引き続き努められたい。2つ目、河川環境や防災に関する学習の場としての利用など、河川敷の特性を活かした多目的な利用について、河川レンジャー・NPO等各種団体と連携して進められたい。また、その

## ■過年度審議結果のレビュー

## 平成19年 委員会

- ✓ 広大な面積をグラウンド、駐車場として利用している
- ⇒ 年間4万7千人前後の、非常に多くの利用者が訪れている
- ✓ 特に駐車場の利用について、占用範囲外の利用実態について把握し、必要台数や維持管理のあり方について河川管理者と協議し、次回更新時に新たに申請すること
- ⇒ 駐車場申請に向け、門扉の設置や鍵の管理方針等について河川管理者と協議中
- ✓ 人と川とのつながりを重視し、施設の利用と管理にあたること。竹林など水際の自然環境を保全し、共存する方針を検討されたい
- ✓ 河川環境について考えるイベントや広報活動は、引き続き取り組まれたい

## 平成21年 委員会

- ✓ 車利用を減らす取り組みを実施されたい。車利用に関するガイドラインの作成なども検討されたい
- ⇒ ピーク時に150台程度の利用があるが、125台のスペースを確保し、乗り合いによる台数削減を推進した。併せて、不正利用者排除のため車止めを設置した(過年度指摘への対応)
- ⇒ 川らしい利用に向け、スポーツ施設としての機能拡充より、河川空間の自然を残したグラウンド整備に心がけている
- ⇒ 水際の自然環境保全のため、占用範囲外への進入を制限する看板を設置した
- ⇒ 河川の広場であることを活かし、自然観察会等のイベントを実施していきたい

## 平成24年 委員会

- ✓ 災害復旧の整地の際、碎石や土砂等を持ち込まないようにすること
- ✓ 環境学習の場としての活用を、河川管理者と協力して検討・実施されたい
- ⇒ レンジャー、やましろ里山の会、城陽環境パートナーシップ会議等と連携している
- ✓ 注意書きの看板等に、占用者である「城陽市」を明示されたい
- ⇒ 利用者に誤解を招かないよう、適切な表記に努めたい

32

## ■過年度審議結果のレビュー

## 平成25年 委員会

- ✓ 河川管理者と協議した「災害復旧時の具体的な方針」について明示されたい
- ✓ 占用期間は3年が妥当である

33

## 36.田辺木津川運動公園

記入者：京田辺市 建設部 施設管理課

緑のまちづくり室長 井上 哲也

ランク：A

番号	36. 田辺木津川運動公園	占用目的	都市公園	許可受者	京田辺市	場所	左岸 11.2k+15m～ 11.6k+15m
----	---------------	------	------	------	------	----	----------------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真		近鉄橋梁より 上流側  近鉄橋梁より 上流側  平成 30 年 11 月撮影 ---: 占用区域
現在の 利用形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>野球場 1 面、ソフトボール場 2 面 (競技場)、テニスコート 4 面</li> <li>毎年 10 月に京田辺市主催のマラソン大会の運営拠点として利用している。</li> </ul>	都市計画 の有無	無し	
占用面積	27,007.39 m <sup>2</sup>	付帯施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動式便所 2 基</li> <li>バックネット (転倒式) 2 基</li> <li>サッカーゴール</li> <li>器具庫 2 基等</li> </ul>	
許可の経緯	<p>&lt;当初許可&gt; S49.12.1</p> <p>&lt;許可期限&gt; H32.3.31</p>	利用者数	平成 25 年度 43, 633 人	平成 26 年度 41, 404 人
堤内地・ 堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地		平成 27 年度 45, 743 人	
周辺の 土地利用の 状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤外地の占用地の上流側は、同占用地の草内木津川運動公園 (野球場 1 面他) となっている。また、占用地の下流側左岸堤防は、つつみ公園があり、遊具・植栽が整備された公園が隣接している。</li> <li>堤内地側は、一部、旧集落と農地が広がっており、その区域に隣接して、第 1 種低層住居専用地域 (低層住宅のための良好な住居の環境を保護するための地域) となっている。また、小学校が 1 校あり密集市街地を形成していて、その南には高校が 1 校ある。</li> <li>左岸側堤防には府道京都八幡木津自転車道 (サイクリングロード) が整備されている。</li> </ul>			
関連諸計画 における 占用地の 位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>京田辺市総合計画 (第 3 次) では、「本市を流れる木津川などの河川と、天井川切り下げに伴う緑道や公園・緑地を有機的に結び、都市と一体となった水と緑のネットワークづくりを進める。」と位置づけている。</li> <li>京田辺市都市計画マスタープラン (改訂版) では、「自然生態系の保全に努める中で、自然学習の場として活用するなど、自然とのふれあい空間をめざす。」と位置づけている。</li> <li>京田辺市緑の基本計画では、「緑の舞台づくり」としての位置づけがなされている。</li> <li>地域防災計画に位置づけられていない。</li> </ul>			
その他 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>本公園は、本市の人口の著しい増加による運動施設の不足の解消と、住民の健全なる精神を育成することを目的とし昭和 49 年 12 月 1 日付けで占用許可を受け、以後も占用の継続を行い現在に至っている。</li> <li>近年における占用地の冠水実績は平成 21 年 10 月 (台風 18 号)、平成 23 年 9 月 (台風 12 号)、平成 24 年 9 月 (台風 17 号)、平成 25 年 9 月 (台風 18 号)、平成 26 年 8 月 (台風 11 号)、平成 29 年 10 月 (台風 21 号) により冠水を被った。(※なお、(H29) 冠水後の復旧につきましては、緑のまちづくり室で仕訳 (グラウンドの整正および流木・ごみ等除去) し供用しております。)</li> </ul>			

番号	36. 田辺木津川運動公園	占用目的	都市公園	許可受者	京田辺市	場所	左岸 11.2k+15m～ 11.6k+15m
----	---------------	------	------	------	------	----	----------------------------

## 2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の必要性	<p><b>【現況占用の必要性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>京田辺市内の3公園に野球場5面(内ソフトボール場2面)がある。(うち堤内地1面)</li> <li>野球チーム26団体(スポーツ少年団含む)、ソフトボールチーム9団体、サッカーチーム3団体等が、NPO法人京田辺市社会体育協会に在籍している。</li> <li>既に整備されている堤内地のグラウンド施設のみでは需要を満足することは不可能であり、引き続き現状施設の維持並びに整備が必要である。</li> <li>京田辺市の公園の整備目標である10㎡/人に対して、現状は6.18㎡/人(平成30年3月末現在)と不足している状況である。</li> <li>本施設の利用に対する需要は高く、本市民等のスポーツ活動の場として欠かせない施設となっている。</li> </ul>
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>京田辺市が京田辺市教育委員会に事務委任を行い、指定管理者制度によりNPO法人京田辺市社会体育協会が貸出業務や日常管理を行っている。</li> <li>京田辺市都市公園条例、同施行規則、社会体育施設管理規則を定め、適正な管理を実施している。</li> </ul> <p><b>【管理内容について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園利用者に対しては、京田辺市都市公園条例第4条により、公園の損傷、汚損、竹木の伐採、植物の採取、土地の形質変更、鳥獣類の捕獲、殺傷等の行為を禁止し、罰則規定を定め適正な利用に努めるよう指導している。</li> <li>京田辺市社会体育施設管理規則第11条により、利用者に対し使用後の整備および清掃・原状回復、ゴミなどの各自持ち帰り等の遵守事項を定め指導している。</li> <li>毎日巡視を行い、早期に異常を発見し、適切な管理に努めている。</li> <li>施設の維持管理については、年3回の除草(芝刈り)、週1回～2回の清掃・月1回の施設点検を実施している。</li> <li>天気予報や水資源開発機構高山ダムの放流情報を基に、洪水が予想される場合は、移動式便所等の付帯施設を堤内地等に移動させる。また、河川増水時の事故を未然に防止するため、既設置看板により注意を促している。</li> <li>出水期の前に、河川の増水を想定した撤去訓練を年1回実施している。</li> </ul> <p><b>【駐車場の管理について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園駐車場の利用者に対し、京田辺市都市公園条例第4条の規定により、指定された場所以外への車両の乗り入れや駐車を禁止すると共に罰則規定を定め、適正な利用が行われるよう努めている。</li> <li>今後想定される河川増水時に、車両等が公園区域内に存置されることのないよう、適切な管理に努めます。</li> <li>公園施設(公園利用者駐車場を含む)の管理体制として、施設利用者のいない時は出入口部分を施錠し管理体制を強化すると共に、施設利用の際には、利用者から使用当日の責任者を定め適切に公園施設の使用に努めてもらうと共に、公園使用完了時に鍵の返却と報告書の提出を求め、報告書で異常が確認されれば、速やかに現地へ向かい処理を行うこととしている。</li> </ul>
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、野球場、ソフトボール場2面(競技場)、テニスコート4面の利用となっており、ソフトボール場2面(競技場)についてはサッカーやラクロス、アルティメット等も利用されている。</li> <li>平成26年度の年間利用者数は41,404人、土・日・祝の年間利用率は6割、年間平均利用率は3割である。</li> <li>毎年10月に京田辺市主催のマラソン大会の運営拠点として利用され、約700人が参加している。</li> <li>カヌーでつなぐ「琵琶湖・淀川流域圏」に発着場所の提供を行っている。</li> </ul>

ランク：A

番号	36. 田辺木津川運動公園	占用目的	都市公園	許可受者	京田辺市	場所	左岸 11.2k+15m～ 11.6k+15m
----	---------------	------	------	------	------	----	----------------------------

	前回審議の意見	前回審議意見の対応
前回審議の意見と対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発広報を実施する際には、希少種や外来種に関する説明等、市民の環境理解を進めるよう配慮されたい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者に対し、施設の使用点検報告書の裏に木津川の希少種等を掲載し、意識啓発を図っている。</li> </ul>
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>NPO 法人やましる里山の会により、木津川の清掃活動や市民文化祭等において、木津川の自然や保全の大切さ等、写真パネルなどを使って展示・広報していただいている。</li> <li>近年、NPO 法人京田辺市社会体育協会の協力を得て、スポーツ少年団等に呼びかけ、田辺・草内両公園の河川の美化活動を年2回実施している。</li> <li>また、河川レンジャーとも連携し、施設利用者である少年野球団等や地元企業のクリーン大作戦参加への呼びかけや、同協会の自主事業である川遊び教室の支援を実施し、環境啓発に努めている。</li> <li>大会等における駐車場の利用については、交通整理員を立て安全管理に努めるよう指導すると共に、利用者に対し、車の乗り合わせを徹底するよう指導している。</li> <li>施設利用者には、河川レンジャー等河川情報誌を提供している。</li> </ul>	
その他		

### 3. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>占有地は運動公園（都市公園）として整備されている。</li> <li>水際は自然河岸で、上流部分の前面に大規模な中洲が形成されている。</li> <li>中洲には大規模な河原裸地がある。</li> <li>下流部分の前面にも大規模な砂州があり、大規模な河原裸地、ツルヨシ、ヤナギなどが見られる。</li> <li>上流はマダケの植林、下流は茶畑、マダケの植林などである。</li> <li>堤防天端は自転車道として整備されている。</li> <li>背後地はほとんどが農地である。</li> <li>下流部の堤防天端付近にはつつみ公園が整備されている。</li> </ul>	
自然環境上重要な場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>占用地周辺の高水敷は茶畑として利用されるなど比較的人為的影響の大きい環境となっている。占用地側の水際は河岸斜面に植生があるが面積も小さい。一方、対岸の砂州は面積も大きく多様な環境が維持されているため、周辺では重要な生物生息地となっていると考えられる。</li> <li>堤防においても貴重な植生が確認されている。(20年度現地視察でNPO確認)</li> <li>重要な種として鳥類ではオオヨシキリなどが確認されている。</li> </ul>	
水際 の 状況	水域までの距離	<ul style="list-style-type: none"> <li>水域までの距離：30～200m</li> <li>全体に河岸は自然河岸である。</li> <li>植生が密生しているため容易にアクセスできない。</li> <li>高水敷の端部には柵が設置されている。</li> </ul>
	水面との高低差	<ul style="list-style-type: none"> <li>約4m</li> </ul>
環境面から見た望ましい利用方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>砂州部の環境が重要と考えられることから、特に、春～秋にかけての生物の繁殖期には生物の忌避行動につながるような行為（多くの人が集まる、大きな音が出るなど）は避ける必要がある。</li> <li>環境啓発看板を設置し、利用者には周辺の貴重な環境を周知し、占用地及び周辺での利用のあり方や環境保全への意識向上を図る。</li> <li>環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。</li> <li>利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。</li> </ul>	

ランク：A

番号	36. 田辺木津川運動公園	占用目的	都市公園	許可受者	京田辺市	場所	左岸 11.2k+15m～ 11.6k+15m
----	---------------	------	------	------	------	----	----------------------------

**4. 占用許可期間の更新についての意見**

(委員会作成)

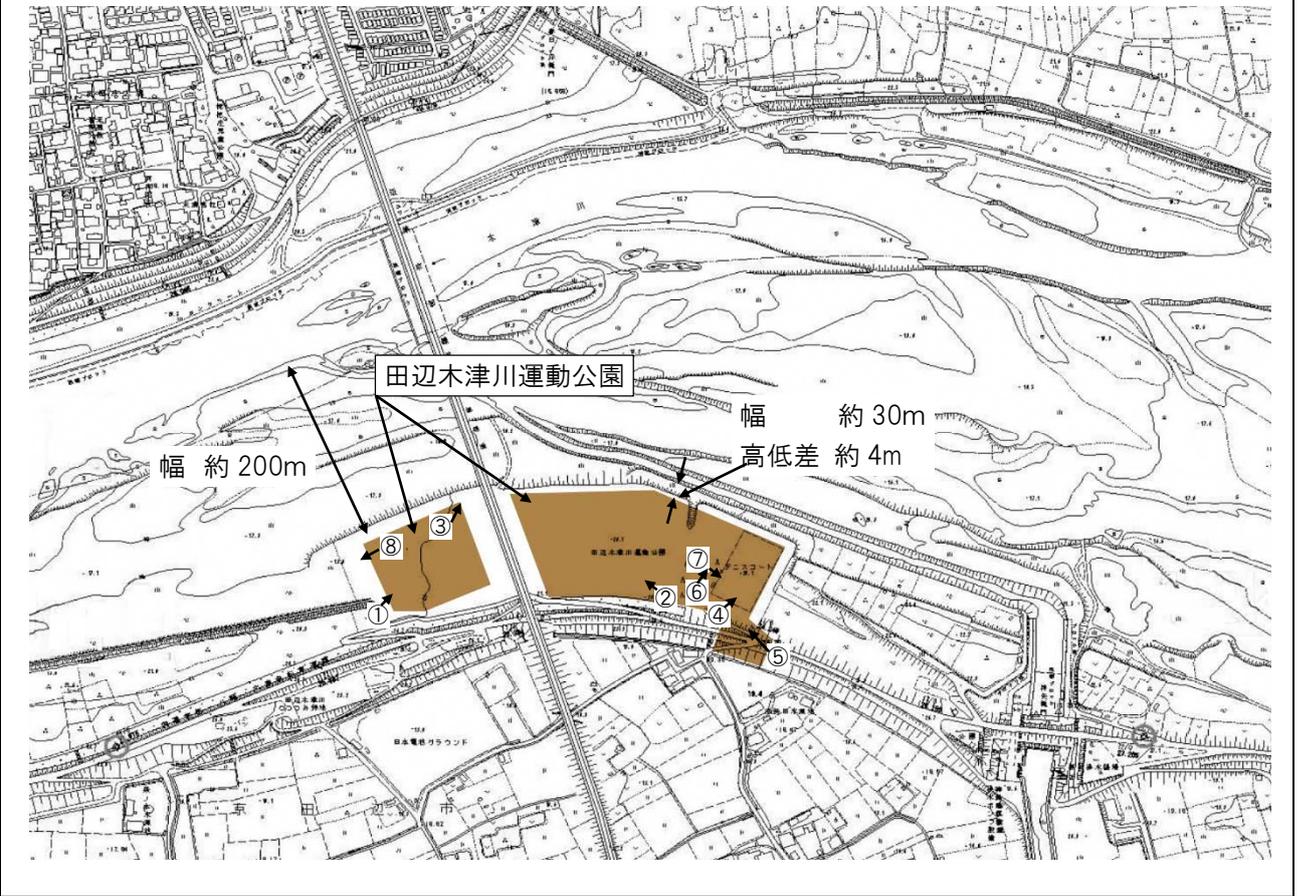
ランク：A

番号	36. 田辺木津川運動公園	占用目的	都市公園	許可受者	京田辺市	場所	左岸 11.2k+15m～ 11.6k+15m
----	---------------	------	------	------	------	----	----------------------------

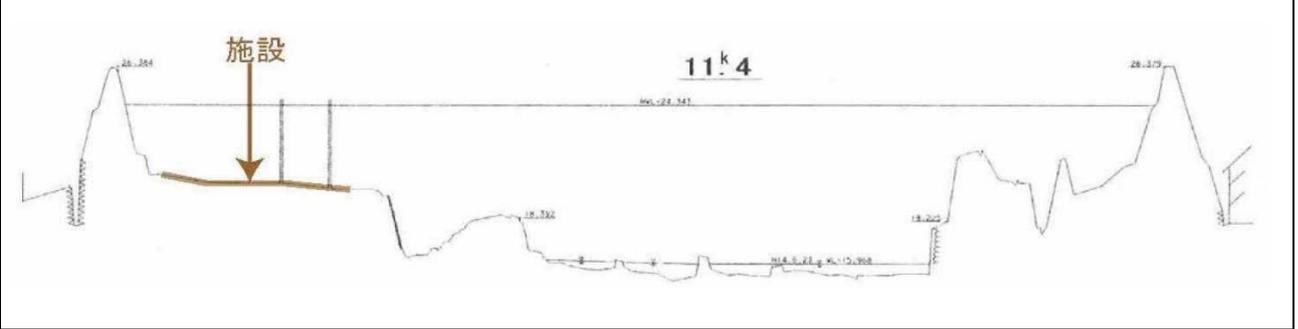
5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(写真撮影者：占有者)

(平面図)



(断面図：11.4k)



①下流側グラウンド



ランク：A

番号	36. 田辺木津川運動公園	占用目的	都市公園	許可受者	京田辺市	場所	左岸 11.2k+15m～ 11.6k+15m
----	---------------	------	------	------	------	----	----------------------------

(写真撮影者：委員会事務局及び京田辺市、平成30年11月撮影)

②上流側グラウンド



③バックネット



④テニスコート



⑤進入路(上流側)



⑥駐車場



⑦トイレ



⑧水際(下流側)



## 【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)  
 ●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:36.田辺木津川運動公園)

No	確認の視点	確認事項	通年度意見	通年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			「第3次京田辺市総合計画」、「京田辺市都市計画マスタープラン」、「緑の基本計画」が策定されています。(※マスタープラン:自然生態系の保全に努める中で、自然学習の場として活用するなど、自然とのふれあい空間をめざす。)		○ある △:検討中 ×:ない		
2		遊樂場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			地域防災計画における位置づけはありません。		○ある △:検討中 ×:ない		
3		場内において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			現時点において、運動公園としての代替施設の設置または機能の代替計画はありませんが、市内にある本公園以外の公共施設(田辺公園野球場や各小・中学校グラウンド等)を提供し利用していただいています。		○ある △:検討中 ×:ない		
4		川らしい自然環境に影響が小さい施設に転換する計画はあるか (例)・水際部の占用面積を縮小 ・グラウンドを緑水公園に変更 →河川敷内で場所移動 等			現在のところ自然環境に影響が小さい施設に転換する計画はありません。		○ある △:検討中 ×:ない		
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が小さい施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す			本市関係所管(京田辺市教育委員会、指定管理者等)と連携を図っております。また、検討課題の対応等についても、市内関係所管及び委員会並びに河川管理者との連携も図りたいと考えています。		○:連携している △:検討中 ×:連携していない		
6	占有目的	占有目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			河川周辺の自然環境の維持、保全を今後も利用者等と呼びかけていくとともに、本公園をスポーツ利用の提供だけでなく、環境学習等の場として検討してまいります。		○:合致する △:一部合致する ×:合致しない		
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			京田辺市新市公園条例および京田辺市社会体育施設管理規則等に基づき公平に利用しています。		○:公平に利用できる △:公平に利用できない場合がある ×:特定の者が利用		
8		利用状況は占有目的に合致しているか			競技場、野球場、テニスコートについてはH26～H28の3カ年について年間約44,600名の方々に利用されています。また、毎年10月に京田辺市マラソン大会が開催され約700人もの方々が参加(利用)しています。		○:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない		
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか			地元スポーツ少年団や地元企業及び市民によって定期的に清掃等活動を展開し、河川周辺を含む美化運動を取り組んでいます。また、本市総務課、都市計画課、市民生活課(市内全域) 毎年6月第1日曜日・9月第4日曜日)で、地元関係行政機関・自治会等の協力のもと環境美化に努めています。		○:連携している △:検討中 ×:連携していない		
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、3ヶ所、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			「護国園(環境省自然環境部生物多様性センター提供)「木津川の」主な希少植物と残したい草花たち」と「魚・環(やましろ里山の会資料)」、本市「緑の基本計画」等で把握に努めています。		○:把握している △:調査中 ×:連携していない		
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか			本公園の冠水等の実績は、平成21年10月・平成23年9月・平成24年9月・平成25年9月・平成26年8月、平成28年11月となっておりません。		○:把握している △:調査中 ×:連携していない		

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)

記入者:井上 哲也(京田辺市 建設部 施設管理課 緑のまちづくり室)

●河川保全利用用チェックリスト(占有地 名称:36.田辺木津川運動公園)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占有者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
12	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか、 (例)水際部に緩衝緑地を設置等	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか、 (例)水際部に緩衝緑地を設置等			水際までの距離が最短で約30mあり、水際周辺までツリロシヨヤやナギ等が見られる。また、公園管理者及び指定管理者において日常及び定期的に点検を実施し、溝槽や美化に努め維持管理を履行しております。			○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
13	管理運営は占有区域及びその付近の自然環境の保全、再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営業時期の利用制限等	管理運営は占有区域及びその付近の自然環境の保全、再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営業時期の利用制限等			上記と同じく、環境保全、美化に努め、集中利用を回避するため施設利用の分散化(田辺公園野球場や各小・中学校等)を図っています。			○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
14	施設利用者による占有区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	施設利用者による占有区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	施設の使用点検報告書のバインダーの裏に、木津川の希少種に関する資料を添付すると共に、河川レンジャーNewsを配布し、啓発に努めている。		広報情報板の掲示やリーフレットスタンドを配備し、施設申込者(利用者)に対して、啓発および資料の配布等を行っています。			○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
15	占有区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか	占有区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか			学校関係者と、当公園の環境学習の場としての利用に向けた協議を行っています。また、河川レンジャー主催の行事へ参加するともに、チャックリストNo.9に記載した連携体制を維持、向上してまいります。今後も環境学習・保全活動を行っていく上でも、関係団体等と連携を図ります。			○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか			本公園の日常点検や定期的な点検において把握に努めており、占有区域内で不許可の工作物等はありません。			○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	
17	占有区域外を使用していないか (例)トイレ、運入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等	占有区域外を使用していないか (例)トイレ、運入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等			占有区域外の使用はしていません。また、利用者に対し、施設以外、また目的外使用をしないよう指示しています。			○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
18	占有施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水迎へのアクセスの支障になっていないか	占有施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水迎へのアクセスの支障になっていないか			カヌーでつなぐ「琵琶湖・淀川流域園」に場所を提供させていただいていますので、河川利用者(カヌー・釣り)の支障となっております。			○:支障はない △:支障になる場合がある ×:支障がある	
19	地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等	地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等			日常及び定期的な点検により監視および清掃等実施しており、迷惑な利用はされておられません。			○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか			京田辺市都市公園条例、京田辺市都市公園条例施工規則、京田辺市社会体育施設管理規則、有料公園施設使用の手引き等で定めています。			○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
21	管理運営・利用のルールに自然環境の保全、再生に関する事項は定めているか	管理運営・利用のルールに自然環境の保全、再生に関する事項は定めているか			都市公園条例(行為の禁止)第4条で定めています。(1)都市公園を損傷し、又は汚損すること (2)竹木を伐採し、又は植物を採取すること (4)鳥獣類を捕獲、又は殺傷すること等			○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	
22	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか			利用看板及び啓発看板等、またホームページに關係条例・施行規則等により周知しています。			○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	

## 【参考資料】 河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

平成 27 年度  
木津川下流保全利用委員会

平成 27 年 12 月 16 日

すので、一緒にしていただけますかというようなことで、ちょっと写真のほうもつけさせていただいておりますが、ご協力いただいて、やっていただいたりしておるところでございます。

- 村上委員長 一応努力されていると思いますよ。できたら、看板の設置とか、そういうものも少しずつでもやっていただけたらいいと思います。
- 久保田委員 そうなんですね。言い忘れてました。看板が何かお堅くて、ここでいい環境があるんだというイメージを湧かせるものがないんですね。何かお堅くて、これをしてはいけませんみたいな感じなので、ここはこういうすばらしいところですよという、そういうアピールをしてほしいなと思います。
- 宗田委員 看板は八幡市のやつがよかったです。
- 占用者（城陽市） 参考にさせていただきます。
- 村上委員長 それでは、この件はこれでよろしいですね。  
それでは、これで終わります。

## 2-5) 田辺木津川運動公園（京田辺市）

- 村上委員長 そしたら、5番目の田辺木津川運動公園、京田辺市、よろしく願います。
- 司会（高橋） それでは、5番目の案件、田辺木津川運動公園につきまして、事務局より簡単にご説明させていただきます。
- 事務局（峠） それでは、180ページをご参照ください。田辺木津川運動公園でございます。

占用目的は都市公園としておりまして、場所につきましては、左岸側の11.2キロ付近となっております。

現在の利用形態ですが、野球場が1面、ソフトボール場が2面、テニスコート4面。それから、毎年10月に京田辺市さん主催のマラソン大会の運営拠点として利用されているということでございます。

占用面積につきましては、2万7,000平米となっております、利用者ですが、平成26年度は約4万1,000人ということでございます。

地域の場所と風景の写真等でございますが、185ページに記載のとおりでございます。

それから、地域の状況ということですが、183ページにございまして、占用地及び周辺の自然環境ということですが、上から2つ目、水際は自然河岸で、上流部分の前面に大規模な中洲が形成されています。中洲には大規模な河原裸地があります。それから、下流部分の前面にも大規模な砂洲がありまして、大規模な河原裸地、ツルヨシ、ヤナギなどが見られるような環境となっております。

前回の審議のご意見等ですが、182ページの真ん中辺にございます。ご意見は2ついただいております、1つ目、駐車場の適正化に引き続き努められたい。2つ目、河川環境や防災に関する学習の場としての利用など、河川敷の特性を活かした多目的な利用について、河川レンジャー・NPO等各種団体と連携して進められたい。また、その

結果を報告していただきたいということで、2つのご意見をいただいているところです。  
簡単ですが、以上です。

○村上委員長 そしたら、占有者さん。

○占有者（京田辺市） 京田辺市の緑のまちづくり室の井上でございます。本日はよろしくお願いいたします。

前回審議のご意見につきまして説明させていただきます。

駐車場の件ですけれども、駐車場につきましては、186ページの⑦番のところに駐車場の写真がございますが、この部分が駐車場となっております、ちょっと写真ではロープが細いものですから写っておらないんですが、ちょうど車がとまっております上の部分にロープを横断的に張りまして、駐車場区域を明確に明示をして、それ以外のところには車をとめないようにということを利用者の方をお願いをしております。また、車につきましてもできるだけ乗り合わせて来ていただくというようなことで、スポーツ少年団の方々等にもお願いをいたしまして、乗り合わせで来ていただいて、できるだけこの利用数を少なくしていくというようなことを進めておるところでございます。

それから、河川環境や防災に関する学習の場としての利用ということで、学校のほうとそういった河川環境の授業がここでできないかなということで、ちょっとまだ具体的な事例は挙がってこないんですけれども、そういった協議を教育サイドのほうでお願いをしておりますとともに、河川レンジャーさんのほうで木津川の一斉清掃等をしていただいております。それから、そのほかにこの公園の管理をしています指定管理者のほうから参加していただいたりとか、それから淀川流域圏連携交流会主催の第3回カヌーでつなぐ琵琶湖・淀川流域圏、資料は249ページについておりますけれども、木津川の上流から下流までをカヌーで下るということで、その中継地点として、この11月21、22日、ちょうどこの場所をご利用いただいたというようなところがございます。

また、河川レンジャーさん主催のいろいろな「淀川発見講座」というようなところに参加をして、いろいろ勉強させていただいたりとかというようなことをやっております。  
以上でございます。

○河川管理者（増田） 河川管理者からも、この件については申し上げることが1件ございます。

この京田辺市の公園のことにつきましては、11月20日ぐらいの京都新聞に載りまして、それは何かと申しましたら、淀川河川事務所に京都の行政評価事務所が河川管理のことを聞きたいということで、巡視のこととか、川にはどんなものがあるんですかというのをちょっと聞きに来られて、7月ぐらいにヒアリングがありました。そのときに書類を見ていただいてまして、その中で手続中で許可書がまだおいていないものとか、見せてということで見せて、説明させてもらっておったんですが、その後で行政評価事務所が現地に行って、ここと抱き合わせになっている民地の26条許可を出しているところをごっちゃにしまして、新聞の中では、別々の書類のものが一緒になってしまって、これは許可が出てないんじゃないですかという形で記事になってしまったと。

それで、市さんのほうにも問い合わせがあったらしいんですけれども、市さんのほうもそのときにそこまでの説明をようせんままに、記事として、手続が遅れている、から始まって、これはアウトじゃないのか、許可とってるのかとか、そういう記事になっ

たという経緯がございました。これについては、うちのほうも個別の説明の中ではそれはしてなかったんだけど、そういうことになってしまうのだったら、今後は書類、別々の書類のものも抱き合わせにしてわかりやすくするか、ちょっといろいろ手を打ってみようかなど。それから、書類の遅れについてはどんどんやっ払いこうという形で、ちょっと内部的に話をさせてもらっているという現状がございます。

○村上委員長 いまの話ね、その記事を読んだ人にはさっぱりわからん。その記事の内容を軽く説明してから言ってもらえませんか。

○河川管理者（増田） 記事の内容は……

○村上委員長 2つありましたね。

○河川管理者（増田） はい。河川敷に手続、許可更新がおくれている公園が幾つかございますと。もう一つが、公園の中には、書類上これはないというのが現地にあるんじゃないか、これはある意味不法じゃないのかという意味の、この2点の記事が載りました。

それで、手続がおくれたことにつきましては、これはもう行政評価事務所さんのほうに、今こういう審議をしておいて、こういう内容で今もんでいるんですという説明をさせていただいて、これは当たり前の話として、すぐ手続を進めさせていただきまします。それから、物については、手続がとれていないものというのがあるんだとしたら、それは撤去か手続をとってもらるか、どちらかですという話をさせていただきました。

その中に、京田辺市さんの別件で手続をとっている、別件で許可を出しているものというのが、その書類の中に、別の書類ですので入ってませんでしたので、評価事務所さんのほうが、これは手続とれてないですよという感じでちょっと記事になったと。

それで、それが市さんのほうにも何か連絡が行ったらしいんですけど、市さん、そのときにはそこまでのお話はされてなかったということで、そのまま記事になったという形になりました。

○河川管理者（松原） 2つの許可があって、敷地と設置施設がセットの許可、施設のみ許可、どちらも許可としてはあるんですけども、いつも私どもは施設と敷地のセットの許可というのが多いので、施設のみ許可というのはすごくまれな事例ということで、そしてこの施設の許可というのは更新をしないんですよ。だから、かなり昔に許可されていたのがそのまま生き残っていて、こちらについての認識が薄かったと。それが行評さんにうまく説明できていなかったのと、京田辺市さんのほうもマスコミにうまく説明できなかったということで記事になったということです。

○村上委員長 何か不法占有みたいなことが書いてあるね。

○河川管理者（松原） そういう扱いになったということです。昔から更新のない許可がずっと生きていたんだけど、こちらのほうは埋もれたという状況であの記事が起ったということでございます。

○村上委員長 でも、それはそういう誤解が生じないような手続をしておかないといかんですな。

○河川管理者（松原） ですから、今度はこれをこっち側のやつに、更新型の中の許可に一本で書いてしまおうという形で、今度は京田辺市さんとうちのほうで打ち合わせをしたと。

○村上委員長 あれを見てね、えらいことを書かれているなと思ってね。実は困ったなと

思っ、きょうぐらいにちゃんとしておかんと、ああいうふうに書かれると、木津川下流河川保全利用委員会は何をしているのかという話になりますので。

- 宗田委員 その誤解はどこがしたんですって。行政ですか。
- 久保田委員 新聞社が誤解したんでしょう。
- 河川管理者（増田） 行政評価事務所が誤解をしているという形になります。
- 宗田委員 新聞社が悪いのではなくて……。
- 河川管理者（増田） 行政評価事務所にも、僕らのほう、指摘事項についての回答というのがございますので、これはこういうことですよという回答文をつくってお渡しするという予定になっております。
- 宗田委員 だから、誰に責任があるかという、行政評価事務所の誤解——それは説明するほうも悪かったということはあるのかもしれませんが、変な話ですね。
- 村上委員長 変な話。
- 河川管理者（松原） 行評への私どもの説明が不足しているだろうという話になるかもしれませんが、私どもはこういう許可だという話をもう一度お伝えしなければいかんという立場になっていると思います。
- 宗田委員 だから、行政評価事務所も……
- 河川管理者（松原） もう一度理解していただくために、うちのほうから回答を……。
- 宗田委員 官と官との話ですよ。
- 河川管理者（松原） そうですね。
- 河川管理者（増田） 書類はこれですかということで、この書類を見せました。現地はその隣に別のものがありますというのを一緒に見れてということで……
- 宗田委員 いや、官と官の間の誤解が新聞社に漏れて記事になるということもまた問題ですよ。
- 河川管理者（松原） 行評が発表したんですよ。
- 河川管理者（増田） 行評が、こういう調査をして、こういうふうなものですというのを出して、それでちょっと新聞社さんが市さんに問い合わせをしたときに、そのときもそこまでの話にいかんままに、新聞社さんもそれを不法やという意味で書いたと。
- 宗田委員 行政評価事務所のほうは、当然公表することを前提に仕事をしてますからね。
- 河川管理者（増田） うちのほうも舌足らずの説明というか、そこまで説明しないといけなかったのかな、というのもあったんですけども、これからは書類一本にして、ついでに言っておきますけど、これはこういうことですから、とやらんことには、要らん混乱を招くということで、市さんともお話をさせてもらったところです。
- 宗田委員 本題とは関係なさそうですね。
- 河川管理者（増田） そうです。
- 村上委員長 そういう誤解でも何でも起こらないようにするというのをやっておかないと、それこそ、あっ、こんなことが出てるわと思って、委員会は何をしとるんやという話になったら困るのでね。

僕は当然、そこにネットか何か張っている場合は、それは許可を得ているものと思っているわけですよ。それを一々、許可をとったかというふうには占用者に聞かないでしょう。そんなんを聞いていたらたまらんですからね、それを前提に言ってますので、ち

よっとそういうことが起こると困るなあと。

だから、チェック項目の中に、そういうのは許可をとってますねというのはどこかに入れておいてもらってね。それは当然のことなんですよ。そういうことをやっておかないと、ああいうときに困ったことになる。

それで、許可更新が数年遅れているというのは、そしたらもうこれは、更新を許可しているのは僕らですからね、審議しているのは。だから、それはもうやめたらどうかという話になりますよね。だから、それはやっぱりまずいと思うんですよ。

それは割と大きな問題なので、それで、きょうはちょっと話をしておいてと言っておいたんです。やっぱりこれは今後とも起こることなので、あんな形で出ると、せっかく保全利用委員会でやっているのに、水を差すような話になると思うので。

そしたら、今の審議に行きましょう。

○久保田委員 182ページ、表の一番下の、環境保全に向けての申請者の取り組みのところで、NPO法人京田辺市社会体育協会の協力を得て呼びかけ。近年、これはいつからされているのかということ、何人ぐらい参加されているのか、広報はどうされているのか、その辺は大体わかりますでしょうか。もしわかれば……。

○占用者（京田辺市） いつからか、正式にはこの場では調べないとお答えはできないんですけども、結構かなり前から、私はこのNPO法人京田辺市社会体育協会の職員なんですけれども、少なくとも指定管理を受けたここ5年に関しては継続して行っている。

一回の参加で、大体スポーツ少年団等々で200名ないし300名程度で一斉清掃の活動を行っているというふうな形になっています。

○久保田委員 ありがとうございます。

○村上委員長 これはやましろ里山の会に言うべきことかもしれないけれども、発行やましろ里山の会の「木津川の「主な希少植物と残したい草花たち」と魚・蝶」というパンフレットがありますね。この中で、オニユリとかは外来種なんですね。それから、ホソオチョウ、ブルーギルというのがありますね。特にホソオチョウに関しては、ジャコウアゲハと競合するから非常に困った状態なんです。それで、これがおることによってジャコウアゲハが圧迫されてまして、これは趣味で放したチョウなんです。それで、こんなものは希少動物でも何でもなし。外来種そのもの、侵略的外来種です。だから、こういうものを一緒にしてもらおうと困るんです、ブラックバス、ブルーギル。だから、「希少種とそれに影響を与える外来種」ぐらいにして分けて書かないと、知らん人が見たら、ホソオチョウもきれいなチョウチョやなということで、これは完全に誤解されますよ。

外来種の国際的な委員もしてますし、生態学の環境省の委員もしているんですよ。これは非常に困ります。だから、ちょっと気をつけてほしいなと思います。こういう看板とかを出すときは、少し相談していただいたら、私も知恵を出しますので。

○占用者（京田辺市） お願いします。

○村上委員長 ここは、防災とかそういうことに関する記述はどこかにしてあるんですか。ないんですか。

○占用者（京田辺市） 特にしてはおりません。

○村上委員長 ということは、余り起こらなかったということですか。その頻度が少ない

んですか。要するに、災害を受けた頻度がどのぐらいあるかとか、その災害復旧をどうしたかとか。

○宗田委員 181ページ。

○占用者（京田辺市） 災害等につきましては、181ページに挙がっておりますけれども、防災の訓練ということですか。ちょっと聞き取れませんが、申しわけございません。

○宗田委員 災害のことは災害のことなので、防災広場のことではないです。

○村上委員長 やっぱり大分受けているんですね。

○占用者（京田辺市） 受けております。

○村上委員長 これ、どのぐらいの規模でどのぐらいの修理費だったかというのは、どこかにあるんですか。

○占用者（京田辺市） 245ページに参考資料をつけさせていただいております、ここ近年の被災と復旧の内容ということで。私ども、草内木津川運動公園のほうも占用させていただいております、2つが同時に受けたこともございます。この場合はそういう形で受けておまして、復旧費につきましては、それぞれの公園ごとに記載させていただいております。

○村上委員長 相当な額いってるんですね。

○占用者（京田辺市） はい。前回、26年のこの場所の被災につきましては、極力堆積した土砂のほうを戻すと。グラウンドが波打ったような形になりまして、極力堆積土砂をそこへ戻すということでやったんですが、若干足りるところにつきましては、堆積土砂が800立米弱、90立米ほどはちょっと足りませんでしたので、その分は協議させていただいた中で購入等で整地をさせていただいたという経緯がございます。表面のまき土等を整地で使ったんじゃないのかなと思います。

○村上委員長 今後この辺のことは、やっぱり木津川って割と議論になると思うんです。だから、その辺の今後どうするかということも含めて、特記事項には書いてあるんですが、このページにこれが書いてあるとか、見てわかるようにしておいてもらいたいんですね。お願いします。

それで、やっぱりそういうことがたびたび重なると、いろんなことを考えたほうがいいと思いますよ。

○占用者（京田辺市） そうですね。

○村上委員長 これは共通してますね。

ほかにございますか。

特になければ、これでいいということで、ご苦労さまです。

○占用者（京田辺市） ありがとうございます。

#### 4. 一般傍聴者からの意見聴取

○村上委員長 そうしますと、これで各河川公園のことについては済んだんですが、一般傍聴者のご意見として、どなたかおられましたら意見を出してください。

どうぞ。

○一般傍聴者（米道氏） 堺市から来ました米道といいます。

## ■過年度審議結果のレビュー

## 平成19年 委員会

- ✓ 占用申請にない駐車場の利用について、占用範囲外も含め駐車場としての利用実態を把握し、必要台数、維持管理のあり方について検討されたい
- ✓ 大学生の利用が盛んとのことだが、ある特定の団体による排他独占的な利用になっていないかどうか、実態を把握されたい
- ⇒ 近鉄鉄橋高架下など、占用区域外の駐車等が見られたが、公園利用者への指導、看板設置、植栽等で対策を講じ、一定の成果が得られている。利用者へは乗り合いを推奨するなど車両台数の制限を行った
- ✓ 河川環境について考える機会となっているイベント等については、継続して実施されたい。また、その活動を利用者等に広報・周知されたい

## 平成21年 委員会

- ✓ 駐車場利用に関し、引き続き利用実態の把握に努め、適正な台数を検討されたい
- ✓ 当該占用地は浸水が起きやすく、アクセス道路にも課題があるため、利用適地としての位置づけ等についても長期的な検討が必要
- ✓ 川らしい自然環境の保全再生、人と川とのつながりを重視し、川を訪れた子供たちを川から遠ざけるのではなく、上手に川と親しんでもらえるような取り組みを展開されたい
- ⇒ 自然環境保護に留意した利用と管理に努めるとともに、親水対策等についても関係書簡と連携し、運用に努める

## 平成24年 委員会

- ✓ 駐車場の適正化について、引き続き努められたい
- ✓ 河川環境や防災に関する学習の場としての活用など、河川敷の特性を活かした多目的の利用について、河川レンジャー、NPO等と連携し取り組みを展開されたい
- ⇒ 学校関係者との協議を進めている。また、河川レンジャー主催の各種行事に場所を提供するなど連携に努めている

## ■過年度審議結果のレビュー

## 平成27年 委員会

- ✓ 啓発広報を実施する際には、希少種や外来種に関する説明等、市民の環境理解を進めるよう配慮されたい